# 平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業) 公募要領

(第二次公募用)

平成30年7月25日(日環協第30072501号)
公益財団法人 日本環境協会

公益財団法人日本環境協会(以下「協会」という。)では、環境省から平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)の交付決定を受け、同補助金を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の目的及び概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、本補助金の補助事業として選定された場合には、関係法令及び交付規程等の規定により適正に実施していただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)(以下「施行令」という。)及びその他の法令の定め等によるほか、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付規程(以下「交付規程」という。)の定めるところに従い実施していただきます。

- ・ 補助事業開始(発注・契約行為を含む。)は、交付決定日以降となります。
- ・ 補助金の交付は、原則、精算払となります。
- ・ 補助事業完了後も、環境大臣への事業報告書の提出が必要です。
- これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、 事態の重大なものについては交付決定の取り消しやそれに伴う補助金の返還を命ずる こともあります。

## 目次

1. 再生可能エラ 及び支援事	-	デー電気・熱自立的普及促進事業の目的 分	• • • • 4
2. 本事業の内容	\$		•••10
3. 本事業公募の		後の流れ 三〜補助金の支払)	•••17
4. 本事業におい	ける昏	習意事項等	• • • 2 6
5. 応募の方法			• • • 2 7
6. お問い合わせ	t先		•••31
[別紙添付資料]			
別紙添付資料	1	支援事業メニューのまとめ表(その2)	
別紙添付資料	2	補助事業実施に関する要件その他の必要な事	項について
別紙添付資料	3	暴力団排除に関する誓約書 暴力団排除に関する誓約書 (一般用)	
別紙添付資料	4	暴力団排除に関する誓約書 誓約書(個人事業主用)	
別紙添付資料	5	個人情報のお取り扱いについて	
別紙添付資料	6	「事業性評価」関係資料	
別紙添付資料	7	様式第1 別紙7	
		【CO2削減効果の算定方法及び計測方法概	要】
別紙添付資料	8	様式第1 別紙8 【太陽光発電設備「システム価格」、「補助率 シート】	、上限」算定チェック
別紙添付資料	9	様式第1 別紙9 【蓄電システムの「システム価格」、「補助率 シート】	、上限」算定チェック
別紙添付資料	1 (	) 様式第1 別紙10 【事業性評価様式】	

## 1. 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の目的及び支援事業区分

## 1 目 的

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(以下「本事業」という。)は、地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に要する経費に対して補助金を交付することにより、再生可能エネルギーの自立的普及を促進し、もって日本の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に掲げる我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標(2013年度比で26%減とする。)達成への貢献を通じた低炭素社会の実現に資することを目的としています。

交付の対象となる事業は、地方公共団体が申請者の場合、原則として以下の施策に基づく事業 (以下「実行計画等(\*3)事業」という。)とします。

- ・1) 地方公共団体実行計画 (\*1) (以下「実行計画」という) に位置付けられた施策
- ・2) 地方公共団体が実行計画への位置づけを検討している施策
- ・3) 実行計画に準ずる計画(\*2) に位置づけられた施策
  - \*1 地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)第21条第1項及 び第3項の規定による計画とします。
  - \*2 実行計画以外の計画であって、温対法第21条に掲げる要件を全て満たす計画。
  - \*3 実行計画等とは、事務事業編、区域施策編、上記\*2の計画を指します。

また、地方公共団体以外が申請者の場合、以下の施策に基づいた事業であることを推奨します。

- ・上記1)から3)(地方公共団体が申請者の場合と同じ)
- ・4) その他、地方公共団体が策定した他の計画に位置づけられた施策 (温対法第21条に掲げる要件を全て満たす必要はなく、例えば地方公共団体の総合戦略のようなものでも可)

平成30年度の補助金予算は、54億円です。

本事業の目的は、地方公共団体の積極的な参加・関与を通じて、

- ① 国内に広く応用可能な課題への対応の仕組みを備え、
- ② CO2 削減に係る費用対効果の高い取組

に関する優良事例を創出することで、他の地域への水平展開につなげることです。 したがって、課題への対応に関しては、モデル性、波及性が重要です。

## 2 支援事業区分

本事業には、事業区分として「表1」のとおり第1号事業から第8号事業の支援事業メニューがあります。設備導入事業として第1号事業、第4号事業、第5号事業、第6号事業、第7号のイ事業及び第8号事業を、事業化計画策定、調査事業として第2号事業、第3号事業及び第7号のア事業を用意しています。

なお、第1号、第2号、第3号、第5号事業については、対象は地方公共団体及び非営利法人等(社会福祉法人、医療法人等)に限られております。一方、第4号事業については、離島(本土と送電線で系統連系されていないオフグリッド型の離島(以下「離島」という。))の地方公共団体、非営利法人等及び営利法人を対象としています。また、第6号事業については、営利法人及び青色申告の個人事業主のみを対象、第7号のア、イ事業については、地方公共団体、農業者、農業者の組織する団体、地方公共団体と連携した非営利法人等及び営利法人、第8号事業については、地方公共団体、非営利法人等及び営利法人、第8号事業については、地方公共団体、非営利法人等及び営利法人、第8号事業については、地方公共団体、非営利法人等及び営利法人、第8号事業については、地方公共団体、非営利法人等及び営利法人を対象としています。

表1 支援事業の区分(支援事業メニュー)

表 1 文援争第		(援事業メニュー)	
1. 事業の区分	2. 補助	3. 事業概要	4. 対象経費に対する補助率、上限
(対象事業)	対象者		
	(*1)		
第1号事業	地方公共	・以下の再生可能エネルギー設備	① 太陽光発電設備
再生可能エネル	団体、	の導入を行う事業。	: 1/3
ギー発電・熱利	非営利法	①発電設備	ただし、以下が上限額
用設備導入促進	人等	②熱利用設備	ア. 政令指定都市(*4)以外の市町
事業 (*2)		③発電・熱利用設備	村及び特別区(*5)(これらの市
		・地域における再生可能エネルギ	町村により設立された地方公共団体
		一普及・拡大の妨げとなっている	の組合を含む。)
		課題への対応の仕組みを備え、か	:8万円/kW A、D (*10)
		つ CO2 排出削減に係る費用対効	イ. ア以外の地方公共団体
		果の高い取組に対し、再生可能エ	: 7万円/kW
		ネルギー設備を導入する。	ウ. 地方公共団体以外の者
			:8万円/kW ⑪
			② 太陽光発電設備以外の設備 ア. 政令指定都市(*4)以外の市町村(これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。特別区(*5)を除く。):2/3 B、©イ.ア以外の者 I. 陸上風力発電・地熱発電(バイナリー方式以外)設備:1/3 F、① II. I以外の設備:1/2 G、①

第2号事業 事業化計画策定 事業	地団非人等	・補助対象設備等の導入に係る事業化計画策定事業。 ・再生可能エネルギーを利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本計画調査、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う。	上記再生可能エネルギー発電設備 とともに蓄電システムを導入する 場合 ア.家庭用(*8) (ア).設備費 4万円/kWh(初期実効容量) ただし、設備費の3分の1以内 を上限とする。 (イ).工事費・据え付け費 10万円または2分の1以内のいずれか少ない方の額を選定する。 イ.業務用産業用(*8) (ア).設備費 8万円/kW(定格出力) ただし、設備費の3分の1以内を上限とする。 (イ).工事費・据え付け費 2分の1以内 :1/1(上限額1000万円)(*3)
第3号事業 温泉熱多段階利 用推進調査事業	地方公共 団体、 非営利法 人等	・自動観測装置等の設置による温泉熱多段階利用推進に係るモニタリング調査事業。 ・既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査するための設備を整備し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する。	:1/1(上限額2000万円)(*3) ①
第4号事業 離島の再生可能 エネルギー・蓄 エネルギー設備	地方公共 団体、 非営利法 人等、	・本土と送電線で系統連系されて いないオフグリッド型の離島に おいて、以下の再生可能エネルギ ー・蓄エネルギー設備の導入を行	: 2/3 🛞

導入促進事業	営利法人	う事業。	
(*2)		①発電設備	
		②熱利用設備	
		③発電・熱利用設備	
		④蓄電・蓄熱設備等	
第5号事業	地方公共	・バイオマス等の既存再生可能エ	① 政令指定都市(*4)以外の市町
熱利用設備を活	団体、	ネルギー熱利用設備等の余剰熱	村(これらの市町村により設立さ
用した余熱有効	非営利法	を有効利用し、地域への面的な熱	れた地方公共団体の組合を含む。
利用化事業	人等	供給を行う場合において、熱供給	特別区(*5)を除く。)
		範囲の拡大に必要な導管等の設	: 2/3 ①
		備の導入を行う事業。	② ①以外の者
			: 1/2 M

第6号事業	営利法人	・地域における再生可能エネルギ	① 太陽光発電設備
再生可能エネル	及び青色	一設備導入の妨げとなっている	
ギー事業者支援	申告を行	課題への対応の仕組みを備え、か	
事業費	っている	つ CO2 排出削減に係る費用対効	
<b>予</b> 术員	個人事業	果の高い取組に対し、以下の再生	
	主	可能エネルギー設備の導入を支	
		援する事業。	イ・ア以外の民間企業
		① 発電設備	1. 7 数 (
		② 熱利用設備(温泉熱利用設備	② 陸上風力発電・地熱発電(バイナリー
		に限る)	方式以外)設備
		(3 発電・熱利用設備(* 9)	: 1/3 Q
			3 ①及び②以外の設備
			: 1/2 S
			· 1/2   ⑤     (4 ②及び③のうち、要件(* 7)を
			いずれも満たしていると認められ
			る場合
			: 2/3 P. R
			. 23 0, 6
			上記再生可能エネルギー発電設備
			とともに蓄電システムを導入する
			場合
			ア. 家庭用 (*8)
			(ア). 設備費
			4万円/kWh(初期実効容量)
			ただし、設備費の3分の1以内
			を上限とする。
			10 万円または2分の1以内のい
			ずれか少ない方の額を選定する。
			イ. 業務用産業用(* 8)
			(ア). 設備費
			8 万円/kW(定格出力)
			ただし、設備費の3分の1以内を
			上限とする。
			2分の1以内
第7号のア事業	地方公共	農地等において、営農の適切な継	: 1/1(上限額1000万円) (*3)
再生可能エネル	団体、農	続が確保された再生可能エネル	(V)
ギーシェアリン	業者、農	ギー発電設備等の導入事業の事	
グモデルシステ	業者の組	業化を前提とした計画策定を行	
ム事業化計画策	織する団	う事業。	
定事業	体、地方		
	公共団体		

第7号のイ事業 再生可能エネル ギーシェアリン グモデルシステ ム導入事業	と連携し た非学 ( 大 ) 大 ( 大 ) 大 ( 大 ) 大 ( 大 ) ア 事 に	農地等において、営農の適切な継続が確保された再生可能エネル ギー発電設備等の導入を行う事 業。	: 1/2 W
第8号事業 蓄電・蓄熱等の 活用による再生 可能エネルギー 自家消費推進事 業	地方公共 団体、 非営利法 人等、 営利法人	オフグリッド型の離島以外の地域において、既存建築物(改修時も含む)に設置する業務用の蓄エネルギー(蓄電・蓄熱)設備の導入を行う事業。	: 1/2 🛞

- \*1:地方公共団体及び非営利法人等の詳細については、「表2」を参照してください。
- \*2:第1号事業は以下の3つの再生可能エネルギー設備導入事業で構成されています。
  - 1) 再生可能エネルギー発電設備導入事業
  - 2) 再生可能エネルギー熱利用設備導入事業
  - 3) 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入事業

第1号事業の対象の例示については、公募要領「別紙添付資料 2 補助事業実施に関する要件その他の必要な事項について」の該当欄を参照してください。

第4号事業は上記1)  $\sim$ 3) に加えて再生可能エネルギーの活用を促進する蓄エネルギー設備導入も含まれます。

対象設備は普及段階にあり、かつ確実に CO2 排出削減が見込めるものが対象となります。研究開発要素の強い設備は対象となりません。

- \*3:算出された額が当該額を超える場合は当該額。
- \*4:「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令(昭和31年政令第254号)」
- \*5:「地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項」に規定する東京都の区をいいます。
- \*6:「中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項」によります。
- \*7:以下の4つの要件をいずれも満たす必要があります。
  - 1) 当該事業が地方公共団体の定める地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年 法律第117号)に基づく地方公共団体実行計画又は再生可能エネルギー計画に位 置付けられていること。
  - 2) 当該事業が地域の再生可能エネルギーの普及促進、地域経済の活性化等につながることが見込めること。
  - 3) 地方公共団体と連携し普及啓発がなされること。
  - 4) 先進事例として他地域への普及可能性が特に優れた事業であること。

\*8: 蓄電システムの区分(家庭用・業務用産業用)については、以下のとおりとします。

-	蓄電システム		目標価格等			
His	機器仕様	目標価格 区分	保証年数	目標価格		
4.800Ah・セル未満	では、		10年~15年以上	12.0万円~ 18.0万円/k₩h		
2,717,113			_	22万円/k₩		
4,80	DOAh・セル以上	産業用		26/J   J/ KW		

- \*9:温泉熱以外の熱利用設備の導入は補助対象外ですが、発電・熱利用設備(熱電併給設備)のうち、 発電設備に係る部分については補助対象となり得ます(熱電併給設備の共通利用設備等の取扱いに ついては、交付規程の第6号事業実施計画書の当該欄を参照ください。)。なお、温泉熱以外の熱利 用設備に対する営利法人等への補助は、別途経済産業省が行います。
- \*10:第7号事業の補助対象は、再生可能エネルギーの活用に資する計画の策定(ア事業)あるいは設備の設置(イ事業)であり、農業に関する費用(営農計画の策定や設備の設置、資材の購入等に係る費用)は補助対象となりません。
- \*11:事業区分(対象事業)、補助対象者及び導入設備と対象経費に対する補助率、上限の関係を理解するするための補助資料として、「別紙添付資料 1 支援事業メニューのまとめ表(その2)」を用意しましたので参照ください。「表 1」の補助率、上限欄の各補助率、上限値のそばに倒から⑧までのアルファベット文字を添えてありますが、これは「支援事業メニューのまとめ表(その2)」の補助率、上限欄の倒から⑧に対応していますので、申請を検討している事業案件がこのまとめ表の中の、どのケースに該当し得るのかを確認してください。
- \*12:第4号事業、第6号事業、第7号のイ事業及び第8号事業においてはリース等を利用することも 可とし、その場合、補助事業者はリース会社等(設備所有者)となります。また、第6号事業の 表中における太陽光発電設備の導入事業に係る補助率の上限規定は、リース等を利用する事業者 (リース等利用者)をもって判断基準とします。

なお、リース等利用者が地方公共団体となる場合には、第4号事業、第6号事業、第7号のイ事業 又は第8号事業を活用することになります。

また当然のことながら、地方公共団体がリースを利用する事業者となる場合は、公募申請時に、地方公共団体における会計法規上の手続きがとられていることが前提となります。

(注) 上限は上記表のとおりですが、協会が採択内示を行う際、工事内容や積算内容等を勘案し、個別に 基準額(補助対象経費の限度額)を示す場合があります。

## 2. 本事業の内容

## 1 補助対象となる事業要件と公募申請が可能な事業者

補助対象となる事業の要件と補助対象になり得る者を「表2」に示します。

		表2 補助対象となる事業の要	件と補助対象になり得る者
		補助対象となる事業の要件	補助対象になり得る者
第	ア	地域における再生可能エネルギー普及・拡大の	ア 地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一
1		妨げとなっている自然的社会的条件に応じた	部事務組合及び広域連合)
号		課題への適切な対応を備えていること。	イ 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)
事	イ	電気事業者による再生可能エネルギー電気の	第2条第1項に規定する独立行政法人
業		調達に関する特別措置法 (平成23年法律第1	ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
		08号)に基づく固定価格買取制度(FIT)に	工 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及
		よる売電を行わないものであること。	び公益財団法人
			オ 医療法 (昭和23年法律第205号) 第39条に規
			定する医療法人
			カ 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 22 条に
			規定する社会福祉法人
			キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協
			同組合等
			ク 法律により直接設立された法人
			ケ 上記アからクまでの法人以外の法人であって、
			上記アからクに準ずる者として環境大臣の承認
			を得て協会が適当と認める者*
第	ア	再生可能エネルギー(電気)又は再生可能エネ	第1号事業に同じ。
2		ルギー(熱)を利用した事業の事業化を前提と	カ I カ事未に同じ。
号		した計画策定を行うものであること。	
事	イ	環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する	
業	1	取組であって、事前調査、基本計画、事業性評	
		価等の事業化に向けた具体的な検討を行うも	
	ゥ	のであること。	
		補助事業の実施により策定される計画の実施	
		が合理的に見込まれること。	
左		第1号事業のイに同じ。	(安1 見事業)フロド
第 3	ア	既存の温泉に関する湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査し、分析すること。	第1号事業に同じ。
号	イ	を を を を ところリング結果について、 設備設置年度及び	
事	-1	翌年度から最低5年間、毎年度公にするととも	
業		に速やかに環境大臣に報告すること。	
	ウ	補助事業の実施により、今後温泉熱を活用する	
		具体的な事業の実施が合理的に見込まれるこ	
		Ł.	
	工	モニタリングを実施する温泉は、現に湧出して	
		いるものであり、かつ温泉法(昭和23年法律	
		第125号。以下「法」という。) 第14条の	
		2の規定による温泉の採取許可を受け、又は法	

-				
		第14条の5の規定による可燃性天然ガスの		
		濃度の確認を受けて採取されているものであ		
		ること。		
	オ	モニタリングを実施する源泉井戸等における		
		モニタリングの実施に必要な権利を有してお		
		くこと。		
	力	第1号事業のイに同じ。		
第		1 号事業に同じ。	第1	号事業に同じ者及び営利法人。
4	71.		,,,	V V X X X X X X X X X X X X X X X X X X
号				
事				
業				
第	ア	バイオマス等の既存再生可能エネルギー熱	第1	号事業に同じ。
5		利用設備等の余剰熱を活用し、地域への面的		
号		な熱供給を行うため、必要な熱導管等の設備		
事		を導入する事業であること。		
業	イ	既存再生可能エネルギー熱利用設備等には		
	'	再生可能エネルギー以外のエネルギーを含		
		むものも可とするが、再生可能エネルギーを		
		ベース熱源として利用するものに限る。		
	ウ	熱源となる既存再生可能エネルギー熱利用		
		設備等について、年間を通じて実際に余剰熱		
		が発生している、または稼働の効率化等によ		
		り、余剰熱の発生が確実に見込まれる設備で		
		あること。		
	Н	補助事業の実施にあたり、熱供給元及び供給		
		先との間で熱供給に関する契約を締結して		
		いる、または契約の締結に先立ち、協定書等		
FyFr.	-	を取り交わしていること。	マ	<b>学和注Ⅰ (加土八井□仕炊ご田炊 ) ポーン</b> なる
第	ア	地域における再生可能エネルギー普及・拡大の	ア	営利法人(地方公共団体等が出資し設立された
6		妨げとなっている自然的社会的条件に応じた 理暦・の選問な対策な#まずいること		法人又は営利を目的としない事業を行う民間団
号	,	課題への適切な対応を備えていること。		体は対象外とする。)
事	1	第1号事業のイに同じ。	イ	青色申告を行っている個人事業主(税務代理権
業				限証書の写し、又は税理士・会計士等により申
				告内容が事実と相違ないことの証明、又は税務
				署の受取り受領印が押印された確定申告Bと所
				得税青色申告決算書の写しを提出できること。)
第	ア	営農の適切な継続が確保されていること。	ア	地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、
7	1	農地等において再生可能エネルギー発電設		一部事務組合及び広域連合)
号	Ċ	備等の導入後に営農する事業の事業化を前	イ	地方公共団体と連携した非営利法人等
0		M 4 17 17、101-日次/ 0 7 水ツ 17 1日 6 円	'	· LOV MONITOR CALLOS OF CONTRACTOR

ア		提とした計画策定を行うものであること。	ウ	地方公共団体と連携した営利法人
事	ウ	原則、次年度までに当該事業で策定した計画	エ	農業者及び農業者の組織する団体(農業者
業		に基づき再生可能エネルギーシェアリング		(個人経営 ※)、農業法人(株式会社等を含む
		モデルシステムを導入すること。		法人経営)、農業協同組合、土地改良区等を
	工	環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資す		含む)
		る取組であって、事前調査、基本計画、事業		
		性評価等の事業化に向けた具体的な検討を	<b>※</b> )	青色申告を行っている個人事業主の場合は、税
		行うものであること。		務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等
	才	第1号事業のイに同じ。		により申告内容が事実と相違ないことの証明、
				又は税務署の受取り受領印が押印された確定申
				告Bと所得税青色申告決算書の写しを提出する
				こと。それ以外の者は、類似の資料を提出する
				こと。
第	ア	営農の適切な継続が確保されていること。	第7	号のア事業に同じ
7	イ	農地等において再生可能エネルギー発電設		
号		備等の導入後の営農を前提とした再生可能		
0		エネルギー発電設備等の導入を行うもの。		
イ事	ウ	第1号事業のイに同じ。		
争業				
第	ア	蓄電設備及び蓄熱設備(以下「蓄エネルギー	第1	号事業に同じ者及び営利法人。
8		設備」という。)を活用し、再生可能エネル		
号		ギーの自家消費の拡大を図る取組みである		
事		こと。		
業	イ	再生可能エネルギー由来の電気・熱につい		
		て、蓄エネルギー設備を活用しつつ、効率的		
		に管理・消費するための仕組みを整備するこ		
		と。		

\*: 例えば地方公共団体が出資した地域新電力会社、第三セクター等が「ケ」に該当する者として申請可能です。

## 2 補助対象経費と交付額の算定方法

事業区分ごとの補助対象経費と交付額の算定方法の概要を「表3」に示します。

## 表3 補助対象経費と交付額の算定方法の概要

	事業区分 (対象事業)	補助対象経費(*1)	交付額の算定方法
設備導入	第1号事業 再生可能エネルギー 発電・熱利用設備導 入促進事業	事業を行うために必要な設備費、工事費 (*2)(本工事費、付帯工事費、機械 器具費、測量及試験費)及び事務費並び にその他必要な経費で協会が承認した 経費。詳細については、交付規程の別表 第2「補助対象経費の内容」の当該事業 欄を参照。	交付規程の別表第1第4欄に 掲げる方法により算出する(* 3)。詳細については、交付規 程の別表第1当該事業欄を参 照。
	第4号事業 離島の再生可能エネ ルギー・蓄エネルギ 一設備導入促進事業	第1号事業の補助対象経費 及び業務費(*4) 詳細については、交付規程の別表第2 「補助対象経費の内容」の当該事業欄を 参照。	交付規程の別表第1第4欄に 掲げる方法により算出する(* 3)。詳細については、交付規 程の別表第1当該事業欄を参 照。
	第5号事業 熱利用設備を活用し た余熱有効利用化事 業	第1号事業の補助対象経費に同じ。	交付規程の別表第1第4欄に 掲げる方法により算出する(* 3)。詳細については、交付規 程の別表第1当該事業欄を参 照。
	第6号事業 再生可能エネルギー 事業者支援事業費	第1号事業の補助対象経費 及び業務費(*4)	交付規程の別表第1第4欄に 掲げる方法により算出する(* 3)。詳細については、交付規 程の別表第1当該事業欄を参 照。
	第7号のイ事業 再生可能エネルギー シェアリングモデル システム導入事業	第1号事業の補助対象経費 及び業務費(*4)	交付規程の別表第1第4欄に 掲げる方法により算出する(* 3)。詳細については、交付規 程の別表第1当該事業欄を参 照。
	第8号事業 蓄電・蓄熱等の活用 による再生可能エネ ルギー自家消費推進 事業	第1号事業の補助対象経費 及び業務費(*4)	交付規程の別表第1第4欄に 掲げる方法により算出する(*3)。詳細については、交付規 程の別表第1当該事業欄を参 照。
事業化計画策定、調査	第2号事業 再生可能エネルギー 発電・熱利用設備導 入事業化計画策定事 業	事業を行うために直接必要な人件費及 び業務費(賃金、社会保険料、諸謝金、 旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、 使用料及賃借料、消耗品費)並びにその 他必要な経費で協会が承認した経費。詳 細については、交付規程の別表第2「補 助対象経費の内容」の当該事業欄を参	交付規程の別表第1第4欄に掲 げる方法により算出する(*3)。詳細については、交付規程 の別表第1当該事業欄を参照。

	照。	
第3号事業	第1号事業の補助対象経費に同じ(事務	交付規程の別表第1第4欄に
温泉熱多段階利用推	費は除く)。	掲げる方法により算出する(*
進調査事業		3)。詳細については、交付規
		程の別表第1当該事業欄を参
		照。
第7号のア事業	第2号事業に同じ。	交付規程の別表第1第4欄に
再生可能エネルギー		掲げる方法により算出する(*
シェアリングモデル		3)。詳細については、交付規
システム事業化計画		程の別表第1当該事業欄を参
策定事業		照。

\*1:都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び社会保険料を除きます。

#### \*2:設備費、工事費について

エネルギー起源 CO 2 の削減に直接資する設備が補助対象となります。また、付帯工事については、本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲に限り、例えば既存設備の撤去・移設等は対象外となります。補助事業の実施に必要な設備器具の設計費、システム設計費等は工事費の「測量及試験費」に計上してください。

#### \*3:消費税の取り扱いについて

地方公共団体と地方公共団体以外の申請者では消費税の取扱いが異なります(地方公共団体及び消費税を納める義務が免除される者以外の申請者については、消費税分は補助対象外です)。

\*4:業務費(第4号事業、第6号事業、第7号のイ事業、第8号事業に限る)とは、直接必要な機器、 設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費であり、詳細については、 交付規程の別表第2「補助対象経費の内容」の当該欄を参照願います。

## 3 支援事業メニューのまとめ

支援事業メニュー中の事業区分(対象事業)、補助対象者及び導入設備と補助率、上限との関係について、以下のとおり「表4 支援事業メニューのまとめ表(その1)」及び「別紙添付資料 1 支援事業メニューのまとめ表(その2)」に示します。

表4 支援事業メニューのまとめ表(その1)

	事業区分 (対象事 業)	地域	補助対象者	事業概要	設備種別	補助率 上限 (*1)
設備導入	第1号事業	本土 (*3)	地公体(*2) 非営利法人 等	再工ネ設備導入	<ol> <li>発電</li> <li>熱利用</li> <li>発電・熱利用</li> </ol>	2/3、1/2、 1/3

	第4号事業	離島 (*3)	地公体 非営利法人 等 営利法人	再エネ・蓄エネ設 備導入	<ol> <li>発電</li> <li>熱利用</li> <li>発電・熱利</li> <li>用</li> <li>蓄電・蓄熱</li> </ol>	2/3
	第5号事業	本土離島	地公体 非営利法人 等	熱導管等の設備 導入	熱導管	2/3、1/2
	第6号事業	本土	営利法人 青色申告の 個人事業主	再工ネ設備導入 支援	<ol> <li>発電</li> <li>熱利用(温泉熱利用に限る)</li> <li>発電・熱利用</li> </ol>	2/3、1/2、 1/3
	第7号のイ事業	本土離島	地公体 非営利法人 等 営利法人 農業者 関体	再エネシェアリン グモデルシステム 導入	営農の適切な継続が確保された 再エネ発電設備等	1/2
	第8号事業	本土	地公体 非営利法人 等 営利法人	蓄エネの活用によ る再エネ自家消費 推進	蓄電・蓄熱	1/2
事業化 計画策定、 調査	第2号事業	本土離島	地公体 非営利法人 等	事業化計画策定	補助対象設備等 の事業化計画	1/1 、上限 1000万円
	第3号事業	本土離島	地公体 非営利法人 等	温泉熱多段階利用推進に関する調査	自動観測装置	1/1、上限2000万円
	第7号のア 事業	本土離島	地公体 非営利法人 等 営利法人 農業者 農業者団体	再エネシェアリン グモデルシステム 事業化計画策定	営農の適切な継 続が確保された 再エネ発電設備 等導入に関する 事業化計画	1/1 、上限 1000 万円

## \*1:補助金の補助率、上限の詳細について

本補助金の補助率、上限については、以下の条件等によって異なりますので注意ください。

・申請予定の事業内容:

事業区分の第1号事業から第8号事業のどれに該当し得るのか、対象外なのか。

・申請予定者の条件:

地域が本土なのか離島なのか。

地方公共団体の場合: 政令指定都市以外の市町村、都道府県、政令指定都市、特別区か等 地方公共団体以外の場合: 非営利法人等か営利法人(中小企業か大企業か)か等。

- ・導入予定設備の内容:
  - ① 太陽光発電設備、② 陸上風力発電・地熱発電設備 (バイナリー方式以外)、③ ①及 び②以外の発電・熱利用設備か等。

ついては、事業区分(対象事業)、補助対象者(申請可能な事業者)及び導入設備と補助金の補助率、 上限の関係をわかりやすく説明した「別紙添付資料 1 支援事業メニューのまとめ表(その2)」 を用意しましたので、これを「表4」と併せて参照し、申請を検討している事業案件がこのまとめ 表の中の、どのケースに該当し得るのかを確認の上、公募申請を行ってください。

- \*2:地方公共団体(以下「地公体」という。)
- \*3:本事業において、本土とは北海道・本州・四国・九州・沖縄本島等を指し、本土と送電線で連系されていない離島を第4号事業の対象とします。
- \*4:第7号事業の補助対象は、再生可能エネルギーの活用に資する計画の策定(ア事業)あるいは設備の設置(イ事業)であり、農業に関する費用(営農計画の策定や設備の設置、資材の購入等に係る費用)は補助対象となりません。
  - (注)「支援事業メニューのまとめ表(その2)」に記載されているとおり、第6号事業における 太陽光発電設備については、システム価格(25万円/kW)等の要件及び補助率、上限の 算定方法について、ルールが定められています(第1号事業については、下記の様式第1 の別紙8において、システム価格を算定して頂きますが、25万円/kWの要件はありま せん)。

なお、上記に該当する太陽光発電設備で申請する場合、申請者は以下の算定チェックシートの内から、申請対象事業の算定チェクシートを選択し、内容を確認の上、必要事項を記載し、他の公募申請書類とともに添付提出することが必要となります。

・様式第1 別紙8 【太陽光発電設備「システム価格」、「補助率、上限」算定チェックシート (第1号事業用)】

(注:第1号事業については、「システム価格」の要件はありません。) 【太陽光発電設備「システム価格」、「補助率、上限」算定チェックシート (第6号事業用)】

また、第1号事業、第6号事業及び第8号事業における蓄電池(\*)についても、同様のシステム価格等の要件及び補助率、上限の算定方法についてルールが定められています。

(\*「別紙添付資料 2 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について」の設備例中の「蓄電池」(第1号事業、第6号事業及び第8号事業)が対象となります。詳細は当該欄を参照ください。)

なお、上記に該当する蓄電池で申請する場合、申請者は以下の算定チェックシートの内容を確認の上、必要事項を記載し、他の公募申請書類とともに添付提出することが必要となります。

・様式第1 別紙9 【蓄電システムの「システム価格」、「補助率、上限」算定チェックシート (第1号、第6号事業用)】

> 【蓄電システムの「システム価格」、「補助率、上限」算定チェックシート (第8号事業用)】

## 3. 本事業公募申請後の流れ(審査による選定~補助金の支払)

本事業の公募申請後の流れは以下のとおりです。

## 1 審査による選定

協会では、公募申請を受理後、外部有識者からなる審査委員会による審査を経て、補助金事業 の選定を行った後、速やかに採択・不採択いずれかの選定結果を通知します。標準的な審査期間 は公募締切後、1か月程度を予定しています。

なお、

以下の「表 5審査のチェックポイント概要」に示す項目が重要と考えます。

表 5 審査のチェックポイント概要

事業	地域	補助対象者	表も 毎重の/エフノ/ 窓杏のチ	エックポイント	
区分	10/30	1111017/13/14	実行計画等への計上	課題への対応	その他
			要否(* 1)	要否(*2)	主なチェックポイント
第1号	・本土	・地公体 ・非営利法人等	・地公体: プロジェクト概要書添 付、実行計画等計上必要 ・非営利法人等:	・必要、 評価対象	<ul><li>・対象設備の要件、設備規模、 設置場所</li><li>・事業の波及性 (情報発信~波及効果)</li></ul>
			推薦書添付が原則		<ul> <li>・CO2 削減効果 (算定及び費用対効果)</li> <li>・実施体制等(地公体以外の場合、 地公体との連携)</li> <li>・事業終了後の維持管理体制</li> <li>・事業スケジュール</li> <li>・事業性評価(*3)</li> </ul>
第4号	•離島	<ul><li>・地公体</li><li>・非営利法人等</li><li>・営利法人</li></ul>	・実行計画等への計上 不要、評価対象外	・必要、 評価対象	・第1号事業に同じ
第5号事業	・本土・離島	・地公体 ・非営利法人等	・第1号事業に同じ	・不要、評価対象外	・第1号事業に同じ (事業性評価は除く)
第6号事業	・本土	<ul><li>・営利法人</li><li>・青色申告の</li><li>個人業主</li></ul>	・太陽光発電事業以外で 該当する場合に、事業 者が任意で推薦書を 添付 ・太陽光発電事業は不 要、評価対象外	・必要、評価対象	<ul><li>・以下の点を除き第1号事業に同じ</li><li>・太陽光発電事業以外に対して補助率の嵩上げ優遇措置あり</li></ul>

第7号 のイ 事業	・本土・離島	<ul><li>・地公体</li><li>・非営利法人等</li><li>・営利法人</li><li>・農業者</li><li>・農業者団体</li></ul>	・第4号事業に同じ 実行計画等への計上 不要、評価対象外	・不要、 評価対象外	・第1号事業に同じ(事業性評価 は除く) ・営農の適切な継続の確保
第8号	・本土	<ul><li>・地公体</li><li>・非営利法人等</li><li>・営利法人</li></ul>	・第4号事業に同じ 実行計画等への計上 不要、評価対象外	・不要、 評価対象外	・第1号事業に同じ (事業性評価は除く)
第2号事業	•本土 •離島	・地公体 ・非営利法人等	・第1号事業に同じ	・必要、評価対象	・調査の目的・位置づけ(明確) ・調査内容(具体的、詳細) ・設備導入への移行の蓋然性 ・実施体制等(地公体以外の場合、 地公体との連携) ・事業スケジュール
第3号事業	・本土・離島	・地公体 ・非営利法人等	・第1号事業に同じ	・不要、 評価対象外	・第2号事業+以下の2点 ・モニタリング機器仕様の適切さ ・事業終了後の維持管理・モニタ リング体制
第7号 のア 事業	・本土・離島	<ul><li>・地公体</li><li>・非営利法人等</li><li>・営利法人</li><li>・農業者</li><li>・農業者団体</li></ul>	・第4号事業に同じ 実行計画等への計上 不要、評価対象	・不要、 評価対象外	・以下を除き第2号事業に同じ ・策定計画のシステム導入(必須) ・営農の適切な継続の確保

## \*1:推薦書・プロジェクト概要書添付による実行計画等への計上について

「1 目的」に記載のとおり、本事業においては、申請者が地方公共団体である場合、以下の1)から3)の施策に基づいた事業であることを求めています。また、申請者が地方公共団体以外である場合も、地方公共団体と連携して、以下の1)から4)の施策に基づいた事業を実施することにより同計画等を推進していくことを推奨しています。

- ・1) 地方公共団体実行計画(以下「実行計画」という)に位置付けられた施策
- ・2) 地方公共団体が実行計画への位置づけを検討している施策
- ・3) 実行計画に準ずる計画に位置づけられた施策
- ・4) その他、地方公共団体が策定した他の計画に位置づけられた施策 (温対法第21条に掲げる要件を全て満たす必要はなく、例えば地方公共団体の総合戦 略のようなものでも可)

なお、申請にあたっては、地方公共団体自身による事業であれば**プロジェクト概要書**において、上記の

実行計画等(上記1)から3)) への位置づけ状況(予定を含む)、事業における地方公共団体の役割等を詳述していただく必要があります。

また、地方公共団体以外による事業であれば、地方公共団体に上記1)から4)に関する**推薦書**を依頼 し、入手後、添付提出することが原則となっています。

ただし、第4号事業、第7号のア事業、第7号のイ事業及び第8事業については、推薦書・プロジェクト概要書の添付は不要(評価対象外)です。なお、第6号事業においては、太陽光発電導入事業以外で該当する場合に、事業者が任意で推薦書を添付提出ください。

## 【推薦書・プロジェクト概要書について】

本事業は補助対象事業の実施に留まらず、実行計画等の地域の体系的な政策に則って、地域全体の低炭素化、地域課題の解決等が見込まれる事業を支援するものであり、推薦書・プロジェクト概要書は、これを外部有識者からなる審査委員会において確認・評価するために提出を求めるものです。

#### \*2:「再生可能エネルギー設備等の導入の妨げとなっている課題への対応」について

「1 目的」に記載の通り、国内に広く応用可能な「課題への対応」の仕組みを備えていることが 重要な評価対象の一つとなっています。

申請にあたっては、「一般的な課題でなく、申請事業において特定された実際の課題に対して、自立に向けた適切な対応の仕組みを備え、適切な対応が見込まれるか。」について、該当する事業用実施計画書(記入用紙)の「課題の概要及び課題への対応の概要」欄の「チェックボックス ロ 」に「レ点」でチェックを入れた上、詳述していただく必要があります。

ただし、第3号事業、第5号事業、第7号のア事業、第7号のイ事業及び第8号事業の場合は、「表5」の通り記載は不要(評価対象外)です。なお、導入設備の妨げとなる課題及び課題への対応の仕組みとして想定される具体的な例に関しては、公募説明会資料及びQ&A集の当該欄を参照してください(課題対応の具体例については、第1号事業(地方公共団体、非営利法人等)向けと第6号事業(営利法人)向けを別々に用意しましたので、各々Q&A集の当該欄を参照ください)。

#### \*3:「事業性評価」項目の追加について

本再エネ電気・熱事業においては、従来、事業期間 (ライフサイクル) を通じたリスクやその対策が 事業計画に十分考慮されていない可能性があり、つきましては、本年度の公募においては、事業の健全 性チェックを行うために事業計画段階におけるリスク対策の実施状況を本事業の審査委員会の新たな 評価項目の一つに追加します。

主に以下の2つの評価項目で事業性評価を行います。

【事業の継続性】:事業のライフサイクルに大きく影響を及ぼす重大リスク (=最低限実施すべき リスク) への対策実施状況を評価

【収益性】: イニシャルコスト・ランニングコスト等の数値を評価

対象事業及び設備:第1号事業、第4号事業及び第6号事業において、以下の再エネ設備導入の場合 が対象となります。 風力発電、バイオマス(発電、熱利用、発電・熱利用)、水力発電、地熱(発電、熱利用、 発電・熱利用)、地中熱利用、温度差エネルギー利用、雪氷熱利用、バイオマス燃料製造 (太陽光発電、太陽熱利用、蓄電・蓄熱設備等は除く)

## 事業性評価関係書類の提出が必要な申請者:

上記対象事業、設備の申請予定者の内、以下の条件に該当する場合、申請者は以下の「様式第1 別 紙10 事業性評価様式」の内容を確認の上、必要事項を記載し、他の公募申請書類とともに添付 提出することが必要となります。

### · 様式第 1 別紙 1 0 【事業性評価様式】

別紙添付資料 10に記入用紙である【事業性評価様式】を添付していますので参照ください。なお、評価様式は設備により異なりますので、該当する評価様式を記入用紙【Word】から適宜、ダウンロードし、必要事項を記入し提出ください。

その他、本事業性評価内容の詳細については、「別紙添付資料の6」の当該欄を参照ください。 なお、「事業性評価」の項目の審査に当たっては、環境省が別に委託する機関において確認が行われ ます。

なお、審査のチェックポイント概要の各項目の詳細内容については、下記「表6 審査のチェックポイント詳細」を参照ください。

表6 審査のチェックポイント詳細

事業の区分	チェックポイント詳細
第1号事業	[実施計画書]
	① 対象設備
	設備要件が満たされており、適当な設備か。設備規模が過大でなく適切か。設置場所(所在
	地)が確定しているか。設備が普及段階にあり、確実に CO2 削減が見込めるか。
	② 設備導入の妨げとなっている課題への対応
	特定された課題は自立的普及という観点から適切か。
	その課題に対して自立に向けた適切な対応の仕組みを備え、適切な対応が見込まれるか。
	③ <u>事業の波及性</u>
	課題対応の内容及び手法について、普及性、波及性の観点から、高いモデル性・先導性を有
	しているか。
	事業に関する積極的かつ具体的な情報発信方法等の検討がなされ、かつ他の地域への波及効
	果が見込まれるか。
	④ (202 削減効果)
	ハード対策事業計算ファイル等を用いて算定しており、その算定方法(根拠資料も含む)、事
	業完了後の計測方法が実測であり妥当か。設備設置後の計測体制も構築されているか。
	⑤ 002 削減に係る費用対効果
	費用対効果(1t-CO2削減あたりのコスト)の高い取組か。
	⑥ 実施体制等

進捗管理、経理、書類作成など事業を確実に遂行できる実施体制となっているか。 申請者が地方公共団体以外の場合、地方公共団体との連携体制が構築されているか又は見込 みがあるか。

⑦ 事業終了後の維持管理体制

設備の保守点検管理を含めた適切な維持管理体制が整備、構築されているか。

⑧ 事業スケジュール

(単年度の場合) スケジュールが明確に示され、2月末までに事業(支払)完了が見込めるか。

(複数年度の場合)全体スケジュールが明確に示され、単年度毎に事業が切り分けられているか。

### ⑨ 事業性評価

評価項目及び評価の視点は以下のとおり。

#### 【事業継続性】:

評価項目: 事業のライフサイクルに大きく影響を及ぼす重大リスク (=最

低限実施すべきリスク) 対策の実施状況

評価の視点: リスクを認識して対策に努めているか。

#### 【収益性】:

評価項目 : イニシャルコスト・ランニングコスト等の数値を評価

評価の視点 : コスト意識を持ってその適正化に努めているか。

(対象設備については、**太陽光発電、太陽熱利用、蓄電・蓄熱設備等は除く**)

## [プロジェクト概要書/推薦書]

[地方公共団体の場合]

プロジェクト概要書添付が必要。

⑩ 現状分析

域内の CO2 排出分析が適切になされ CO2 削減上の事業の重要性が適切に記載されているか。

① 実行計画等への位置づけ

表5の「注釈\*1」の1)から3)のいずれかの施策に基づく事業であり、対象事業の支援の必要性が適切に示されているか。

[地方公共団体以外の場合]

推薦書添付が原則。

表5の「注釈\*1」の1)から4)のいずれかの施策に基づいた事業であることが望ましい。対象事業の支援の必要性が適切に示されているか。

### 第4号事業

#### 「実施計画書]

第1号事業に同じ。

「プロジェクト概要書/推薦書]

プロジェクト概要書/推薦書(実行計画等への位置づけも含む)の添付は不要(評価対象外)。

第5号事業	[実施計画書]
	第1号事業に同じ(②設備導入の妨げとなっている課題への対応、⑨事業性評価は除く)。
	[プロジェクト概要書/推薦書]
	第1号事業に同じ。
第6号事業	[実施計画書]
	以下の点を除き、第1号事業に同じ。
	太陽光発電設備の導入事業以外については、以下の要件を満たす場合、補助率を2/3に
	嵩上げする優遇措置を設けている。
	・①当該事業が地方公共団体の定める温対法に基づく地方公共団体実行計画又は再生可
	能エネルギー計画(* 1)に、現に位置付けられていること。
	・②当該事業が地域の再生可能エネルギーの普及促進、地域経済の活性化等につながる
	ことが見込めること。
	・③地方公共団体と連携し普及啓発がなされること。
	・④先進事例として他地域への普及可能性が特に優れた事業であること。
	「 <del>化</del> 苯卦〕
	[推薦書]
	太陽光発電設備の導入事業以外で上記嵩上げ優遇措置を選択する場合のみ推薦書を添付。
 第7号事業イ	[実施計画書]
	・第1号事業に同じ(②設備導入の妨げとなっている課題への対応、⑨事業性評価は除く)。
	・「営農の適切な継続の確保」が図られているか。
	[プロジェクト概要書/推薦書]
	プロジェクト概要書/推薦書(実行計画等への位置づけも含む)の添付は不要(評価対象外)。
第8号事業	[実施計画書]
	第1号事業に同じ(②設備導入の妨げとなっている課題への対応、⑨事業性評価は除く)。
	[プロジェクト概要書/推薦書] プロジェクト概要書/推薦書(実行計画等への位置づけも含む)の添付は不要(評価対象外)。

#### 第2号事業

#### 「実施計画書]

事業内容

調査の目的・位置づけが明確であり、又調査内容が具体的かつ詳細なものであり、事業化計画の策定、事業性・採算性等の把握に資するものか。検討設備について CO2 削減が確実に見込めるか。

② 設備導入への妨げとなっている課題への対応

特定されている課題は自立的普及という観点から適切か。 その課題に対して自立に向けた適切な対応の概要が見られるか。

③ 設備導入への移行の蓋然性

調査後における事業化可能性が高いと見込まれるか。

④ 実施体制等

進捗管理、経理、書類作成など事業を確実に遂行できる実施体制となっているか。 申請者が地方公共団体以外の場合、地方公共団体との連携体制が構築されているか又は見込 みがあるか。

⑤ 事業スケジュール

スケジュールが明確に示され、2月末までに事業(支払)完了が見込めるか。

「プロジェクト概要書/推薦書]

第1号事業に同じ。

#### 第3号事業

#### 「実施計画書]

第2号事業に同じ(②設備導入への妨げとなっている課題への対応は除く)であるが、以下の 点に留意。

- ① 導入予定のモニタリング機器が、湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリングできる 仕様の自動観測装置か。対象となる温泉の成分や温度に合わせた適切な仕様か。
- ② 事業終了後の維持管理・モニタリング体制 適切な維持管理・モニタリング体制が構築されているか。

[プロジェクト概要書/推薦書]

第1号事業に同じ。

## 第7号のア

## [実施計画書]

事業

- ・第2号事業に同じ(②設備導入の妨げとなっている課題への対応は除く)。
- 「営農の適切な継続の確保」が図られているか。
- ・原則、次年度までに当該事業で策定した計画に基づき当該システムを導入することができるか(必須)。

「プロジェクト概要書/推薦書]

プロジェクト概要書/推薦書(実行計画等への位置づけも含む) の添付は不要(評価対象外)。

\*1 再生可能エネルギー計画に位置付けられている事業とは、地方公共団体が策定した計画における

再生可能エネルギー利用の促進に関連する施策に基づく事業を指し、再生可能エネルギー計画の推進事業として明確に位置づけられている必要があります。詳細については、Q&A集の当該欄を参照願います。

## 2 交付申請

採択通知を受けた事業者は、補助金の交付申請書を協会に提出していただきます(申請手続等は本事業交付規程を参照願います)。その際、補助金の対象となる費用は当該年度に行われる事業について、当該年度中に支払が完了するものとなります。

## 3 交付決定

協会は提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。第一回目の交付決定は7月末頃を予定しています。

- ・申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1 号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。)の対象経費(固定価格買取制度によ る売電を行うための設備等の導入経費を含む。)を含まないこと。
- ・補助対象経費以外の経費を含まないこと。

### 4 事業の開始

協会による交付決定を受けた補助事業者は、交付決定受理後、事業を開始することが可能となります。

補助事業者が補助目的を達成するため<u>他の事業者等と発注・契約を締結するに当たっては、当</u> 該発注・契約の締結日について、交付決定日以降となるように注意願います。

補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定しなければなりません。

### 5 補助事業の計画変更

補助事業者が補助事業内容を変更しようとするとき(ただし、軽微な変更を除く。)は、補助金計画変更申請書を協会に提出する必要があります。

複数年度事業の翌年度以降の事業計画を変更する場合は、あらかじめ協会に報告し、協会の指示に従ってください。

## 6 実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は補助事業完了(\*)後30日以内、又は当該年度の3月8日(金)のいずれか早い日までに、必着で実績報告書を協会に提出しなければなりません(年度内完了、報告書提出が必須)。

したがって、補助事業完了予定期日については、当該年度の2月末を越えないようにお願いし

ます。

協会は上記実績報告を受けた後、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、 その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合す ると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、「交付額確定通知書」により補助事業者 に通知します。

なお、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合は、原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上とします(詳細については、「4.本事業における留意事項等」の「2 補助事業における利益等排除」を参照してください)。

\*「補助事業完了」とは、補助対象設備及び機器(第2号事業の場合は調査報告書等)の、補助事業者による検収が完了し、施工業者等から引渡しが済み、原則、正当な支払が完了したことをいいます。

## 7 補助金の支払

協会から「交付額確定通知書」を受けた後、補助事業者が、補助金の支払を受けようとする場合は、「精算払請求書」を協会に提出する必要があります。請求書を受理後、協会から補助金の支払を行います。

## 8 その他

上記1~7の他、必要な事項は交付規程に定めていますので、これを参照してください。

## 4. 本事業における留意事項等

## 1 補助事業の経費

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

## 2 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など\*)をもって補助対象経費に計上します。

\*補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

## 3 取得財産の管理

補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。また、耐用年数に達していない財産の処分制限等があります(詳細については、交付規程の第8条第13号及び第14号を参照ください。)。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、 環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

## 4 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入

本補助金は、法人税法第 42 条第1項及び所得税法第 42 条第 1 項の「国庫補助金等」に該当するため、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第 42 条)の適用を受けることができます。ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

## 5 事業内容の発表等について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要であることに かんがみ、国内外を問わず積極的に公表するように努めるとともに、実施内容・成果の公表・ 活用・社会実装等に当たっては、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エ ネルギー電気・熱自立的普及促進事業)によるものである旨を広く一般にとってわかりやすい 形で必ず明示する必要があります。

## |5. 応募の方法|

### 1 公募申請受付期間

公募申請受付期間は、平成30年7月25日(水)から平成30年8月31日(金)までとなっています。

#### 2 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のア~キに示すとおりです。

応募書類のうち、「ア 公募申請に必要な応募様式一式」については、必ず以下の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

## ア 公募申請に必要な応募様式一式

当協会のホームページ掲載の【公募申請に必要な応募様式一式 作成要領】を参照し、記入用紙【Word】をダウンロードして書類を作成願います。

公募申請に必要な応募様式は、以下の「表7」に示すとおりです。 公募申請者が地方公

共団体であるか地方公共団体以外であるかによって、提出時に揃えて頂く書類の構成が 異なります。また、第1号事業~第8号事業のどの案件で応募するかによって、様式第 1の各別紙の記入用紙【Word】が異なりますのでご注意願います。ついては、公募申請 者は、「表7」を十分にご確認の上、本一覧表に基づき必要応募様式書類を準備願います。

表 7 公募申請に必要な応募様式一覧表 〇:申請時要提出

公募申請者				地方公									公共団体	木以外			
	KoKo*	koko		1			koko	Kakea	forfa-	koka	Kakea		1		koko	koka	koka.
事業区分	第	第	第	第	第 -	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
	1	2	3	4	5	7	7	8	1	2	3	4	5	6	7	7	8
	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
						の	の								の	の	
						ア	イ								ア	イ	
様式第1																	
公募申請頭紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
別紙1																	
実施計画書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当該事業用																	
別紙2									0	0	0		0	Δ			
推薦書														*2			
別紙3																	
プロジェクト	0	0	0		0												
概要書																	
別紙4																	
経費内訳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当該事業用																	
別紙5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業概要書																	
別紙6	0	0	0	0	0	0	0	0									
歳入歳出予算																	
別紙7																	
CO2 削減効果	0			0	0		0	0	0			0	0	0		0	0
算定及び計測																	
方法概要																	
別紙8	0								0					0			
算定チェック	*3								*3					*3			
シート																	
別紙9	0							0	0					0			0
算定チェック	*4							*4	*4					*4			*4
シート	. 1							. 1	. 1					. 1			. 1
別紙10	0			0					0			0		0			
事業性評価	*5			*5					<b>*</b> 5			*5		<b>*</b> 5			

<sup>\*1</sup> 別紙1実施計画書又は別紙4経費内訳において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付してください。

- \*2 第6号事業において、太陽光発電設備の導入事業以外で別紙2の推薦書の提出を行う場合には、事業者は任意で提出ください(詳細は「様式第1 別紙1 実施計画書:第6号事業用」を確認ください。)
- \*3 第1号事業及び第6号事業において、太陽光発電設備で申請する場合に限ります。
- \*4 第1号事業、第6号事業及び第8号事業において、蓄電池で申請する場合に限ります。
- \*5 対象設備については太陽光発電、太陽熱利用、蓄電・蓄熱設備等は除きます。
- \*6 第6号事業における熱電併給事業において、発電設備を当事業に応募し熱利用設備の補助を「平成30年度地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金(再生可能エネルギー熱事業者支援事業)」へ応募する場合、申請書類の写しを併せてご提出ください。
- \*7 第8号事業とその関連事業を同時申請したい場合

例えば、第1号事業または第6号事業において、太陽光発電を公募申請し、同時にその関連事業として、第8号事業の蓄エネ設備等を同時申請したい場合は、「第1号事業または第6号事業の様式第1書類一式(頭紙に始まる一式)」と「第8号事業用の様式第1一式(頭紙に始まる一式)」として、別々に分けて準備の上、公募申請してください。

\*8 別紙7「CO2削減効果の算定方法及び計測概要」について、必要事項を記載の上、添付ください(ただし、第2号事業、第3号事業及び第7号のア事業は除く)。

上記の他に、必要に応じて適宜以下の必要書類を添付してください。

- イ 法人(団体)の業務概要がわかる資料、登記簿謄本(登記事項証明書)及び定款(申請者が個人の場合は、印鑑証明書の原本及び個人番号の記載がない住民票の原本(いずれも発行後3ヶ月以内のもの))又は医療法人、学校法人等においては寄附行為を添付してください(申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付してください。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付不要です。)。
- ウ 直近2期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)

(応募の申請時に、法人の設立から2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表、損益計算書、直近及び前年同月の試算表を、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、直近の試算表、申請年度の事業計画及び収支予算を提出してください。)

- エ 青色申告の個人事業主の場合、税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告Bと所得税青色申告決算書の写しを添付してください。
- オ 暴力団排除に関する誓約書 (捺印したもの) (一般用の誓約書と個人事業主用の誓約書の2種類があります。)
- カ 「補助対象になり得る者」のうち、「法律により直接設立された法人」に該当する 場合は、それを証明する行政機関から通知された許可書等の写しを添付してください。
- キ その他参考資料及び協会が必要と判断した資料。

- \* 共同申請の場合、イ~キについては、代表事業者だけでなくすべての事業者の書類提出が 必要となります。
- \* 補助対象になり得る者のうち、「都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合」に該当する場合は、上記イ~キの書類提出は不要です。
- \* 上記の必要書類は全て、応募書類提出時に申請書類(紙媒体)に加え、電子媒体(DVD -R等)に保存して提出してください。

## 3 応募書類の提出方法及び提出先

応募予定の各号事業案件に関する上記の応募書類(紙媒体)と、そのすべての紙媒体に関する電子媒体(DVD-R等)を提出期限までに、郵送又は持参で下記提出先までご提出ください。

なお、応募書類への個人情報の記入に際しては、「別紙添付資料 3 個人情報のお取り扱いについて」に同意の上ご記入ください(本資料については、提出の必要はございません)。

(提出先)

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9階 公益財団法人 日本環境協会 環境事業支援部助成チーム 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業事務局

## 4 提出部数

- 「2 応募書類」に示すアの書類について、正本1部(紙)を提出してください。
- 「2 **応募書類**」に示す<u>イ~キの書類(紙)も、各1部提出</u>してください。なお、提出いただきました応募書類は返却いたしませんので、写しを控えておいてください。

また、<u>上記の全ての書類について、電子データを保存した電子媒体(DVD-R等)を提出してください(電子媒体にも、事業者名を必ず記載してください)。</u>

## 5 公募申請受付期間及び締切日時

公募申請受付期間は、平成30年7月25日(水)から8月31日(金)となります。公募締切日時は、平成30年8月31日(金)17時30分必着です。

### 6 その他

なお、応募に当たっては、本公募要領以外に、下記も参照願います。

- (1) 平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付規程
- (2) 平成30年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業に係るQ&A集
- (3) 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請用> (環境省地球環境局、平成29年2月)

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz local/gbhojo.html

(4) 「地域の再生可能エネルギー事業の健全性を高めるための設備導入者向けマニュアル(案)」 http://www.env.go.jp/policy/local\_re/renewable\_energy/post\_13.html

## 6. お問い合わせ先

本補助金の公募に関する問い合わせにつきましては、以下の要領で受付いたします。

公募の内容に関して質問のある方は、「平成30年度再エネ自立普及促進事業公募質問票」に必要事項と質問内容を記入しメール本文に添付し、件名を「公募に関する問い合わせ(事業者名)」とし、下記アドレスまで電子メールをお送りください。

なお、公募質問票受付については、業務の都合上以下の期間に限らせて頂きます。

平成30年度再工ネ自立普及促進事業公募質問票【Excel ファイル】

送付先メールアドレス: saiene@japan.email.ne.jp

公益財団法人 日本環境協会 環境事業支援部助成チーム

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業

(略称:再工ネ自立普及促進事業)事務局

【公募質問票受付期間】平成30年8月3日(金)~8月30日(木)

以上

## 別紙添付資料

## 目次

別紙添付資料 1 支援事業メニューのまとめ表(その2)

別紙添付資料 2 補助事業実施に関する要件その他の必要な事項について

別紙添付資料 3 暴力団排除に関する誓約書 暴力団排除に関する誓約書(一般用)

別紙添付資料 4 暴力団排除に関する誓約書 誓約書(個人事業主用)

別紙添付資料 5 個人情報のお取り扱いについて

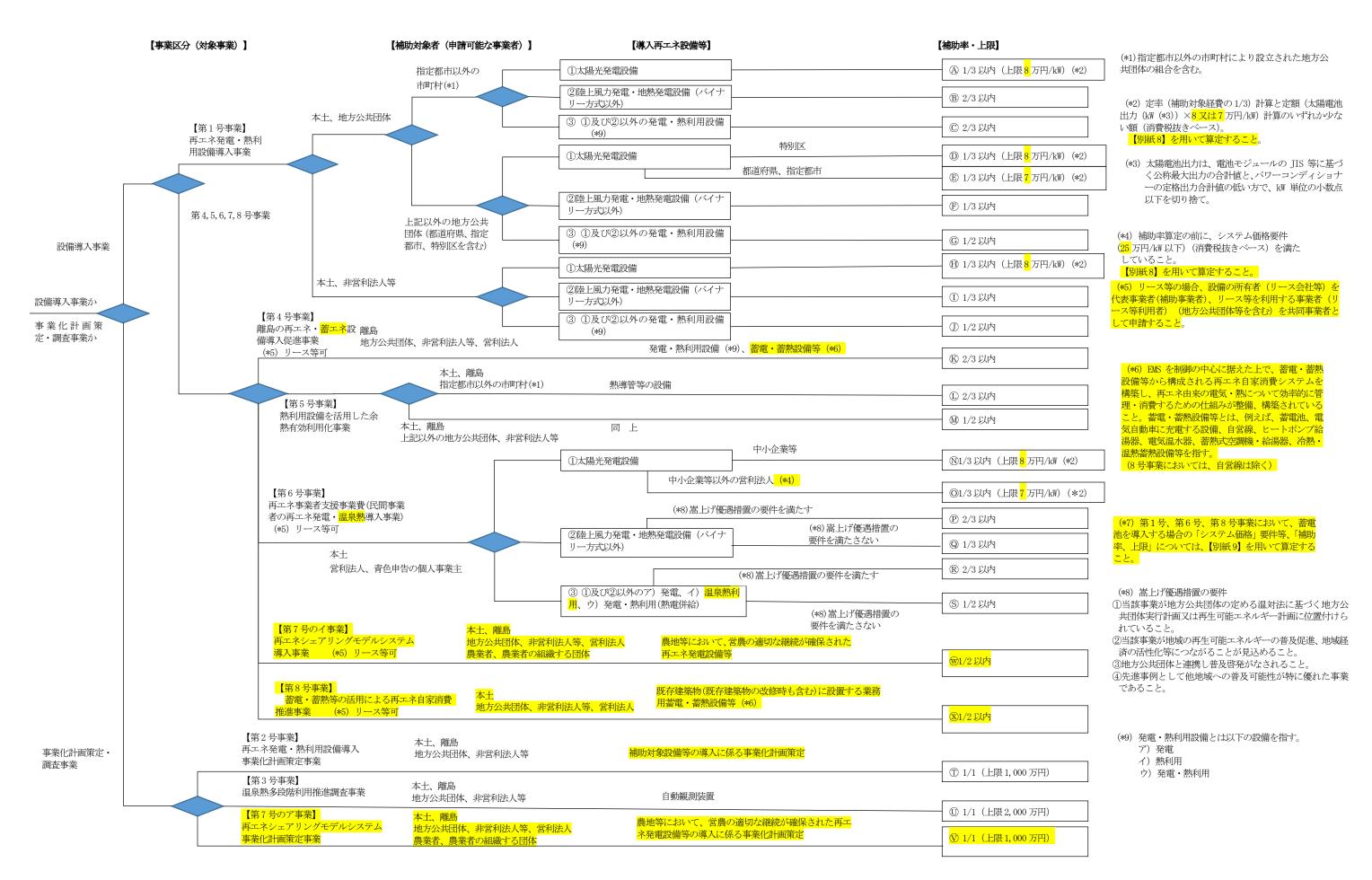
別紙添付資料 6 「事業性評価」関係資料

別紙添付資料 7 様式第1 別紙7 【CO2削減効果の算定方法及び計測方法概要】

別紙添付資料 8 様式第1 別紙8 【太陽光発電設備「システム価格」、「補助率、上限」算定チェック シート】

別紙添付資料 9 様式第1 別紙9 【蓄電システムの「システム価格」、「補助率、上限」算定チェック シート】

別紙添付資料 10 様式第1 別紙10 【事業性評価様式】



## 別紙添付資料 2

## 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入促進事業 (第1号事業)

#### (1)対象事業の要件

- ア 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている自然的社会的条件に応じた 課題への適切な対応を備えていること。
- イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号) に基づく固定価格買取制度 (FIT) による売電を行わないものであること。

## (2) 申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合)
- イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- オ 医療法 (昭和23年法律第205号) 第39条に規定する医療法人
- カ 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 22 条に規定する社会福祉法人
- キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 法律により直接設立された法人
- ケ 上記アからクまでの法人以外の法人であって、上記アからクに準ずる者として大臣の承認 を得て執行団体が適当と認める者

### (3) 補助対象設備等の要件について

ア 補助対象となる設備の例

①太陽光発電、②風力発電、③バイオマス(発電、熱利用、発電・熱利用)、④水力発電、⑤地熱(発電、熱利用、発電・熱利用)、⑥太陽熱利用、⑦地中熱利用、⑧温度差エネルギー利用、⑨雪氷熱利用、⑩バイオマス燃料製造、⑪蓄電池、(⑫再生可能エネルギーの活用を推進するための蓄電・蓄熱設備等)、⑬その他執行団体が適当と認める設備等(補助対象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備など)(製造設備は除く。)

- 注)上記⑫は、第1号においては対象設備から除く。
- イ (3)のアに掲げる設備例のうち、以下の(1)列に掲げる設備等については、(2)列の 要件を満たすこととする。

(1)設備			(2)補助対象設備要件
再生可能エネルギー発電	<b> </b>		
太陽光発電	太陽電池出力	1 OkW	以上

	※太陽電池出力は、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディシ						
	ョナの定格出力合計値の低い方で、kW単位の小数点以下を切捨てとする。						
風力発電	発電出力 10kW 以上						
	①バイオマス依存率 60% 以上  バイオマス依存率						
	バイオマス依存率= $\frac{\sum\limits_{n=1,2,3\cdots}(A_{n}\times B_{n})}{\sum\limits_{n=1,2,3\cdots}(A_{n}\times B_{n}) \ + \ \sum\limits_{m=1,2,3\cdots}(C_{m}\times D_{m})} \times 100$						
	A:バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3…の総和						
	B: バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)						
	C:非バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は m=1, 2, 3…の総和						
バイオマス発電	D:非バイオマス低位発熱量(MJ/kg)						
	※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。 ※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行う こと。						
	②発電出力 <b>10kW</b> 以上						
	※副燃料として化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは対象としない。						
	常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃						
	焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。						
	発電出力 10kW 以上 1,000kW 以下						
水力発電	※発電出力(kW)=水の流量(m³/s)×有効落差(m)×9.8(重力加速度)×水車効率×発電機効						
	率						
	温泉の熱を用いて発電を行う設備であり、以下のすべての条件を満た						
	すものとする。						
	a) 温泉の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。						
	b) 温泉施設は、温泉法(昭和23年法律第125号。以下「法」という。)						
	第 15 条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただ						
地熱発電	し、法第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。						
(温泉発電)	c)利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第 14 条の						
	2の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定に						
	よる可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであ						
	ること。						
	d)発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置						
	がとられていること。特に、京都議定書第二約束期間の対象ガスであ						

	る代替フロンを用いる場合にあっては、十全の措置がとられているこ		
	と。		
複数の組み合わせによ	発電出力合計 10kW 以上		
る再生可能エネルギー	(ただし、太陽光発電は太陽電池出力1kW以上)		
発電			
	以下のすべて	ての条件を満たす	ものとする。
	a) 再生可能コ	ニネルギー発電設	備を導入する場合に限る。
	b) 導入する再生可能エネルギー発電設備の出力の同等以下。		
	c)系統電力からの蓄電は行わない。		
	d)将来、自立	で的に普及する蓄	電システム市場の成立を目的とし、市場の
	活性化と、	量産体制整備後	めつさらなるコストダウンを加速させるた
	め、機器毎	の保証年数に応	じて設定した目標価格以下の蓄電システム
	であること	-0	
	区分	保証年数	目標価格(蓄電システム費)
		10年	蓄電容量1kWhあたり12万円
		11 年	蓄電容量1kWhあたり13.2万円
	, <del></del>	12年	蓄電容量1kWhあたり14.4万円
	家庭用	13 年	蓄電容量1kWhあたり15.6万円
		14年	蓄電容量1kWhあたり16.8万円
		15 年以上	蓄電容量1kWhあたり18万円
####\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	業務用		
蓄電池	産業用		定格出力 1 kW あたり 22 万円
	/±//\/		
	※家庭用は(6)補足の基準を全て満たしていること。		
	※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電		
	池部の容量とする。		
	※JEM 規格初期実効容量が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。		
	※目標価格を判定する保証年数は、原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製		
	造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。		
	※太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と 一体型の蓄電システム (以下、「ハ		
	イブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除		
	することができる。ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の		
	定格出力(系統側) 1kW あたり 1 万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は		
	切り捨て)		
	※中古品は補助対象外とする。		
	   ※家庭用蓄電池と業務用・産業用蓄電池の区分は次の表のとおりとする。		

			目標価格等	
	蓄電システム 機器仕様	目標価格	保証年数	目標価格
	蓄電容量/定格出力が2.0以上	区分 家庭用	10年~15年以上	12.0万円~
	4,800Ah・セル未満 蓄電容量/定格出力が2.0未満		104 -10487	18.0万円/k\h
	4,800為・セル以上	業務用 産業用	-	22万円/k₩
   再生可能エネルギー熱料				
1122 1112 177 7 7/1/1	集熱器総面積 10㎡ 以上			
	※太陽集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽	集熱器の性	能と同等以上の性値	<b>能を有するものとする。</b>
太陽熱利用	※集熱器総面積は、JIS A 4112で規定する太			
> N   35   17	捨てとする。追尾式の集光型太陽集熱器の集			
	とする。			
	温泉を熱源とする設備であり、以	下のす~	 <ての条件を清	
	3.	1 . 2 )	C ->>(1 C II-	
	a)温泉施設は、法第 15 条の規定	による温	泉の利用許可	「を受けたもので
	あること。ただし、法第 15 条			/ / 0
地熱利用	の限りでない。	· > X <u></u> /   1, C		(1-40)
(温泉熱利用)	b)利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第 14 条の			
	2の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定に			
	よる可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであ			
	ること。	Epu. C X		
ヒートポンプ	上記 a) 及び b) の他、以下のすべ	 ての要件	上を満たすもσ	
(排湯槽、ヒー	ア)温泉水を熱源とする設備である	,	1 21111 2 7 8 1	<b>2</b> / <b>3</b> 0
トポンプ設備、	1)加熱又は冷却能力が 14kW 以上で	Ů,	کے	
源泉槽、貯湯	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, 🖫 –	_0	
槽・蓄熱槽等)				
熱交換器(排湯	上記 a) 及び b) の他、以下の要件	を満たす	ー ちのとする。	
槽、熱交換器、	ア)温泉水を熱源とする設備である		3 _ / 30	
源泉槽、貯湯		· ·		
槽・蓄熱槽等)				
	上記 a) 及び b) の他、以下のすべ	 ての要件		 )とする。
	ア)原則として、温泉に付随する可	燃性天然	ガスの全量を	:燃焼できる能力
ボイラー等(ガ	を有する設備であること。			
スセパレータ、	1)温泉に付随する可燃性天然ガス	のみを燃	燃料とする設備	前であること。
ガス供給設備、	り)補助事業終了までに鉱業法(昭	和 25 年	法律第 289 号	-) に基づく鉱業
ボイラー等設	権を取得することが確実に見込まれていること。			
備、貯湯槽等)	エ)鉱山保安法(昭和24年法律第70号)に基づく保安統括者又は保安管			
	理者になりうる者の目処が立っ			
コージェネレー	上記 a) 及び b) の他、以下のすべ	ての要件	上を満たすもσ	)とする。

ション (ガスセーア)原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力 パレータ、ガス を有する設備であること。 1)温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。 供給設備、コー り補助事業終了までに鉱業法(昭和25年法律第289号)に基づく鉱業 ジェネレーショ ン設備、貯湯槽 権を取得することが確実に見込まれていること。 等) エ)鉱山保安法(昭和24年法律第70号)に基づく保安統括者又は保安管 理者になりうる者の目処が立っていること。 地中熱を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとす a) 予め地中の熱交換能力を原位置試験(熱応答試験、揚水試験等)によ って予測した設備であること。但し、応募に当たって原位置試験が未 実施である場合は、近傍における実績値等を踏まえ適切に設備計画を 行うとともに、設備導入に当たっては原位置試験を実施し、熱交換能 力を予測すること。 b) 地下水・地盤環境のモニタリング機器を備えている設備であること。 c) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備 地中熱利用(地中熱 であること。 交換器、地中熱ヒー d) 地中熱ヒートポンプを設置する場合、熱供給能力が 10kW 以上である トポンプ、モニタリ こと(連結方式の場合は、設備全体の合算値)。 ング機器、熱応答試 験等) 注) 融雪設備事業の公募申請を行う場合の留意点について 融雪設備の導入事業を計画されている場合は以下の点に留意され、適 切な補助金事業先を選択の上、公募申請を行ってください。 再生可能エネルギーによる共通の熱源(熱源の数は問わない)を融雪 と併せて他の用途にも供する設備を一括して導入する事業の場合は、本 補助事業の対象とする。 一方、共通の熱源を所有せず融雪設備を導入する事業の場合は、環境 省の別事業「廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会 システム整備推進事業」を参照ください。 ①バイオマス依存率 **60%** 以上 バイオマス(燃料)の発熱量の総和 バイオマス依存率= ・  $\times 100$ バイオマス発熱量の総和+非バイオマス発熱量の総和  $\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n)$ バイオマス熱利用 バイオマス依存率=  $\begin{array}{cccc} \sum (A_n \times B_n) & + & \sum (C_m \times D_m) \\ n=1,2,3\cdots & & m=1,2,3\cdots \end{array}$ A:バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3…の総和 B: バイオマス低位発熱量 (MJ/kg) C:非バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は m=1,2,3…の総和 D:非バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)

	<ul><li>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。</li><li>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</li></ul>
	②バイオマスコージェネレーション (熱電供給) 設備の場合 発電出力 <b>10kW</b> 以上
	※副燃料として化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは対象としない。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。
温度差エネルギー利用	熱供給能力 0.10 GJ/h (24Mcal/h) 以上
雪氷熱利用	冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備に限る。
	以下のすべての条件を満たすものとする。 a) 再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備を導入する場合に限る。 b) 導入する再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備の出力の同等以下。 c) (1. 2. 共通) バイオマス依存率 60% 以上  バイオマス依存率
バイオマス燃料製造	バイオマス依存率=
	<ul><li>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。</li><li>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</li><li>※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とする。</li></ul>
	<ul> <li>1. メタン発酵方式</li> <li>・ガス製造量: 100 Nm³/日 以上</li> <li>・低位発熱量: 18. 84 MJ/Nm³ (4,500kcal/Nm³) 以上</li> </ul>

2. メタン発酵方式以外	<b>\</b>
· 製 造 量: 固形化	150kg/日 以上
液 化	100kg/日 以上
ガス化	450N m / 日 以上
<ul><li>低位発熱量:固形化</li></ul>	12.56 MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上
液 化	16.75 MJ/kg (4,000kcal/kg) 以上
ガス化	4. 19 MJ/N m³ (1,000kcal/N m³) 以上

#### (4)維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第13号及び第14号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

#### (5) 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び執行団体の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

#### (6) 補足

否目	☆ 2.7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
項目	登録要件詳細
	蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナ等の電力変換
	装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム
①蓄電池パッケージ	全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
①   台电心へツケーン	※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。
	※システム全体を統合して管理するための番号(以下、「パッケージ型番」という。)が付与されてい
	ること。
   ②性能表示基準	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービ
<b>公性肥衣小基毕</b>	ス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。
	○リチウムイオン蓄電池部の場合
	蓄電池部が、「JIS C8715-2」に準拠したものであること。
	※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証
① <del>英</del> 泰迪如少人甘淮	機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による
③蓄電池部安全基準	認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。
	○リチウムイオン蓄電池部以外の場合
	蓄電池部が、平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基
	準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。
④蓄電システム部安	蓄電システム部が、「JIS C4412-1」または 「JIS C4412-2」に準拠したもの
全基準	であること。
※リチウムイオン蓄電池部	※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠する

を使用した蓄電システムの	こと。	
み	※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証	
	機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、	
	「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。	
⑤震災対策基準	蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電	
※リチウムイオン蓄電池部	システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。	
を使用した蓄電システムの	※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、且つ、IECEE-CB 制度に基づく国内	
み	認証機関 (NCB) であること。	
	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電シス	
	テムであること。	
⑥保証期間	※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。	
	※当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。	
	※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。	

2. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入事業化計画策定事業 (第2号事業)

#### (1) 対象事業の要件

- ア 再生可能エネルギー(電気)又は再生可能エネルギー(熱)を利用した事業の事業化を前提 とした計画策定を行うものであること。
- イ 環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する取組であって、事前調査、基本計画、事業性評 価等の事業化に向けた具体的な検討を行うものであること。
- ウ 補助事業の実施により策定される計画の実施が合理的に見込まれること。
- エ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号) に基づく固定価格買取制度(FIT)による売電を計画策定及び事業化にあたって行わないものであること。

#### (2) 申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合)
- イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- オ 医療法 (昭和23年法律第205号) 第39条に規定する医療法人
- カ 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 22 条に規定する社会福祉法人
- キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 法律により直接設立された法人
- ケ 上記アからクまでの法人以外の法人であって、上記アからクに準ずる者として大臣の承認 を得て執行団体が適当と認める者

#### (3)補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業を行うために直接必要な人件費及び業務費(賃金、社会保険料、 諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費)並びにその他必要 な経費で執行団体が承認した経費(地方公共団体が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び 社会保険料を除く。)とする。

#### (4) 事業の進捗状況の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の進捗状況を把握し、この規程及び執行団体の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

#### 3. 温泉熱多段階利用推進調查事業(第3号事業)

#### (1) 対象事業の要件

- ア 既存の温泉に関する湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査し、分析すること。
- イ モニタリング結果について、設備設置年度及び翌年度から最低5年間、毎年度公にするとと もに、速やかに大臣に報告すること。
- ウ 補助事業の実施により、今後温泉熱を活用する具体的な事業の実施が合理的に見込まれること。
- エ モニタリングを実施する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ温泉法(昭和23年法律第125号。以下「法」という。)第14条の2の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。
- オ モニタリングを実施する源泉井戸等におけるモニタリングの実施に必要な権利を有しておくこと。
- カ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FII)による売電を行わないものであること。

#### (2) 申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合)
- イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- オ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
- カ 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第22条に規定する社会福祉法人
- キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 法律により直接設立された法人
- ケ 上記アからクまでの法人以外の法人であって、上記アからクに準ずる者として大臣の承認 を得て執行団体が適当と認める者

#### (3) 補助対象設備の要件について

補助の対象となる設備の範囲は、次のとおりである。

自動観測装置(温泉の成分や温度等に合わせて適切な仕様とすること。)

- ア 水位計・流量計
- イ 温度計
- ウ電気伝導率計
- エ pH計
- オ データロガー(1時間間隔記録)
- カ 周辺機器 (モニタリング設備等に不可欠なものに限る。)
- キ 前各号の設備に必要な電気、給水、給湯、冷温水等の設備(前各号の設備等に必要不可欠

なものに限る。)

ク 前各号の設備に付随する基礎設備等

#### (4)維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第13号及び第14号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

#### (5) 事業の進捗状況の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の進捗状況を把握し、この規程及び執行団体の求めに応じて、事業の実施に 係るこれらの情報を提供すること。 4. 離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備導入促進事業 (第4号事業)

#### (1) 対象事業の要件

- ア 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている自然的社会的条件に応じた 課題への適切な対応を備えていること。
- イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号) に基づく固定価格買取制度 (FIT) による売電を行わないものであること。

#### (2) 申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合)
- イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- オ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
- カ 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 22 条に規定する社会福祉法人
- キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 法律により直接設立された法人
- ケ 上記アからクまでの法人以外の法人であって、上記アからクに準ずる者として大臣の承認 を得て執行団体が適当と認める者
- コ 民間企業

#### (3) 補助対象設備等の要件について

- ア 補助対象となる設備の例
  - ①太陽光発電、②風力発電、③バイオマス(発電、熱利用、発電・熱利用)、④水力発電、 ⑤地熱(発電、熱利用、発電・熱利用)、⑥太陽熱利用、⑦地中熱利用、⑧温度差エネルギー利用、⑨雪氷熱利用、⑩バイオマス燃料製造、⑪蓄電池、⑫再生可能エネルギーの活用を 推進するための蓄電・蓄熱設備等(※)、⑬その他執行団体が適当と認める設備等(補助対 象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備など)(製造設備は除く。)
  - ※ エネルギーマネジメントシステムを制御の中心に据えた上で、蓄電・蓄熱設備等から構成 される再エネ自家消費システムを構築し、再生可能エネルギー由来の電気・熱について、 効率的に管理・消費するための仕組みが整備、構築されていること。蓄電・蓄熱設備等と は、例えば、蓄電池、電気自動車に充電する設備、自営線、ヒートポンプ給湯器、電気温 水器、蓄熱式空調機・給湯器、冷熱・温熱蓄熱設備等。
  - 注) リース等を利用することも可とし、その場合、補助事業者は、設備所有者であるリース 会社等である。
- イ (3) のアに掲げる設備例のうち、以下の(1) 列に掲げる設備等については、(2) 列の

(1) 設備	(2) 補助対象設備要件			
再生可能エネルギー発	電設備			
	太陽電池出力 10kW 以上			
太陽光発電	※太陽電池出力は、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンデ			
	ナの定格出力合計値の低い方で、kW単位の小数点以下を切捨てとする。			
風力発電	発電出力 <b>10kW</b> 以上			
	①バイオマス依存率 60% 以上			
	ジノナーフ (幼がり) のでを執 見のが近れ			
	バイオマス (燃料) の発熱量の総和 バイオマス依存率=			
	ノとロススプルが重りかがローチャンロスススルが重りかが旧			
	$\sum_{n=1,2,3} (A_n \times B_n)$			
	バイオマス依存率=			
	$\sum\limits_{\mathbf{n}=1,2,3} (\mathbf{A}_{\mathbf{n}} \times \mathbf{B}_{\mathbf{n}}) + \sum\limits_{\mathbf{m}=1,2,3} (\mathbf{C}_{\mathbf{m}} \times \mathbf{D}_{\mathbf{m}})$			
	A:バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3…の総和			
	B: バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)			
バイオマス発電	C:非バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合はm=1,2,3…の総和			
	D:非バイオマス低位発熱量(MJ/kg)			
	※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。			
	※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこ			
	と。			
	②発電出力 <b>10kW</b> 以上			
	※副燃料として化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは対象としない。			
	常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼			
	温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。			
I I →v. ·→·	発電出力 <b>10kW</b> 以上 <b>1,000kW</b> 以下			
水力発電	※発電出力(kW)=水の流量(m³/s)×有効落差(m)×9.8(重力加速度)×水車効率×発電機効率			
	温泉の熱を用いて発電を行う設備であり、以下のすべての条件を満た			
	すものとする。			
	a) 温泉の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。			
地熱発電	b)温泉施設は、温泉法(昭和 23 年法律第 125 号。以下「法」という。)			
(温泉発電)	第 15 条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、			
	法第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。			
	c)利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第14条の2			
	の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定による			

	可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであるこ
	と。
	d)発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置が
	とられていること。特に、京都議定書第二約束期間の対象ガスである
	代替フロンを用いる場合にあっては、十全の措置がとられていること。
複数の組み合わせに	発電出力合計 10kW 以上
よる再生可能エネル	(ただし、太陽光発電は太陽電池出力1kW以上)
ギー発電	
再生可能エネルギー熱	利用設備
	集熱器総面積 10㎡ 以上
	※太陽集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。
太陽熱利用	※集熱器総面積は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とし、㎡単位の小数点以下切
	捨てとする。追尾式の集光型太陽集熱器の集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和と
	する。
	温泉を熱源とする設備であり、以下のすべての条件を満たすものとす
	る。
	^ °   a)温泉施設は、法第 15 条の規定による温泉の利用許可を受けたものであ
	ること。ただし、法第15条の適用を受けない施設においては、この限
地熱利用	りでない。
(温泉熱利用)	b)利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第 14 条の 2
	の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定による
	可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであるこ
	り然任人然みへの張及の確認を支げて休取されているものであること。
トートポンプ	上記 a) 及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。
	ア)温泉水を熱源とする設備であること。
トポンプ設備、	1)加熱又は冷却能力が 14kW 以上であること。
源泉槽、貯湯	17万円系(ス/よ行為) E 14KW 以上 ( 8) ること。
槽・蓄熱槽等)	「ランスパン のは、NITの再供も迷れようしよっ
熱交換器(排湯	上記 a) 及び b) の他、以下の要件を満たすものとする。
槽、熱交換器、	ア)温泉水を熱源とする設備であること。 
源泉槽、貯湯	
槽・蓄熱槽等)	
	上記 a) 及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。
ボイラー等(ガ	ア)原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力
スセパレータ、	を有する設備であること。
ガス供給設備、	1)温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。
ボイラー等設	ウ)補助事業終了までに鉱業法(昭和25年法律第289号)に基づく鉱業権
備、貯湯槽等)	を取得することが確実に見込まれていること。
	工)鉱山保安法(昭和24年法律第70号)に基づく保安統括者又は保安管

	理者になりうる者の目処が立っていること。
	上記 a) 及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。
コージェネレ	ア)原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力
ーション(ガス	を有する設備であること。
セパレータ、ガ	1)温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。
ス供給設備、コ	り 補助事業終了までに鉱業法 (昭和25年法律第289号) に基づく鉱業権
ージェネレー	を取得することが確実に見込まれていること。
ション設備、貯	エ)鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)に基づく保安統括者又は保安管
湯槽等)	理者になりうる者の目処が立っていること。
	地中熱を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとす
	S.
	°°   a)予め地中の熱交換能力を原位置試験(熱応答試験、揚水試験等)によ
	って予測した設備であること。但し、応募に当たって原位置試験が未
	実施である場合は、近傍における実績値等を踏まえ適切に設備計画を
	行うとともに、設備導入に当たっては原位置試験を実施し、熱交換能
	力を予測すること。
	b)地下水・地盤環境のモニタリング機器を備えている設備であること。
	c) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備
地中熱利用(地中熱	であること。
交換器、地中熱ヒー	   d) 地中熱ヒートポンプを設置する場合、熱供給能力が 10kW 以上であるこ
トポンプ、モニタリ	と(連結方式の場合は、設備全体の合算値)。
ング機器、熱応答試	
験等)	注)融雪設備事業の公募申請を行う場合の留意点について
	融雪設備の導入事業を計画されている場合は以下の点に留意され、適
	切な補助金事業先を選択の上、公募申請を行ってください。
	再生可能エネルギーによる共通の熱源(熱源の数は問わない)を融雪
	と併せて他の用途にも供する設備を一括して導入する事業の場合は、本
	補助事業の対象とする。
	一方、共通の熱源を所有せず融雪設備を導入する事業の場合は、環境
	省の別事業「廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会
	システム整備推進事業」を参照ください。
	①バイオマス依存率 60% 以上
	バイオマス(燃料)の発熱量の総和
	バイオマス依存率= ×100 ×100 ×100 ×100 ×100 ×100 ×100 ×10
	Zamina cina (m. 7) 179 17 Zamina cina (m.
バイオマス熱利用	$\sum\limits_{\mathbf{n}=1,2,3\cdots}(\mathbf{A_n} imes\mathbf{B_n})$
	バイオマス依存率=×100
	$\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3\cdots} (C_m \times D_m)$
	A:バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3…の総和
	B: バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)

	C:非バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は m=1,2,3…の総和
	D:非バイオマス低位発熱量(MJ/kg)
	<ul><li>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。</li><li>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</li></ul>
	②バイオマスコージェネレーション (熱電供給) 設備の場合 発電出力 <b>10kW</b> 以上
	※副燃料として化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは対象としない。常時 使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に
	対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。
温度差エネルギー利	熱供給能力 0.10 GJ/h (24Mcal/h) 以上
用	
雪氷熱利用	冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備に限る。
	以下のすべての条件を満たすものとする。 a) 再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備を導入する場合に限る。 b) 導入する再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備の出力の同等以下。 c) (1.2. 共通) バイオマス依存率 60% 以上 バイオマス (原料) の発熱量の総和
がイオマス 燃料製造	バイオマス依存率=

	1. メタン発酵方式		
	・ガス製造量:100 Nm³/日 以上		
	•低位発熱量: 18.84 MJ/N m³ (4,500kcal/N m³) 以上		
	2. メタン発酵方式以外		
	・製 造 量: 固形化 150kg/日 以上		
	液 化 100kg/日 以上		
	ガス化 <b>450N m³/</b> 日 以上		
	・低位発熱量: 固形化 12.56 MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上		
	液 化 16.75 MJ/kg (4,000kcal/kg) 以上		
	ガス化 4.19 MJ/N m³ (1,000kcal/N m³) 以上		
蓄電池	再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る。		
再生可能エネルギー	- 以下の各蓄電・蓄熱設備等の要件の他に、エネルギーマネジメントシステム		
の活用を推進する方	を制御の中心に据えた上で、当該蓄電・蓄熱設備等から構成される再工ネ自		
めの蓄電・蓄熱設備等	家消費システムを構築し、再生可能エネルギー由来の電気・熱について、効		
	   率的に管理・消費するための仕組みが整備、構築されていることも補助対象		
	の要件となる。		
エネルギー	導入する設備、再生可能エネルギー設備を制御の対象とする。		
ネジメントミ	コントローラーやそれに付随する通信設備、ソフトウェアは補助対象と		
ステム	なるが、制御対象となる照明等の機器は対象外である。		
	以下のすべての条件を満たすものとする。		
	a) 再生可能エネルギー発電設備を導入する場合又は既存の再生可能エネ		
蓄電池	ルギー発電設備を有している場合に限る。		
	b) 導入する又は有している再生可能エネルギー発電設備の出力の同等以		
	下のものであること。		
	以下のすべての条件を満たすものとする。		
	a) 再生可能エネルギー発電設備若しくは熱利用設備を導入する場合又は		
	既存の再生可能エネルギー発電設備若しくは熱利用設備を有している		
蓄熱設備	場合に限る。		
	b) 導入する又は有している再生可能エネルギー発電設備又は熱利用設備		
	に対して、蓄熱容量が過大でないこと。		
電気自動車は			
充電する設備			
九电りの政制	н		

#### (4)維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第13号及び第14号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

#### (5) 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び執行団体の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

5. 熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業 (第5号事業)

#### (1) 対象事業の要件

- ア バイオマス等の既存再生可能エネルギー熱利用設備等の余剰熱を活用し、地域への面的な熱 供給を行うため、必要な熱導管等の設備を導入する事業であること。
- イ 既存再生可能エネルギー熱利用設備等には再生可能エネルギー以外のエネルギーを含むも のも可とするが、再生可能エネルギーをベース熱源として利用するものに限る。
- ウ 熱源となる既存再生可能エネルギー熱利用設備等について、年間を通じて実際に余剰熱が発生している、または稼働の効率化等により、余剰熱の発生が確実に見込まれる設備であること。
- エ 補助事業の実施にあたり、熱供給元及び供給先との間で熱供給に関する契約を締結している、または契約の締結に先立ち、協定書等を取り交わしていること。

#### (2) 申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合)
- イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- オ 医療法 (昭和23年法律第205号) 第39条に規定する医療法人
- カ 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 22 条に規定する社会福祉法人
- キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 法律により直接設立された法人
- ケ 上記アからクまでの法人以外の法人であって、上記アからクに準ずる者として大臣の承認 を得て執行団体が適当と認める者

#### (3) 補助対象設備の要件について

補助の対象となる設備の範囲は、次のとおりである。

- ア配管
- イ 熱交換器
- ウ 前各号の設備等に必要不可欠な付帯設備

#### (4)維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第13号及び第14号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

#### (5) 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び執行団体の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

6. 再生可能エネルギー事業者支援事業費 (第6号事業)

#### (1) 対象事業の要件

ア 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている自然的社会的条件に応じた 課題への適切な対応を備えていること。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号) に基づく固定価格買取制度(FIT)による売電を行わないものであること。

#### (2) 申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 民間企業(地方公共団体等が出資し設立された法人又は営利を目的としない事業を行う民間団体は対象外とする。)
- イ 青色申告を行っている個人事業主(税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告 Bと所得税青色申告決算書の写しを提出できること。)

#### (3) 補助対象設備等の要件について

ア 補助対象となる設備の例

①太陽光発電、②風力発電、③バイオマス(発電、発電・熱利用(※))、④水力発電、⑤地熱(発電、熱利用(温泉熱に限る)、発電・熱利用)、⑪蓄電池、⑬その他執行団体が適当と認める設備等(補助対象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備など)(製造設備は除く。)

※バイオマスを利用した熱電併給事業の場合、第6号事業においては発電設備に係る部分が補助対象となる。共通利用設備の経費については、発電設備と熱利用設備の設備能力を 比較して、発電設備の能力の方が大きい場合に限り、共通利用設備が補助対象設備となる。

- 注) リース等を利用することも可とし、その場合、補助事業者は設備所有者であるリース 会社等である。
- イ (3)のアに掲げる設備例のうち、以下の(1)列に掲げる設備等については、(2)列の 要件を満たすこととする。

(1) 設備	(2) 補助対象設備要件
再生可能エネルギー発	電設備
	太陽電池出力 10kW 以上
	※太陽電池出力は、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショ
太陽光発電	ナの定格出力合計値の低い方で、kW単位の小数点以下を切捨てとする。
	※補助事業者が民間企業のうち中小企業基本法に規定する中小企業者以外の民間企業の場合、システム
	価格が25万円/kW以下であること。

風力発電	発電出力 10kW 以上
	①バイオマス依存率 60% 以上
	バイオマス (燃料) の発熱量の総和 ×100 バイオマス発熱量の総和+非バイオマス発熱量の総和
	バイオマス依存率= $ \frac{\sum\limits_{n=1,2,3\cdots} (A_{n}\times B_{n})}{\sum\limits_{n=1,2,3\cdots} (A_{n}\times B_{n}) \ + \ \sum\limits_{m=1,2,3\cdots} (C_{m}\times D_{m})} \times 100 $ $A: バイオマス利用量(kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3…の総和  B: バイオマス低位発熱量(MJ/kg)$
バイオマス発電	<ul><li>C:非バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合はm=1,2,3…の総和</li><li>D:非バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)</li></ul>
	※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。 ※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。
	②発電出力 10kW 以上 ※副燃料として化石燃料 (石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは対象としない。 常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼 温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。
水力発電	発電出力 <b>10kW</b> 以上 <b>1,000kW</b> 以下 ※発電出力 (kW) =水の流量 (m³/s) ×有効落差 (m) ×9.8 (重力加速度) ×水車効率×発電機効率
地熱発電(温泉発電)	温泉の熱を用いて発電を行う設備であり、以下のすべての条件を満たすものとする。 a) 温泉の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。 b) 温泉施設は、温泉法(昭和23年法律第125号。以下「法」という。)第15条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。 c) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第14条の2の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。 d) 発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置がとられていること。特に、京都議定書第二約束期間の対象ガスである代替フロンを用いる場合にあっては、十全の措置がとられていること。
複数の組み合わせに よる再生可能エネル ギー発電	発電出力合計 <b>10kW</b> 以上 (ただし、太陽光発電は太陽電池出力1kW以上)

以下のすべての条件を満たすものとする。

- a) 再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る。
- b) 導入する再生可能エネルギー発電設備の出力の同等以下
- c)系統電力からの蓄電は行わない。
- d) 将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させるため、機器毎の保証年数に応じて設定した目標価格以下の蓄電システムであること。

区分	保証年数	目標価格(蓄電システム費)		
家庭用	10年	蓄電容量1kWhあたり12万円		
	11年	蓄電容量 1 kW h あたり 13.2 万円		
	12年	蓄電容量 1 kW h あたり 14.4 万円		
	13年	蓄電容量 1 kW h あたり 15.6 万円		
	14年	蓄電容量1kWhあたり16.8万円		
	15 年以上	蓄電容量1kWhあたり18万円		
業務用		는\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
産業用	_	定格出力 1 kW あたり 22 万円		

#### 蓄電池

- ※家庭用は(6)補足の基準を全て満たしていること。
- ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電 池部の容量とする。
- ※JEM 規格初期実効容量が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
- ※目標価格を判定する保証年数は、原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造 事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。
- ※太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と 一体型の蓄電システム (以下、「ハイブリッド」という) の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力 (系統側) 1kW あたり 1万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨て) ※中古品は補助対象外とする。
- ※家庭用蓄電池と業務用産業用蓄電池の区分は次の表のとおりとする。

蓄電システム 機器仕様		目標価格等		
		目標価格 区分	保証年数	目標価格
4,800Ah・セル未満	蓄電容量/定格出力が2.0以上	家庭用	10年~15年以上	12.0万円~ 18.0万円/k\h
	蓄電容量/定格出力が2.0未満	業務用	_	22万円/k₩
4,800Ah・セル以上		産業用		22/J  J/ N#

再生可能エネルギー熱利用設備

	温泉を熱源とする設備であり、以下のすべての条件を満たすものとする。
	a) 温泉施設は、法第15条の規定による温泉の利用許可を受けたものであ
UL+4-4-UT	ること。ただし、法第15条の適用を受けない施設においては、この限
地熱利用	りでない。
(温泉熱利用)	b)利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第14条の2
	の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定による
	可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであるこ
	と。
ヒートポン	プ 上記 a) 及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。
(排湯槽、ヒ	一 ア)温泉水を熱源とする設備であること。
トポンプ設備	、
源泉槽、貯	
槽•蓄熱槽等	
熱交換器(排	湯 上記 a) 及び b) の他、以下の要件を満たすものとする。
槽、熱交換器	:、 ア)温泉水を熱源とする設備であること。
源泉槽、貯	湯
槽・蓄熱槽等	
	上記 a) 及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。
ー ボイラー等 (	ア)原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力
スセパレータ	-   を有する設備であること。
ガス供給設備	- 1 イ) 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。
ボイラー等	- 1 ウ)補助事業終了までに鉱業法(昭和25年法律第289号)に基づく鉱業権
備、貯湯槽等	^   を取得することが確実に見込まれていること。
MIL VIDALE I	」 エ)鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)に基づく保安統括者又は保安管
	理者になりうる者の目処が立っていること。
コージェネ	上記 a) 及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。
ーション(ガ	ア)原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力 ス
セパレータ、	が、これであること。
ス供給設備、	1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /
ージェネレ	_   ウ)補助事業終了までに鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)に基づく鉱業権
ション設備、	を取得することが確実に見込まれていること。
湯槽等)	エ)鉱山保安法(昭和24年法律第70号)に基づく保安統括者又は保安管
77.	理者になりうる者の目処が立っていること。

#### (4)維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第13号及び第14号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

#### (5) 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び執行団体の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

#### (6) 補足

項目	登録要件詳細				
	蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナ等の電力変換				
	装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム				
①蓄電池パッケージ	全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。				
一旦番电池バックーン	※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。				
	※システム全体を統合して管理するための番号(以下、「パッケージ型番」という。)が付与されてい				
	ること。				
   ②性能表示基準	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービ				
②注形衣// <del>  </del>	ス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。				
	○リチウムイオン蓄電池部の場合				
	蓄電池部が、「JIS C8715-2」に準拠したものであること。				
	※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認				
(3)蓄電池部安全 <u>基</u> 準	証機関から「SBA S1101:2011 (一般社団法人電池工業会発行) とその解説書」に基づく検査基準によ				
②雷电池的女王基中	る認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。				
	○リチウムイオン蓄電池部以外の場合				
	蓄電池部が、平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基				
	準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。				
	蓄電システム部が、「JIS C4412-1」または 「JIS C4412-2」に準拠したもの				
④蓄電システム部安	であること。				
全基準	※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠する				
※リチウムイオン蓄電池部	こと。				
を使用した蓄電システムの	※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証				
み	機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、				
	「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。				
⑤震災対策基準	蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電シ				
※リチウムイオン蓄電池部	ステムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。				
を使用した蓄電システムの	※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、且つ、IECEE-CB 制度に基づく国				
み	内認証機関 (NCB) であること。				
	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電シス				
	テムであること。				
⑥保証期間	※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。				
	※当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。				
	※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。				

7. 再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム事業化計画策定事業(第7号のア事業)

#### (1) 対象事業の要件

- ア 営農の適切な継続が確保されていること。
- イ 農地等において再生可能エネルギー発電設備等の導入後に営農する事業の事業化を前提とした計画策定を行うものであること。
- ウ 原則、次年度までに当該事業で策定した計画に基づき再生可能エネルギーシェアリングモデルシステムを導入すること。
- エ 環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する取組であって、事前調査、基本計画、事業性評価等の事業化に向けた具体的な検討を行うものであること。
- オ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)による売電を計画策定及び事業化にあたって行わないものであること。

#### (2) 申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合)
- イ 地方公共団体と連携した民間事業者(4.(2)イからコを含む)
- ウ 農業者及び農業者の組織する団体(農業者(個人経営 ※)、農業法人(株式会社等を含む法人 経営)、農業協同組合、土地改良区等を含む)
  - ※ 青色申告を行っている個人事業主の場合は、税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告Bと所得税青色申告決算書の写しを提出すること。それ以外の者は、類似の資料を提出すること。

#### (3) 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業を行うために直接必要な人件費及び業務費(賃金、社会保険料、 諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費)並びにその他必 要な経費で執行団体が承認した経費(地方公共団体が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費 及び社会保険料を除く。)とする。

#### (4) 事業の進捗状況の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の進捗状況を把握し、この規程及び執行団体の求めに応じて、事業の実施に 係るこれらの情報を提供すること。 8. 再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム導入事業 (第7号のイ事業)

#### (1)対象事業の要件

- ア 営農の適切な継続が確保されていること。
- イ 農地等において再生可能エネルギー発電設備等の導入後の営農を前提とした再生可能エネルギー発電設備等の導入を行うもの。
- ウ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)による売電を行わないものであること。

#### (2) 申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合)
- イ 地方公共団体と連携した民間事業者(4.(2)イからコを含む)
- ウ 農業者及び農業者の組織する団体 (農業者(個人経営 ※)、農業法人(株式会社等を含む法人 経営)、農業協同組合、土地改良区等を含む)
  - ※ 青色申告を行っている個人事業主の場合は、税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告Bと所得税青色申告決算書の写しを提出すること。それ以外の者は、類似の資料を提出すること。

#### (3) 補助対象設備等の要件について

補助対象となる設備の例

- ①太陽光発電、②風力発電、⑪蓄電池、⑬その他執行団体が適当と認める設備等(補助対象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備など※)(製造設備は除く。)
  - ※1 農地等に支柱(簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。)を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置するものであって、下部の農地における営農の適切な継続が確実で、パネルの角度、間隔等から見て農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること。支柱の高さについては、農業機械による作業を必要としない場合であっても、農業者が立って農作業を行うことができる高さ(最低地上高おおむね2m以上)とすること。
  - ※2 自営線等も対象となる。

自営線等の補助対象範囲は、電力を使用する施設までの配線または発電設備から最も近くにある受変電設備接続端までの配線に限る(受変電設備は補助対象外とする)。ただし、自営線等への補助額は再生可能エネルギー発電設備導入にかかる補助額を上回らないものとする。

注) リース等を利用することも可とし、その場合、補助事業者は、設備所有者であるリース会社等である。

#### (4) 電力供給先の要件について

本事業によって発電する電気について、電力の供給先を以下のとおり限定する。

- ①電力を売電しない場合
  - ア農林漁業関連施設
  - イ 地方公共団体の施設・設備
  - ウ 法人にあっては、自らの事業の用に供する施設
- ②電力を売電する場合
  - ア農林漁業関連施設
  - イ 地方公共団体の施設・設備

#### (5)維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第13号及び第14号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

#### (6) 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び執行団体の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(1)設備	(2)補助対象設備要件
再生可能エネルギー発	電設備
	太陽電池出力 10kW 以上
太陽光発電	※太陽電池出力は、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショ
	ナの定格出力合計値の低い方で、kW単位の小数点以下を切捨てとする。
風力発電	発電出力 10kW 以上
蓄電池	再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る。
自営線等	
	電力を使用する施設までの配線(系統に連携して施設に電力を供給する
自営線	ものを含む。その場合、発電設備から最も近くにある受変電設備接続端
	までの配線とする)。補助額は再生可能エネルギー発電設備導入にかかる
	補助額を上回らないものとする。受変電設備は補助対象外。

9. 蓄電・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー自家消費推進事業 (第8号事業)

#### (1) 対象事業の要件

- ア 蓄電設備及び蓄熱設備(以下「蓄エネルギー設備」という。)を活用し、再生可能エネルギーの自家消費の拡大を図る取組みであること。
- イ 再生可能エネルギー由来の電気・熱について、蓄エネルギー設備を活用しつつ、効率的に管理・消費するための仕組みを整備すること。

#### (2) 申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合)
- イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- オ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
- カ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
- キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 法律により直接設立された法人
- ケ 上記アからクまでの法人以外の法人であって、上記アからクに準ずる者として大臣の承認 を得て執行団体が適当と認める者
- コ 民間企業

#### (3) 補助対象設備の要件について

ア 補助対象となる設備の例

既存建築物(既存建築物の改修時も含む。)に設置する、⑫業務用の再生可能エネルギーの活用を推進するための蓄電・蓄熱設備(※)、⑬その他執行団体が適当と認める設備等(補助対象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備など)(製造設備は除く。)

- ※ エネルギーマネジメントシステムを制御の中心に据えた上で、蓄電・蓄熱設備等から構成される再エネ自家消費システムを構築し、再生可能エネルギー由来の電気・熱について、効率的に管理・消費するための仕組みが整備、構築されていること。蓄電・蓄熱設備等とは、例えば、蓄電池、電気自動車に充電する設備、ヒートポンプ給湯器、電気温水器、蓄熱式空調機・給湯器、冷熱・温熱蓄熱設備等。
- 注) リース等を利用することも可とし、その場合、補助事業者は、設備所有者であるリース会社等である。

イ (3) アに掲げる設備例のうち、以下の(1) 列に掲げる設備等については、(2) 列の要件を満たすこととする。

		T.				
再生	可能エネルギーの	以下の各蓄電・蓄熱設備等の要件の他に、エネルギーマネジメントシステ				
活用	を推進するための	ムを制御の中心に据えた上で、当該蓄電・蓄熱設備等から構成される再工				
蓄'	電・蓄熱設備等	ネ自家消費システムを構築し、再生可能エネルギー由来の電気・熱につい				
		て、効率的に	管理・消費するな	こめの仕組みが整備、構築されていることも		
		補助対象の要	件となる。			
	エネルギーマネ	導入する設備	前、再生可能エネ	ルギー設備を制御の対象とする。		
	ジメントシステ	コントローラ	ラーやそれに付随	する通信設備、ソフトウェアは補助対象と		
	厶	なり得るが、	制御対象である	照明等の機器は補助対象外である。		
		以下のすべて	この条件を満たす	ものとする。		
		a) 再生可能ニ	エネルギー発電語	<b>2</b> 備を導入する場合又は既存の再生可能エ		
		ネルギー系	<b>経電設備を有して</b>	いる場合に限る。		
		b) 導入するプ	又は有している再	<b>再生可能エネルギー発電設備の出力の同等</b>		
		以下のもの	つであること。			
		c)系統電力が	いらの蓄電は行わ	ないこと。		
		d) 将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の				
		活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させるた				
		め、機器毎の保証年数に応じて設定した目標価格以下の蓄電システム				
		であること。				
		区分	保証年数	目標価格(蓄電システム費)		
			10年	蓄電容量1kWhあたり12万円		
			11年	蓄電容量1kWhあたり13.2万円		
	蓄電池	٠	12年	蓄電容量1kWhあたり14.4万円		
		家庭用	13 年	蓄電容量1kWhあたり15.6万円		
			14年	蓄電容量1kWhあたり16.8万円		
			15 年以上	蓄電容量1kWhあたり18万円		
		業務用				
		産業用	_	定格出力 1 kW あたり 22 万円		
		※家庭用は(6)補足の基準を全て満たしていること。				
		※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電				
	池部の容量とする。					
		※JEM 規格初期実効容量が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。				
		※目標価格を判定する保証年数は、原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製				
		造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。				
		※太陽光発電等の	電力変換装置が蓄電シ	ステムの電力変換装置と 一体型の蓄電システム (以下、「ハ		

	イブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除					
	することができる。ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の					
	定格出力(系統側)1kW あたり 1 万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨て)					
	※中古品は補助対象	象外とする。				
	※家庭用蓄電池と第	美務用・産業用蓄電池の区分(	は次の表の。	とおりとする。		
	179	<b>客電システム</b>		目標価格等		
		機器仕様	目標価格 区分	保証年数	目標価格	
	4,800Ah・セル未満	蓄電容量/定格出力が2.0以上	家庭用	10年~15年以上	12.0万円~ 18.0万円/k₩h	
	4.8	蓄電容量/定格出力が2.0未満 00Ah・セル以上	業務用 産業用	-	22万円/k₩	
		oom CANA				
	以下のすべての条件を満たすものとする。					
	,	ネルギー発電設備若		, *,, .,,,,	.,, ,, ,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	は既存の再	生可能エネルギー発	電設備	若しくは熱利	用設備を有して	
蓄熱設備	いる場合に	いる場合に限る。				
	b)導入する又	は有している再生可	「能エネ	ルギー発電設	備又は熱利用設	
	備に対して、蓄熱容量が過大でないこと。					
	c)系統電力からの蓄熱は行わないこと。					
電気自動車に充	再生可能エネ	ルギー由来の電気を	供給する	場合に限る。		
電する設備						

#### (4)維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第13号及び第14号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

#### (5) 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び執行団体の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

#### (6) 補足

項目	登録要件詳細			
	蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナ等の電力変換			
	装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム			
①蓄電池パッケージ	全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。			
	※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。			
	※システム全体を統合して管理するための番号(以下、「パッケージ型番」という。)が付与されてい			

	ること。				
○₩±=二±業	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービ				
②性能表示基準	ス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。				
	○リチウムイオン蓄電池部の場合				
	蓄電池部が、「JIS C8715-2」に準拠したものであること。				
	※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証				
(3) 蓄電池部安全基準	機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による				
② 新电心即女王 <u>苯</u> 毕	認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。				
	○リチウムイオン蓄電池部以外の場合				
	蓄電池部が、平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基				
	準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。				
	蓄電システム部が、「JIS C4412-1」または 「JIS C4412-2」に準拠したもの				
④蓄電システム部安	であること。				
全基準	※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠する				
※リチウムイオン蓄電池部	こと。				
を使用した蓄電システムの	※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証				
み	機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、				
	「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。				
⑤震災対策基準	蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電				
※リチウムイオン蓄電池部	システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。				
を使用した蓄電システムの	※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、且つ、IECEE-CB 制度に基づく国内				
み	認証機関 (NCB) であること。				
	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電シス				
	テムであること。				
6保証期間	※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。				
	※当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。				
	※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。				

別紙添付資料 3

(一般用)

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会 理事長 森嶌 昭夫 殿

住所 法人名

印

代表名

#### 暴力団排除に関する誓約書

当社(法人である場合は当法人)は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、 異議は一切申し立てません。

以上のことについて、本誓約書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等(役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

#### 誓 約 書

私は、補助金申請に当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、本誓約書の提出をもって誓約します。

記

- 1. 次の各号のいずれにも該当せず、また将来にわたっても該当しないこと。
  - 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - 二 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を 支配する者
- 2. 暴力団又は暴力団関係者を契約相手方としないこと。

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会 理事長 森嶌 昭夫 殿

住所

氏 名

(EII)

#### 別紙添付資料 5

#### 個人情報のお取り扱いについて

ご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、公益財団法人日本環境協会(以下「協会」という。)が、記入いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ適切に取扱います。 具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

- 1. 個人情報の取扱いは、協会の「個人情報保護規程」に従って対応いたします。規程については、ウェブサイトでご確認ください。
- 2. ご記入いただいた個人情報は、以下の目的のために利用します。
- (1) 平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)の運営管理のための連絡。
- 3. ご記入いただいた個人情報の利用について
- (1) 2. に示す利用目的の範囲を越えて、お客様の個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。
- (2) 個人情報を取扱う業務を外部事業者に委託する予定はありません。
- (3) 利用目的終了後は、当協会管理分については当協会が責任をもって廃棄いたします。

#### 【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡ください。

公益財団法人 日本環境協会 環境事業支援部助成チーム

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業事務局

電話:03-6231-0481、03-6231-0487

FAX : 03-6231-0489

E-mail: saiene@japan.email.ne.jp

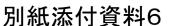
URL: <a href="https://www.jeas.or.jp/">https://www.jeas.or.jp/</a>

#### 【当協会の個人情報保護管理者】

公益財団法人 日本環境協会 専務理事 柏木 順二

◆ 当協会の「個人情報保護方針」、「個人情報のお取扱いについて」をご覧になりたい方は、 https://www.jeas.or.jp/data/personal.pdfをご覧ください。

以上





# 新たに実施する「事業性評価」について①

# 背景・目的

> FITに依存しない再生可能エネルギー事業は、 FITの事業計画認定のような一定のチェック機 能がないため、**事業期間(ライフサイクル)** を通じたリスクやその対策が事業計画に十分 に考慮されていない可能性あり



> **再工ネ電気・熱事業の公募において**、事業の 健全性をチェックするために**事業計画段階に** おけるリスク対策の実施状況を審査委員会の 新たな評価項目の1つに追加

# 評価の視点

- 【事業継続性】
  - 事業のライフサイクルに大きく影響を及ぼす **重大リスク※**(=最低限実施すべきリスク)

への対策の実施状況を評価

- ※設備導入者向けマニュアルの「リスクレベル3」 及び「リスクレベル2」を重大リスクと定義
- ▶ 【収益性】 イニシャルコスト・ランニングコスト等の数 値を評価

収益性に係る項目(白家消費型・周力発雷事業の例)

▼ 収益性に係る項目(日刻消算型・風力発電	尹耒の別別
項目	単位
①システム容量	kW
②想定年間発電量	kWh/年
③想定年間稼働時間	時間
④代替される電気料金単価	円/kWh
⑤補助対象経費支出予定額	千円
⑥補助金所要額 ⑥	千円
<b>⑦イニシャルコスト</b>	千円
⑧年間の想定されるランニングコスト	千円/年
<ul><li>⑨本補助事業で導入する設備の使用期間</li></ul>	年
⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の 想定されるランニングコスト	千円/⑨
(a) ⑩-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の 想定される保守点検費	千円/⑨
⑩-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の 想定される部品等の交換費	千円/⑨
⑩-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了 後の想定される撤去費	千円/⑨
⑩-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の 想定されるその他費用	千円/⑨
⑪電気・熱以外の収入 ※当該収入がある場合のみ	千円/年



# > 新たに実施する「事業性評価」について②

〔自家消費型〕風力発電事業

様式第1(別紙10) 事業性評価様式(案)

: 入力セル : 自動出力セル

# 新様式(様式第1 (別紙10) 事業性評価様式) 自家消費型・風力発電事業の例

#### 1. 収益性に係る項目

収益性に徐る項目				
項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。なお、発電端出力と送電端出力がある場合、送電端出力を入力してください。送電端出力は、発電端出力から所内電力を差し引いた出力です。
②想定年間発電量		kWh/年		本補助事業で導入する設備の①システム容量、③想定年間稼働時間、設備利用率の積によって求められた想定年間発電量(kWh/年)を入力してください。
③想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
④代替される電気料金単価		円/kWh		本補助事業で導入する設備からの電気を需要設備、又は機器で利用することで、代替される電気料金単価を入力してください。 代替される電気料金は、例として、これまで使っていた小売電気事業者の年間の基本料金(円/年)と 年間の従量料金(円/年)を合計し、それを年間の使用電力量(kWh/年)で除することで算出できます。
⑤補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑥補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
<b>⑦イニシャルコスト</b>	(	千円		「⑤補助対象経費支出予定額-⑥補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。入力は不要です。
⑧年間の想定されるランニングコスト	C	千円/年		「⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑨本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が 自動で出力されます。入力は不要です。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	(	千円/⑨		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) ⑩-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑨		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部委託費を入力してください。
⑩-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される部品等の交換費		千円/⑨		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を 「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑩-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑨		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑩-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑨		⑩-1)~⑩-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。
⑪雷気・熱以外の収入		千円/年		自家消費する電気・熱以外で本補助事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

#### 2. 事業継続性に係る項目

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先			項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合は、その理 由を記入してください。
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-1-5	☐ Fxyd	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-1-5		けマニュアルにおける重
環境配慮事項に係る合意形成ができないことによる事業化断念となるリスク	p.3-1-4		ベル3および2)項目と、
運転開始後の風速が、事前に予測した風速を下回り、予定していた発電量が得られないリスク	p.3-1-4	マニュアルの	参照先(該当ページ)
風況の経年変動により、運転開始後の年次によって、事前に予測した発電量が変動するリスク	p.3-1-4	☐ fryd	



# 地域の再生可能エネルギー事業の健全性を高めるための 設備導入者向けマニュアル(案)の概要①

# 想定読者

- ▶ 主にFITに依存しない再生可能エネルギー事業 に関心を持つ地方公共団体等
- ➤ FITを利用した事業を想定している事業者も参考 にできる情報を掲載

# 再生可能エネルギーの事業規模

- ▶ 「再工ネ電気・熱事業」の公募要領に記載され た補助対象設備要件を満たす事業規模
- 水力発電の例:出力 10kW 以上 1,000kW 以下

# 本マニュアルの特徴

- 再生可能エネルギー事業のリスク発生段階よりも前に遡る(バックキャスティング)考え方で、事業計画段階に実施可能なリスク対策を整理
- ▶ 再生可能エネルギー事業を健全に保つため、保 除会社や金融機関が注視する重大リスクとも整 合して整理

# マニュアルの構成

マニュアル構成					
1章		マニュアルの概要			
	1節	再生可能エネルギー発電事業共通のリスクと対策			
2章	2 節	再生可能エネルギー熱利用事業共通のリスクと対 策			
3章	1節	発電事業	風力発電事業のリスクと対策		
	2 節		小水力発電事業のリスクと対策		
	3節		地熱(温泉熱)発電事業のリスクと対策		
		業	バイオマス事業(発電(バイオガス発電		
	4節		含む)及び熱利用)のリスクと対策		
	5節		地熱(温泉熱)利用事業のリスクと対策		
	6節		地中熱利用事業のリスクと対策		
	7節	用 事 業	温度差エネルギー熱利用事業のリスクと		
	기 되기	業	対策		
	8節		雪氷熱利用事業のリスクと対策		
	9節	バイオマス燃料製造事業のリスクと対策			
4章		再生可能エネルギー事業を組み合せた事業の重要			
4早 		なリスクと対策			



(例) 再生可能エネルギー発電事業の流れ



# 地域の再生可能エネルギー事業の健全性を高めるための設備導入者向けマニュアル(案)の概要②

# リスクマネジメント(リスクとその対策)の定義

- 一般的に、<u>リスクを合理的かつ最適な方法で管</u>理することで、事業の健全性を高める活動。
- ▶ 本マニュアルでは、事業者固有の事情(事業理 念や方針等)を考慮したリスク対策の選択・実 施に資するため①~③を対象。
  - ※事業者が意思決定を行う④は、本マニュアルの対象外。

# ①リスクの抽出 既存資料等を参考に再エネ事業のリスクを抽出 ②リスク評価 抽出したリスクを「影響度」と「発生頻度」の基準を当てはめ評価 → ③リスク対策 リスク評価を基にリスク対策を整理 ④意思決定 リスク対策の選択と実施

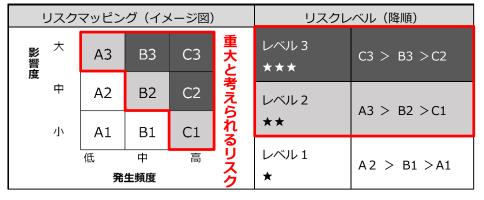
# リスク評価の考え方

- 個々のリスクを、評価基準とした影響度及び発生頻度、それぞれ3段階で評価
- ▶ 影響度が大きい、発生頻度が高いリスクを<u>「重</u> 大と考えられるリスク」と定義

#### ◆ リスク評価基準

E/	1:小	個々の事業資産のうち一部の入替えが発生(中程度以下の影響)
影響度	2:中	個々の事業資産のうち大部分の入替えが発生(重大な影響)
度	3:大	事業停止(甚大な影響)
発	A : 低	事業期間内に1回程度発生
発生頻度	B : 中	数年(おおむね5年以内)に1回程度発生
度	C : 高	1年に1回発生

#### ◆ 本マニュアルにおけるリスク評価の考え方





# 地域の再生可能エネルギー事業の健全性を高めるための設備導入者向けマニュアル(案)の概要③

# マニュアルで紹介するリスク対策

# リスク対策は、以下の3つの視点で整理

- ①事業計画段階で実施可能なリスク対策
- ②リスクの大きさ別・事業段階別のリスク対策一覧
- ③事業計画段階で実施可能なリスク対策のコストや 取り組みやすさ

# ①事業計画段階で実施可能なリスク対策

各再工ネ事業の重大リスク(リスクレベル3、2)について、リスク 発生段階から事業計画段階まで遡り、事業計画段階で実施可能なリスク対策を整理 〔→**再工ネ電気・熱事業の事業性評価対象**〕

(例) 風力発電事業 「設備導入者向けマニュアル(案)、p.3-1-4」

「門」成乃先电学来 「政備等八百円のマニュアル(采)、p.3-1-4]						
リスク 項目	リスク レベル	リスク内容	"事業計画"で実施可能なリスクへの対策			
環境 リスク	***	・環境配慮事項に係る合意形成ができない ことによる事業化断念となるリスク 52	・環境負荷低減につながる事業計画を作成する。 ・事業計画段階において計画地における環境の現 況把握を行う。			
	***	<ul> <li>・運転開始後の風速が、事前に予測した風速を下回り、予定していた発電量が得られないリスク 53</li> </ul>	・計画地において、最低1年以上、計画地の地形等の特性を十分に考慮の上、実績のある手法において風況調査を行う。			
資源 リスク	***	・風況の経年変動により、運転開始後の年次によって、事前に予測した発電量が変動 するリスク	・風況変動による売上変動を見越した事業計画を 作成する。 ・計画地における風況調査結果と気象観測所等近 隣の過去の風況データを比較し、計画地における経 年の風況変動を確認する 54。			

# ②リスクの大きさ別・事業段階別のリスク対策一覧

リスク発生段階から事業計画段階まで遡ってリスク対策の一連を バックキャスティングの考えで、リスクの大きさ(=リスクレベル(レベル3~1)別に整理

(例) 水力発電事業 「設備導入者向けマニュアル (案)、p.3-2-7」

各事業段階で想定されるリスクの内容				事業段階ごとのリスク対策
			事業計画	・堆砂が多い地点は、有望地点調査の段階で検 討対象から除外する。
		・土砂の大量流入等により、取水設備の取水能力が低下するリスク	設計·施工	・直ちに <b>しゅんせつ</b> ができるよう <b>しゅんせつ</b> 重機が進 入しやすい設計を行う。
	運転		運転管理	・定期的なしゅんせつ作業を実施し、特に台風や大雨後は必ず実施する。
1	管理	・凍結や積雪等により水路の流水が寸断され、取水が不可能になるリスク <sup>84</sup>	事業計画	・特に積雪の多い豪雪地帯は、有望地点調査の 段階で検討対象から除外する。
			設計·施工	・特に積雪の多い豪雪地帯は、開水路で導水しない。
			運転管理	・積雪時や凍結の危険性がある時は、取水停止を行う。

# ③事業計画段階で実施可能なリスク対策のコストや 取り組みやすさ

重大リスクとそのリスク対策について、選択基準(①コスト情報、 ②取り組みやすさ、③専門的知識の必要性)の情報を参考として 紹介

(例) バイオマス発電事業 「設備導入者向けマニュアル(案)、p.3-4-9」

リスク		"事業計画"で実施可能なリスクへの	該当する コスト情報		取り組	専門 的知	
項目	リスク内容	対策	イニシ ヤル	ランニ ング	みやすさ	識の 必要 性	
性能	・【木質系バイオマスの場合】木質 系バイオマスポイラーは負荷追従性 が低いため、負荷の変動に応じて出 力を上下させると不完全燃焼や故 障が発生するリスク	・バイオマスボイラーと化石燃料ボイラー を併設する。	<b>√</b>	-	易	不要	
リスク		・貯湯槽を併設する。	<b>~</b>	-	易	不要	
資源 リスク	<ul><li>・必要な量の原料が調達できないリスク <sup>111</sup></li></ul>	・複数の事業者から燃料を調達する。	-	-	難	不要	



# 地域の再生可能エネルギー事業の健全性を高めるための設備導入者向けマニュアル(案)の公表及び問い合わせ

# マニュアル公表ページ(環境省ホームページ)

http://www.env.go.jp/policy/local re/renewable energy/post 13.html

# マニュアルに関するお問い合わせ

# ①公募期間外の問い合わせ先

環境省大臣官房環境計画課低炭素地域づくり事業推進室

担当:野々村、若林、竹田、金井 電話:03-5521-8234

# ②公募期間中の問い合わせ先

マニュアルヘルプデスク

平成30年度地域の再省蓄工ネ設備導入における事業性評価促進等委託業務受託者:

パシフィックコンサルタンツ株式会社

Mail: Manual-helpdesk@tk.pacific.co.jp

様式第1 別紙7 CO2削減効果の算定方法及び計測方法概要:

【再生可能エネルギー設備導入用(一般用)】

- 1. CO2削減効果の算定方法概要
- A 設備導入前(従来システム)のCO2年間排出量
- ・設備導入前(従来システム)におけるCO2排出量算定根拠の概要を以下に定量的に簡潔に記載する(新規システムの比較対象となる従来システムについては仮想想定ベースでも可)。
- ・従来システムによるエネルギー種別年間使用量×CO2排出係数=CO2年間排出量を合算する。例:

年間灯油使用量(L/年)×2.49(kg-C02/L)÷1000 = $\bigcirc$ Ot-C02/年(<u>根拠資料要添付</u>)年間商用電力量(kWh/年)×0.579(kg-C02/kWh)÷1000= $\bigcirc$ Ot-C02/年(<u>同上</u>)

合計=OOt-C02/年・・① (同上)

- ・関係資料:「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック(平成29年2月版)」の<u>ハード対策事業計算ファイルより、設備導入後の新規システムに応じた計算ファイルを選択し、</u>必要事項、データを記載した上、当該計算結果ファイルを関係資料として添付提出。
- ・根拠資料:①等に関する根拠資料を添付提出。

## B 設備導入後(新規システム)のCO2年間排出量

- ・設備導入後(新規システム)におけるCO2排出量算定根拠の概要を以下に定量的に簡潔に記載する。
- ・新規システムによるエネルギー種別年間使用量×CO2排出係数=CO2年間排出量を合算する。 例:

(年間商用電力量=**Py**(kWh)) × 0.579 (kg-C02/kWh) ÷1000=○○t-C02/年・・②(根拠資料要添付)

- ・関係資料:「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック(平成29年2月版)」の<u>ハード対策事業計算ファイルより、設備導入後の新規システムに応じた計算ファイルを選択し</u>、必要事項、データを記載した上、当該計算結果ファイルを関係資料として添付提出。
- ・根拠資料:②等に関する根拠資料を添付提出。

## A-B 設備導入後のCO2年間排出削減量(届出値)

・従来システムと比較した場合のCO2年間排出削減量を記載する。

例:

設備導入後のCO2年間排出削減量=①-②

=OOt-C02/年

## 2. CO2削減効果の計測方法概要

- ・CO2削減効果の計測方法については推計値でなく、実測値で行う必要がある。
- ・②に関するエネルギー種別年間使用量の(実測)計測方法の概要について以下に簡潔に記載する。例:

設備導入後のCO2年間排出削減効果量算定式=①-②

 $= (1)-Py \times 0.579/1000)$  t-C02/年

・当該商用電力量について、専用の積算電力計で実測し年間商用電力量 Py (kWh/年)を求める。本計測 Py 値を上記算定式に算入しCO2年間排出削減効果量 (t-002/年)を算定。計測箇所をシステム図等に明示の上、当該資料を添付提出。

様式第1 別紙7 CO2削減効果の算定方法及び計測方法概要: 【再生可能エネルギー設備導入用(発電設備用)】

- 1. CO2削減効果の算定方法概要
- A 設備導入前(従来システム)のCO2年間排出量

商用電力を使用

- B 設備導入後(新規システム)のCO2削減量
- 1. 年間発電量の根拠を記載(下記は記入例)

根拠資料: 〇〇発電シミュレーション

年間発電量(kWh)=発電能力(kW)x24hx365x年間設備利用率

2. CO2削減量=年間発電量(kWh)x0.579kgC02/1000(tC02/年)

-----

例 年間発電量=100kWx24hx365x14%=122640kWh

CO2削減量=122640kWhx0.579kgC02/1000(tC02/年)=71.01tC02

2. CO2削減効果の計測方法概要

年間発電量を、発電機出力側(例:太陽光発電の場合、PCS出力側)で計測する。

## 様式第 1 別紙 7 CO2削減効果の算定方法及び計測方法概要 【蓄エネルギー設備等導入用】

- 1. CO2削減効果の算定方法概要
- (a) 蓄エネルギー設備等の導入前(事業実施前)の再生可能エネルギーの自家消費量 (年間ベース)
- ・設備導入前(従来システム)における再エネの自家消費量算定根拠の概要を以下に定量的に簡潔に記載する(新規システムの比較対象となる従来システムについては仮想想定べ一スでも可)。
- ・従来システムによる再エネ種別年間自家消費量(kWh 換算値/年)
- ・根拠資料:関連根拠資料を添付提出のこと
- (b) 蓄エネルギー設備等の導入後(事業実施後)の再生可能エネルギーの自家消費量 (年間ベース)】
- ・蓄エネルギー設備導入後 (新規システム) における再エネの自家消費量算定根拠の概要を以下に 定量的に簡潔に記載する。
- ・新規システムによるエネルギー種別年間自家消費量(kWh 換算値/年)
- ・根拠資料:関連根拠資料を添付提出のこと
- (c) 蓄エネルギー設備等の導入(事業実施)による再生可能エネルギーの自家消費量拡大効果 (年間ベース)】
- •(c)=(b) -(a)を算定(kWh 換算値/年)
- ・蓄エネルギー設備等を導入したことにより、新たに自家消費できる再生可能エネルギー由来の電気・熱の拡大量(c)(kWh 換算値))を明示

## CO2の削減効果算定

- ・(c)の拡大量だけ商用電力が削減したとして、CO2排出係数によりCO2削減効果量を算定
- (c) × 0.579 (kg-C02/kWh) ÷ 1000= CO2年間排出削減量

=OOt-C02/年

## 2. CO2削減効果の計測方法概要

- ・CO2削減効果の計測方法については<u>推計値でなく、実測値</u>で行う必要がある。
- ・(b) に関するエネルギー種別年間自家消費量の(実測) 計測方法の概要について以下に簡潔 に記載する。
- ・自家消費量について、専用の積算電力計等で実測
- ・計測箇所をシステム図等に明示の上、当該資料を添付提出

様式第1 別紙8 作成日:

## 【A:太陽光発電設備「システム価格」、「補助率、上限」算定チェックシート(第1号事業用)】H30年度

※申請者は、すべての黄色の枠内について記載を行った上、本算定チェックシートを他の書類と一緒に提出すること。

7,7,0	THE DELLE FOLCE	
	(注)記載すべき欄:	
	任意入力欄:	

<u>0. 申請者</u>	
団体名:	
扣当老么	

【申請者種別】 下欄でプルダウンリストから選択

 $\Rightarrow$ 

## 1. 太陽電池出力の算定

以下の点に留意して下表記載欄に記載し、導入する太陽電池出力を算定する。

## 【留意事項】

太陽電池出力は、電池モジュールのJIS等に基づく公称最大電力の合計値と、パワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW単位の少数点以下を切捨てた値とする。

(記載欄)

モジュール出力を入力	kW	1
パワコン出力を入力	kW	2
太陽電池出力(①、②の小さい方。小数点以下切り捨て)	kW	3

## 2. システム価格算定、判定

下記算定表の各項目の a)、b)欄について記載する。

記載項目のうち、「システム価格範囲内」の項目に記載した金額の合計額が表の下の④の欄に自動計算される。

「Cat-3」の分類に記載の金額は、システム価格の範囲外扱いとなる。

## 【システム価格の範囲内・範囲外算定表】

(注) 見積書(添付提出のこと)に基づき該当項目に記載、金額は消費税抜きベースで記載。 下表Index No.を使用し、見積書との整合を明示のこと(®)~@に関しては、Cat-1~3の分類ごとに記載のこと)。

[システム価格算定表]	Cat-1	Cat-2	Cat-3	ì
-------------	-------	-------	-------	---

分類	項目		a) メーカー名、 仕様(型番等)	b) 金額(円) <b>消費税抜き</b>	_	補助対 要件	対象外	c)補足説明	Index No.
設備費	太陽電池モジュール				0				<b>A</b> -1
	パワーコンディショナー				0				<b>A</b> -2
	監視システム	監視用モニター、 電力測定ユニット、 データロガー等			0				<b>(A)-3</b>
	モニターシステム (表示モニター)	見える化モニター、 気象計等				0			<b>A</b> -4
	架台				0				<b>A</b> -5
	接続箱	直流側			0				<b>A</b> -6
		交流側				0			<b>A</b> -7
	受変電設備					0			<b>A</b> -8
	運搬∙調整∙据付	Cat-1機器に関する分			0				<b>A</b> -9
	運搬∙調整∙据付	Cat-2機器に関する分				0			<b>A</b> -10
	運搬∙調整∙据付	Cat-3機器に関する分					0		<b>A</b> -11
	その他						0		<u>A</u> -12

			b) 金額(円)				
費用区 分	項目	Cat-1	Cat-2	Cat-3	計	c)補足説明	Index
	- 現日	対象	補助	対象外	1 8	C)情况就明	No.
		システム値	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
設備費	(上表合計)						A
本工事費	直接工事費 (材料費、労務費、直接経 费)						B
	間接工事費 (共通仮設費、現場管理 費、一般管理費)						©
付帯工事	費						D
機械器具	.費						Ē
測量·試勵	験費(設計費含む)						Ē
業務費							G
事務費							$\oplus$
土地造成	費						(I)
接続費	遮断機、売電メータ、他						J
その他							K
合計	_						

い 全郊(田)

注:上記算定表に記載の「システム価格の範囲」は、太陽光発電設備に係る設計費、設備費及び工事費であり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)」第12条の規定に基づく年報報告における設置費用報告の構成に倣い記載されています。 よって、後述の「3. 補助率、上限算定」欄のベースとなる本補助金事業における補助対象経費の範囲と若干異なる点があります(Cat-3の分類分)が、その点ご了解ください。

## 3. 補助率、上限算定

## 【補助対象経費の算定】

④システム価格範囲内合計額(税抜ベース)の内、Cat-2(「見える化モニター関係」、「受変電設備」等)の費用については、本補助金事業における補助対象経費外であるため、当該金額については、以下のとおり④から除く。

⑦補助対象経費:Cat-1合計金額	円 ⑦	補助対象経費(消費税抜きベース)
⑥ システム価格範囲内合計額の内、Cat-2(「見える 化モニター関係」、「受変電設備」等)の合計金額	円 ⑥	補助対象外金額

## 【補助率、上限の算定】

以下の3-1、3-2、3-3の算定ケースの内、申請者の該当する欄に算定をおこなう。⇒

4

## 3-1都道府県、指定都市の場合

(1) 補助率、ト限の算定

(1) 開助牛、工政の弁定		_	
⑦の補助対象経費×1/3の算定額		円	⑧消費税抜き
③の太陽電池出力x7万円/kWの算定額		Ħ	⑨消費税抜き
(2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、 (®)>⑨の場合:定額	補助扱い、とする	_ 	

- (3)別紙4経費内訳書の転記
- a) 定率補助扱いの場合

	47 是中間的於6 67 97 日		_	
	別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額			⑦'消費税含み
l	⑦×1.08(小数点以下切り捨て)の金額			© 11.200E
ĺ	別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)		_	Charle with wine A .
ı	への計上額		円	⑩消費税含み
Į	⑧x1.08(少数点以下切り捨て)の金額			
	@	<del>_</del> ++ ++ /	@ <b>4 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</b>	+ + 7

⑦'を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1)へ、⑩を補助金所要額(8-1)へ転記する

## b) 定額補助扱いの場合

5) XCBX11119311X4		
別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ⑦×1.08(小数点以下切り捨て)の金額		⑦'消費税含み
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2) への計上額 ⑨x1.08(少数点以下切り捨て)の金額	Ħ	⑪消費税含み
O	 O / 1 h = 1 A = 4 = 4 = /	

⑦'を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-2)へ、⑪を補助金所要額(8-2)へ転記する

最終的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り捨てとする。

. 指定都市以外の市町村、特別区の場合		
(1) 補助率、上限の算定 ⑦の補助経費×1/3の算定額		◎冰毒软件
O 4 1117 11 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>	⑧消費税抜
③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額	H	<b>⑨消費税抜</b>
(2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒		
⑧≦⑨の場合:定率補助扱い、 ⑧>⑨の場合:定	額補助扱い、とする。	
(3)別紙4経費内訳書の転記 a) 定率補助扱いの場合		
別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額		
(4-1)への計上額 ⑦×1.08(小数点以下切り捨て)の金額		⑦'消費税含
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)		
への計上額 (8)×1.08(少数点以下切り捨て)の金額	H	⑩消費税含
⑦'を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出		領(8-1)へ転記する
b) 定額補助扱いの場合		
別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額		
(4-2)への計上額		⑦'消費税含
⑦×1.08(小数点以下切り捨て)の金額		
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2) への計上額		⑪消費税含
⑨x1.08(少数点以下切り捨て)の金額	'	W/1 <b>Q 1</b> // D
⑦'を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出		領(8-2)へ転記する
/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
(1) 補助率、上限の算定 ⑦の補助経費×1/3の算定額	Ħ	8消費税抜
	円円	
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額		
⑦の補助経費×1/3の算定額	H	
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≦⑨の場合:定率補助扱い、 ⑧>⑨の場合:定	H	
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、 ⑧>⑨の場合:定	H	
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≦⑨の場合:定率補助扱い、 ⑧>⑨の場合:定	H	
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≦⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a) 定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額	H	⑨消費税抜
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a) 定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額	H	⑨消費税抜
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a) 定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)	円 額補助扱い、とする。	⑨消費税抜 ⑦消費税抜
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a)定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧×1.08(少数点以下切り捨て)の金額	円 額補助扱い、とする。 円	⑨消費税抜 ⑦消費税抜 ⑩消費税抜
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a)定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1) への計上額	円 額補助扱い、とする。 円	⑨消費税抜 ⑦消費税抜 ⑩消費税抜
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a)定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧×1.08(少数点以下切り捨て)の金額	円 額補助扱い、とする。 円	⑨消費税抜 ⑦消費税抜 ⑩消費税抜
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a) 定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧×1.08(少数点以下切り捨て)の金額 ⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予 b) 定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額	円 額補助扱い、とする。 円	<ul><li>⑨消費税抜</li><li>⑦消費税抜</li><li>⑩消費税抜</li><li>i(8-1)へ転記する</li></ul>
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a)定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧×1.08(少数点以下切り捨て)の金額 ⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予 b) 定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額	円 額補助扱い、とする。 円	<ul><li>⑨消費税抜</li><li>⑦消費税抜</li><li>⑩消費税抜</li><li>i(8-1)へ転記する</li></ul>
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、®>⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a)定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧×1.08(少数点以下切り捨て)の金額 ⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予 b)定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予 b)定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ⑦の金額	円 額補助扱い、とする。 円	<ul><li>⑨消費税抜</li><li>⑦消費税抜</li><li>⑩消費税抜</li><li>i(8-1)へ転記する</li></ul>
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a)定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧×1.08(少数点以下切り捨て)の金額 ⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予 b) 定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額	円 額補助扱い、とする。 円 定額(4-1)へ、⑩を補助金所要額	⑦消費税抜
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a)定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧×1.08(少数点以下切り捨て)の金額 ⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予 b)定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予 b)定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額	円 額補助扱い、とする。 円 定額(4-1)へ、⑩を補助金所要額	<ul><li>⑨消費税抜</li><li>⑩消費税抜</li><li>⑩消費税抜</li><li>①消費税抜</li><li>⑪消費税抜</li><li>⑪消費税抜</li></ul>
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a) 定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧x1.08(少数点以下切り捨て)の金額 ⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予 b) 定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予 b) 定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額	円 額補助扱い、とする。 円 定額(4-1)へ、⑩を補助金所要額	<ul><li>⑨消費税抜</li><li>⑩消費税抜</li><li>⑩消費税抜</li><li>①消費税抜</li><li>⑪消費税抜</li><li>⑪消費税抜</li></ul>
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a)定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧×1.08(少数点以下切り捨て)の金額 ⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予 b)定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予 b)定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額	円 額補助扱い、とする。 円 定額(4-1)へ、⑪を補助金所要額 円	<ul><li>⑨消費税抜</li><li>⑩消費税抜</li><li>⑩消費税抜</li><li>①消費税抜</li><li>⑪消費税抜</li><li>⑪消費税抜</li></ul>
⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧〉⑨の場合:定 (3)別紙4経費内訳書の転記 a)定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧×1.08(少数点以下切り捨て)の金額 ⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額 ②×1.08(少数点以下切り捨て)の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額 ⑨×1.08(少数点以下切り捨て)の金額	円 額補助扱い、とする。 円 定額(4-1)へ、⑪を補助金所要額 円	<ul><li>⑨消費税抜</li><li>⑩消費税抜</li><li>⑩消費税抜</li><li>①消費税抜</li><li>⑪消費税抜</li><li>⑪消費税抜</li></ul>

注:個々の工事費目によっては、補助対象外経費が含まれる場合があります。

様式第1 別紙8 作成日:

## 【B:太陽光発電設備「システム価格」、「補助率、上限」算定チェックシート(第6号事業用:リース無し用)】 H30年度

ツ由き老は	. すべての黄色の枠内について記載を行った上	・ 大笠ウィー…んこ したゆの事叛し	<b>タキン1~+日 山 ナ フ ー し</b>
火田酒石は、	- 9 へしの角色の栓内についし記載を行った「	・・本見でナエックンートをかり青年と	一般に作用すること。
7. I HIJ H 10.1	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		14200

(注)入力必須欄:	
<b>任音入力</b> 爛:	

<u>J. 中销名</u>	
団体名:	
坦当老夕·	

【申請者種別】

・申請団体の種別(「中小企業等以外の民間企業」、「中小企業等」を選 択)

下欄でプルダウンリストから選択

⇒			

## 1. 太陽電池出力の算定

以下の点に留意して下表記載欄に記載し、導入する太陽電池出力を算定する。 【留意事項】

太陽電池出力は、電池モジュールのJIS等に基づく公称最大電力の合計値と、パワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW単位の少 数点以下を切捨てた値とする。

(記載桶)	

モジュール出力を入力	kW	1
パワコン出力を入力	kW	2
太陽電池出力(①、②の小さい方。小数点以下切り捨て)	kW	3

## 2. システム価格算定、判定

下記算定表の各項目の a)、b)欄について記載する。

記載項目のうち、「システム価格範囲内」の項目に記載した金額の合計額が表の下の④の欄に自動計算される。

「Cat-3」の分類に記載の金額は、システム価格の範囲外扱いとなる。

## 【システム価格の範囲内・範囲外算定表】

(注) 見積書(添付提出のこと)に基づき該当項目に記載、金額は消費税抜きベースで記載。 下表Index No.を使用し、見積書との整合を明示のこと(图~@に関しては、Cat-1~3の分類ごとに記載のこと)。

Cat-1 Cat-2 Cat-3

					Cat-1	Cat-2	Cat-3		
分類	項目		a) メーカー名、 仕様(型番等)	b) 金額(円) <b>消費税抜き</b>		補助対	対象外	c)補足説明	Index No.
設備費	太陽電池モジュール		工作(主曲寺/	万具が扱こ		要件			(A)-1
以朋具	パワーコンディショナー								
	監視システム	欧州田エーカ			0				(A)-Z
	温悦ンステム	電力測定ユニット、 データロガー等			0				<b>A</b> -3
	モニターシステム (表示モニター)	見える化モニター、 気象計等				0			<b>A</b> -4
	架台				0				<b>A</b> -5
	接続箱	ショナー       〇       (A)         監視用モニター、電力測定ユニット、データロガー等       〇       (A)         ム       見える化モニター、 気象計等       〇       (A)         直流側       〇       (A)         交流側       〇       (A)         寸       Cat-1機器に関する分       〇       (A)         寸       Cat-2機器に関する分       〇       (A)         寸       Cat-3機器に関する分       〇       (A)         寸       Cat-3機器に関する分       〇       (A)         寸       Cat-1	<b>A</b> -6						
		交流側				_			<b>A</b> -7
	受変電設備					0			<b>A</b> -8
	運搬∙調整∙据付				0				<b>A</b> -9
	運搬・調整・据付	Cat-2機器に関する分				0			<b>A</b> −10
	運搬・調整・据付	Cat-3機器に関する分			i i		0		<b>A</b> -11
	その他						0		<b>A</b> −12
			L) 全超/円)						
		Cot-1		Co+-2	-				Indov
費用区分	項目				4	計		c)補足説明	
				り <b>み</b> か 					140.
設備費	(上表合計)	27.7—iii	111111111111111111111111111111111111111		+				(A)
本工事費	直接工事費 (材料費、労務費、直接経費)								B
	間接工事費 (共通仮設費、現場管理費、 一般管理費)								©
付帯工事									<b>D</b>
機械器具	費								E
測量·試驗	検費(設計費含む)								Ē
業務費									(G)
事務費									H
土地造成	<b>費</b>				1				1
	遮断機、売電メータ、他				1				J
その他	ALEM DE STEE				+				K
									(N)
合計					<del> </del>				

注:上記算定表に記載の「システム価格の範囲」は、太陽光発電設備に係る設計費、設備費及び工事費であり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)」第12条の規定に基づく年報報告における設置費用報告の構成に倣い記載されています。 よって、後述の「3. 補助率、上限算定」欄のベースとなる本補助金事業における補助対象経費の範囲と若干異なる点があります(Cat-2の分類分)が、その点ご了解ください。

【システム価格範囲内合計額(税抜ベース): Cat-1とCat-2の	)合計】		4
【システム価格要件の判定】   申請者が   *「 <u>中小企業等以外の民間企業」</u> の場合 ⇒上記③と④の!   *「中小企業等」の場合 ⇒④を算定後、以	・ 数値から単位出力当たり し下の⑤のチェックをパス!		
1 Control and the second secon		よび【判定】の欄は表示さ	
【 <b>システム価格=④/③】</b> 単位出力当たりのシステム価格(円/kW)	5		
			【判定】
「「システム価格判定」 「申請者が「都道府県、指定都市」の場合、 「右配の要件を満たすかどうか判定	<b>⑤の価格≦25万円の</b> 「3. 補助率、上限算定		
11 RLV 女子を何にすかと Jが刊た             	⑤の価格>25万円の均 (要件を満たさず補助が ⇒この時点で算定:	<b>対象外</b> )	
3. 補助率、上限算定			
【補助対象経費の算定】 ④システム価格範囲内合計額(税抜ベース)の内、Cat-2(「見 助対象経費外であるため、当該金額については、以下のとよ		そ変電設備」等)の費用に	ついては、本補助金事業における補
⑥ システム価格範囲内合計額の内、Cat-2(「見える(モニター関係」、「受変電設備」等)の合計金額	H	6	補助対象外金額
⑦補助対象経費: Cat-1合計金額	円	7	補助対象経費(消費税抜きベース)
【補助率、上限の算定】 以下の3-1、3-2の算定ケースの内、申請者の該当する			に該当
3-1. 中小企業等以外の民間企業の場合(ただし、「2.」(	<b>か要件の合格者に限る</b>	1)	
(1) 補助率、上限の算定 ⑦の補助対象経費×1/3の算定額	П	នាវ	肖費税抜き
③の太陽電池出力x7万円/kWの算定額	H	<b>.</b>	肖費税抜き
<ul><li>(2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒</li><li>(8)≤⑨の場合:定率補助扱い、(8)&lt;⑨の場合:定額</li></ul>	は 助扱い トオス		
(3)別紙4経費内訳書の転記 a) 定率補助扱いの場合	ه و ح ۲۰ مخالط البا		
別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額		Ø,	肖費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧(少数点以下切り捨て)の金額	Ħ	ĸ	肖費税抜き
⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定	額(4-1)へ、⑩を補助	<b>办金所要額(8−1)へ</b> ≢	転記する
b) 定額補助扱いの場合			
別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ⑦の金額		Ø)	肖費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額 (9)(少数点以下切り捨て)の金額	円	K®	肖費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-2)へ、⑪を補助金所要額(8-2)へ転記する

最終的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り捨てとする。

中小企業等の場合			
1) 補助率、上限の算定		_	
)の補助対象経費×1/3の算定額		円	⑧消費税抜き
の太陽電池出力×8万円/kWの算定額		円	⑨消費税抜き
2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒		1	
⑧≦⑨の場合:定率補助扱い、 ⑧>⑨の場合:定額補	助扱い、とする。	•	
3)別紙4経費内訳書の転記			
a) 定率補助扱いの場合		-	
別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額			⑦消費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧(少数点以下切り捨て)の金額		円	⑩消費税抜き
⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額	₹(4−1) <b>へ、</b> ⑩₹	を補助金所要額(8-1	)へ転記する
b) 定額補助扱いの場合			
別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額		1	
(4-2)への計上額 ⑦の金額			⑦消費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額 ⑨(少数点以下切り捨て)の金額		円	⑪消費税抜き
	[(4−2)∧. (∏)	』 を補助金所要額(8-2	)へ転記する
	=/ ( )		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	とする。		

注:個々の工事費目によっては、補助対象外経費が含まれる場合があります。

注:完了実績報告時には、別紙4経費内訳書は別紙2経費所要額精算調書に、補助対象経費支出予定額は補助対象経費実支出額に読み替えて使用のこと

様式第1 別紙8 作成日:

## 【C:太陽光発電設備「システム価格」、「補助率、上限」算定チェックシート(第6号事業:リース有り用)】 H30年度

※申請者は、すべての黄色の枠内について記載を行った上、本算定チェックシートを他の書類と一緒に提出すること。

0. 申請者		(注)入力必須欄: 任意入力欄:
団体名:		
担当者名: <u> </u>		
【申請者種別】		下欄でプルダウンリストから選択
代表事業者(設備所有者:リース会社)の種別 (1) (【「中小企業等以外の民間企業(大企業)」】、【「中小企業等」】を 選択)	⇒	
<del></del>	Į.	下欄でプルダウンリストから選択
共同事業者(リース <mark>利用者</mark> )の種別 (【「中小企業等以外の民間企業(大企業)」または「都道府県、指 定都市」】、【「中小企業等」または「指定都市以外の市町村、特別 区」「非営利法人」】を選択)	⇒	
1. 太陽電池出力の算定 以下の点に留意して下表記載欄に記載し、導入する太陽電池出力を算定する。 「図音車百】		

トロジャスター 大陽電池出力は、電池モジュールのJIS等に基づく公称最大電力の合計値と、パワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW単位の少数点以下を切捨てた値とする。

	(記載欄)		
モジュール出力を入力		kW	1
パワコン出力を入力		kW	2
太陽電池出力(①、②の小さい方。小数点以下切り捨て)		kW	3

## 2. システム価格算定、判定

記載項目のうち、「システム価格範囲内」の項目に記載した金額の合計額が表の下の④の欄に自動計算される。

「Cat-3」の分類に記載の金額は、システム価格の範囲外扱いとなる。

## 【システム価格の範囲内・範囲外算定表】

(注) 見積書(添付提出のこと)に基づき該当項目に記載、金額は消費税抜きベースで記載。 下表Index No.を使用し、見積書との整合を明示のこと(園~@に関しては、Cat-1~3の分類ごとに記載のこと)。

Cat-1 Cat-2 Cat-3 a) メーカー名、 b) 金額(円) 対象 補助対象外 Index c) 補足説明 項目 分類 仕様(型番等) 消費税抜き No. 価格要件 太陽電池モジュール 設備費 (A)-1 0 パワーコンディショナー 0 <u>A</u>-2 監視システム 監視用モニター 電力測定ユニット、 データロガー等 0 (A)-3 モニターシステム 見える化モニター、 0 **A**-4 気象計等 (表示モニター) (A)-5 架台 0 接続箱 直流側 <u>A</u>-6 0 交流側 0 <u>A</u>-7 受変電設備 8-(A) 0 運搬∙調整∙据付 Cat-1に関する分 0 **A**-9 運搬∙調整∙据付 Cat-2に関する分 0 **(A)**−10 Cat-3に関する分 運搬・調整・据付 0 A-11 その他 0 (A)-12

			b) 金額(円)				
費用区分	項目	Cat-1	Cat-2	Cat-3	計	c)補足説明	Index
貝用匠刀	- 現日	対象	補助対	<b>才象外</b>	ĀΙ		No.
		システム	.価格範囲				
設備費	(上表合計)						A
本工事費	直接工事費 (材料費、労務費、直接経費)						B
	間接工事費 (共通仮設費、現場管理費、 一般管理費)						©
付帯工事	· 費						<b>(D)</b>
機械器具	費						Ē
測量·試験	費(設計費含む)						Ē
業務費							G
事務費							$\Theta$
土地造成	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						1
	遮断機、売電メータ、他						J
その他							K
合計							

注:上記算定表に記載の「システム価格の範囲」は、太陽光発電設備に係る設計費、設備費及び工事費であり、「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)」第12条の規定に基づく年報報告における設置費用報告の構 成に倣い記載されています。 分)が、その点ご了解ください。 『システム価格範囲内合計額(税抜ベース): Cat-1とCat-2の合計】 4 注:上記算定表に記載の「システム価格の範囲」は、太陽光発電設備に係る設計費、設備費及び工事費であり、「電気事業者による再生可能エネ - 電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)」第12条の規定に基づく年報報告における設置費用報告の構 成に倣い記載されています。 よって、後述の「3. 補助率、上限算定」欄のベースとなる本補助金事業における補助対象経費の範囲と若干異なる点があります(\*の項目)が、 その点ご了解ください。 【システム価格要件の判定】 【システム価格要件の刊止』 代表申請者(リース会社)が \*「中小企業等以外の民間企業」の場合 ⇒上記③と④の数値から単位出力当たりのシステム価格⑤を算出し、システム価格判定。 \*「中小企業等」の場合 ⇒④を算定後、以下の⑤のチェックをパスして「3. 補助率、上限算定」へ移行。 (※⑤および【判定】の欄は表示されません。) 【システム価格=④/③】 (5) 単位出力当たりのシステム価格(円/kW) 【判定】 ⑤の価格≦25万円の場合∶合格 【システム価格判定】 申請者が「中小企業等以外の民間企業」または 「3. 補助率、上限算定」の記載に移行。 「都道府県、指定都市」の場合、 ⑤の価格>25万円の場合:不合格 右配の要件を満たすかどうか判定 (要件を満たさず補助対象外) ⇒この時点で算定チェック៖ 3. 補助率、上限算定 【補助対象経費の算定】 (4)システム価格範囲内合計額(税抜ベース)の内、Cat-2(「見える化モニター関係」、「受変電設備」等)の費用については、本補助金事業における補助対象 経費外であるため、当該金額については、以下のとおり④から除く。 ⑥ システム価格範囲内合計額の内、Cat-2(「見える化モ 四 ⑥ 補助対象外金額 ニター関係」、「受変電設備」等)の合計金額 ⑦補助対象経費: Cat-1合計金額 Щ ⑦ 補助対象経費(消費税抜きベース) 【補助率、上限の算定】 に該当 以下の3-1、3-2の算定ケースの内、申請者の該当する欄に算定をおこなう。 中小企業等以外 中小企業等または の民間企業 共同事業者 指定都市以外の市 (大企業) 町村、特別区, 代表事業者 または都道府県 非営利法人 指定都市 中小企業等以外の民間企業(大企業) 3-1.(1)3-1.(2)3-2. (1) 3-2.(2)3-1. 代表事業者が中小企業等以外の民間企業の場合(ただし、「2.」の要件の合格者に限る) 3-1. (1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企業(大企業)」または「都道府県、指定都市」の場合 (1) 補助率、上限の算定 ⑦の補助対象経費×1/3の算定額 ⑧消費税抜き ③の太陽電池出力x7万円/kWの算定額 円 9消費税抜き (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≦⑨の場合:定率補助扱い、 ⑧>⑨の場合:定額補助扱い、とする。 (3)別紙4経費内訳書の転記 a) 定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦消費税抜き ⑦(小数点以下切り捨て)の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額 (8-1)への計上額 Щ (10消費税抜き ⑧(少数点以下切り捨て)の金額 ⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1)へ、⑩を補助金所要額(8-1)へ転記する b) 定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ⑦消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-2)へ、⑪を補助金所要額(8-2)へ転記する 最終的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り捨てとする。

⑦(小数点以下切り捨て)の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額

⑨(少数点以下切り捨て)の金額

(8-2)への計上額

円

⑪消費税抜き

Ⅰ. (2)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等」または「指定 (1) 補助率、上限の算定		
⑦の補助対象経費×1/3の算定額	円	⑧消費税抜き
③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額	円	9消費税抜き
(2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒		
⑧≦⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定額補助扱い、	とする。	
(3)別紙4経費内訳書の転記		
a) 定率補助扱いの場合		
別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額		<b>今沙井平</b> 井七
(4年1)への計工額 (7)(小数点以下切り捨て)の金額		⑦消費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額		
(8-1)への計上額	l <sub>E</sub>	⑩消費税抜き
⑧(少数点以下切り捨て)の金額		011124111111
⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1)	<u>へ、⑩</u> を補助金所要額(	8-1)へ転記する
1) 中郊社界也100周人		
b) 定額補助扱いの場合		
別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額		⑦消費税抜き
⑦(小数点以下切り捨て)の金額		少用其优扱さ
別紙4経費内訳書の補助金所要額		
(8-2)への計上額	l <sub>E</sub>	⑪消費税抜き
⑨(少数点以下切り捨て)の金額		•
2. 代表事業者が中小企業等の場合		
最終的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り捨てとする。  2. 代表事業者が中小企業等の場合  2. (1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企 (1)補助率、上限の算定	.業(大企業)」または「都 	道府県、指定都市」の場合
<ul><li>: 代表事業者が中小企業等の場合</li><li>: (1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企</li></ul>	業(大企業)」または「都	道府県、指定都市」の場1 ⑧消費税抜き
代表事業者が中小企業等の場合 (1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企 (1) 補助率、上限の算定 ⑦の補助経費×1/3の算定額		
:. 代表事業者が中小企業等の場合 :. (1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企 (1) 補助率、上限の算定 ⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×7万円/kWの算定額	円 円	8消費税抜き
2. 代表事業者が中小企業等の場合 2. (1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企 (1) 補助率、上限の算定	円 円	8消費税抜き
2. 代表事業者が中小企業等の場合 2. (1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企 (1)補助率、上限の算定 ⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×7万円/kWの算定額  (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒  ⑧≦⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定額補助扱い、 (3)別紙4経費内訳書の転記	円 円	8消費税抜き
2. 代表事業者が中小企業等の場合 2. (1) 共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企 (1) 補助率、上限の算定 ②の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×7万円/kWの算定額  (2) 定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ (8 ≤ ⑨の場合: 定率補助扱い、 ⑧> ⑨の場合: 定額補助扱い、 (3) 別紙4経費内訳書の転記 a) 定率補助扱いの場合	円 円	8消費税抜き
<ul> <li>代表事業者が中小企業等の場合</li> <li>(1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企(1)補助率、上限の算定</li> <li>⑦の補助経費×1/3の算定額</li> <li>③の太陽電池出力×7万円/kWの算定額</li> <li>(2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒</li> <li>⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧&gt;⑨の場合:定額補助扱い、</li> <li>(3)別紙4経費内訳書の転記</li> <li>a)定率補助扱いの場合</li> <li>別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額</li> </ul>	円 円	⑧消費税抜き ⑨消費税抜き
<ul> <li>代表事業者が中小企業等の場合</li> <li>(1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企(1)補助率、上限の算定</li> <li>⑦の補助経費×1/3の算定額</li> <li>③の太陽電池出力×7万円/kWの算定額</li> <li>(2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒</li> <li>⑧≤⑨の場合:定率補助扱いの判定 ⇒</li> <li>(3)別紙4経費内訳書の転記         <ul> <li>a)定率補助扱いの場合</li> <li>別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-1)への計上額</li> </ul> </li> </ul>	円 円	8消費税抜き
2. 代表事業者が中小企業等の場合 2. (1) 共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企 (1) 補助率、上限の算定 ⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力x7万円/kWの算定額 (2) 定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱いの判定 ⇒ の場合:定率補助扱いの場合:定額補助扱い、の場合:定額補助扱い、の場合:定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-1)への計上額 ⑦の金額	円 円	⑧消費税抜き ⑨消費税抜き
<ul> <li> 代表事業者が中小企業等の場合</li> <li> (1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企(1)補助率、上限の算定</li> <li>⑦の補助経費×1/3の算定額</li> <li>③の太陽電池出力×7万円/kWの算定額</li> <li>(2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒</li> <li>⑧≤⑨の場合:定率補助扱いの判定 ⇒</li> <li>③の場合:定率補助扱いの場合:定額補助扱い、</li> <li>(3)別紙4経費内訳書の転記a)定率補助扱いの場合</li> <li>別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-1)への計上額での金額</li> <li>別紙4経費内訳書の補助金所要額</li> </ul>	円 円 円 とする。	⑧消費税抜き ⑨消費税抜き ⑦消費税抜き
	円 円	⑧消費税抜き ⑨消費税抜き
. 代表事業者が中小企業等の場合 . (1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企(1)補助率、上限の算定 ⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×7万円/kWの算定額 (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定額補助扱い、(3)別紙4経費内訳書の転記 a)定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額	円 円 とする。	<ul><li>⑧消費税抜き</li><li>⑨消費税抜き</li><li>⑦消費税抜き</li><li>⑩消費税抜き</li></ul>
	円 円 とする。	<ul><li>⑧消費税抜き</li><li>⑨消費税抜き</li><li>⑦消費税抜き</li><li>⑩消費税抜き</li></ul>
2. 代表事業者が中小企業等の場合 2. (1) 共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企 (1) 補助率、上限の算定 ⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力x7万円/kWの算定額 (2) 定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱い、⑧>⑨の場合:定額補助扱い、 (3) 別紙4経費内訳書の転記 a) 定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額 (8-1)への計上額 ⑧(少数点以下切り捨て)の金額 ⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1) b) 定額補助扱いの場合	円 円 とする。	<ul><li>⑧消費税抜き</li><li>⑨消費税抜き</li><li>⑦消費税抜き</li><li>⑩消費税抜き</li></ul>
2. 代表事業者が中小企業等の場合 2. (1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企 (1)補助率、上限の算定 ⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力x7万円/kWの算定額  (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱いの判定 ⇒ (3)別紙4経費内訳書の転記 a)定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ②の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額 (8-1)への計上額 ②の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額 (8-1)への計上額 ⑧(少数点以下切り捨て)の金額 ⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1)	円 円 とする。	<ul><li>⑧消費税抜き</li><li>⑨消費税抜き</li><li>⑦消費税抜き</li><li>⑩消費税抜き</li></ul>
	円 円 とする。	<ul><li>⑧消費税抜き</li><li>⑨消費税抜き</li><li>⑩消費税抜き</li><li>⑩消費税抜き</li></ul>
2. 代表事業者が中小企業等の場合 2. (1) 共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企 (1) 補助率、上限の算定 ⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力x7万円/kWの算定額 (2) 定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱いの判定 ⇒ の場合:定率補助扱いの場合:定額補助扱い、の場合:定額補助扱いの場合別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-1)への計上額⑦の金額別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額⑧(少数点以下切り捨て)の金額 ⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1)か)定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-1) b) 定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-2)への計上額 ⑨の金額	円 円 とする。	<ul><li>⑧消費税抜き</li><li>⑨消費税抜き</li><li>⑩消費税抜き</li><li>⑩消費税抜き</li></ul>
	円 円 とする。	<ul><li>⑧消費税抜き</li><li>⑨消費税抜き</li><li>⑩消費税抜き</li><li>⑩消費税抜き</li></ul>
2. 代表事業者が中小企業等の場合 2. (1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企 (1)補助率、上限の算定 ⑦の補助経費×1/3の算定額 ③の太陽電池出力×7万円/kWの算定額  (2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱いの判定 ⇒ ⑧≤⑨の場合:定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の転記 a)定率補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額 別紙4経費内訳書の補助金所要額 (8-1)への計上額 ⑧(少数点以下切り捨て)の金額 ⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1) b)定額補助扱いの場合 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ①の金額 別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ②の金額	円 円 とする。 円 円	<ul><li>⑧消費税抜き</li><li>⑨消費税抜き</li><li>⑩消費税抜き</li><li>⑩消費税抜き</li><li>8-1)へ転記する</li><li>⑦消費税抜き</li></ul>

最終的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り捨てとする。

⑦の補助経費×1/3の算定額		円	⑧消費税抜き
③の太陽電池出力×8万円/kWの算定額		円	⑨消費税抜き
2)定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒			
⑧≦⑨の場合:定率補助扱い、 ⑧>⑨の場合:定	額補助扱い、とす	ける。	
3)別紙4経費内訳書の転記			
a) 定率補助扱いの場合			
別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額			
(4-1)への計工額 ⑦の金額			⑦消費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額			
(8-1)への計上額		円	⑩消費税抜き
⑧(少数点以下切り捨て)の金額			
⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予	を定額(4-1)へ	、⑩を補助金所要額(	8-1)へ転記する
b) 定額補助扱いの場合			
別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額			
(4-2)への計上額			⑦消費税抜き
⑦の金額			
別紙4経費内訳書の補助金所要額 (8-2)への計上額		l <sub>e</sub>	⑪消費税抜き
③(少数点以下切り捨て)の金額		''	<b>业用真优级</b> C
⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予	を定額(4-2)へ	 、⑪を補助金所要額(	8-2)へ転記する
<sub>長終</sub> 的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り			
記事欄】			

注:個々の工事費目によっては、補助対象外経費が含まれる場合があります。

注:完了実績報告時には、別紙4経費内訳書は別紙2経費所要額精算調書に、補助対象経費支出予定額は補助対象経費実支出額に読み替えて使用のこと

	:	
連絡先(氏名、電話番号)	:	

申請者は、以下のすべての黄色の枠内について記載を行った上、本算定チェックシートを他の書類と一緒に提出する。

 ・対象事業について:申請事業の事業区分を記載(事業の号数の、「1」、「6」のいずれかの数字を入力)
 ブルダウンから選択→

 ・申請団体(個人)の種別(地方公共団体は「1」、非営利法人等は「2」、民間企業等は「3」を入力
 ブルダウンから選択→

## 1. 蓄電池の性能等に関する記載

メーカー仕様書(添付提出のこと)に基づき以下について記載する。

#### 黄色枠内に記入

	A DALL MAN					
蓄電容量 * 1 (kWh)		kWh	*1 単電池の定格容量、単電池の公称電圧 及び使用する単電池の数の積。			1
定格容量 * 2 (Ah・セル)		Ah・セル	*2 単電池の定格容量、使用する単電池の			1
蓄電池の定格出力 (kW)		kW	数の積。			2
太陽光発電等用パワーコンディショナーの定格出力(kW)		kW	*3家庭用/業務	用産業用の区分		3
蓄電容量÷定格出力		(自動計算)	定格容量	蓄電容量/定格出力	区分	4
		①÷②	4 900 4 5 - 七川 土港	2.0 以上	家庭用	"
  家庭用/業務用産業用の判別 *3		(自動判別)	4,800Ah・セル未満 -	2.0 未満	業務産業用	⑤
家庭/// 宋初//// 宋初/// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		( <b>ロ 3</b> // T1//1/1/	4,800Ah・セル以上		未彷圧未用	╛
蓄電池保証年数 *4 プルダウンから選択→		年	*4家庭用の場合、メーカー保証書の保証 年数を記載のこと。		保証	6

## 2. 蓄電システム費、工事費・据付費の算定

見積書(添付提出のこと)に基づき記載、金額は消費税抜きベースで記載、間接工事費・値引き等は、各項目に按分して計上のこと。

費用区分	項目	メーカー名、仕様等	見積書金額 (円、消費税抜き)	算定対象金額 (円、消費税抜き)	
	蓄電池本体				
	PCS(下記 a~c から選択し右欄に記載)				
	a)蓄電池専用制御装置(PCS)の場合				
苦電システム費	b)PVと共用の蓄電池制御装置(PCS、切分可の場合)				
注:PCS(パワーコンディショナー)については、a)~c)の該当する場合を選択し、記載すること。	<b>c)</b> PVと共用の蓄電池制御装置(切分不可の場合) *				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	*:算定対象金額とは、「1万円×PCS定格 出力(kW)」を控除したもの				
	計測·表示装置				1
	対象電池を収納する外箱・コンテナ				1
<b>工事費・据付費</b> 注:工事費・据付費は補助対象設備の導入	工事費				1
に不可欠なものに限る。	据付費				1
	蓄電システム費		円 消費費税抜きベース	(自動計算)	7
	工事費・据付費		円消費税抜きベース	(自動計算)	8
家庭用の場合:	蓄電容量1kWhあたりの蓄電システム費		円/kWh、⑦÷① 消費税抜きベース	(自動計算)	<b>9</b> а
業務用産業用の場合:	定格出力1kWあたりの蓄電システム費		用負依板されース 円 ∕ kW 、⑦÷② 消費税抜きベース	(自動計算)	<b>9</b> a

## 3. 蓄電システム要件のチェック

以下の各項目について、満たす場合は「O」、満たさない場合は「×」を記載。 (根拠資料として、メーカー仕様書、保証書等の書類を添付のこと)

項目	O、×を記載
a)再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る。	
b)導入する再生可能エネルギー発電設備の出力の同等以下。	
c)系統電力からの蓄電は行わない。	

d)蓄電システム費の価格要件(目標価格との比較)

将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させるため、以下の 条件を満たしているかを確認。

案件: ②の蓄電システム費が、以下の表の機器毎の保証年数に応じて設定した目標価格(⑨b)以下の蓄電システムであること。 【⑤で家庭用と判別された場合】保証年数に該当するケースを選択(目標価格⑨bを確定)。

- 【⑤で業務用産業用と判別された場合】下表の業務用産業用を選択(目標価格⑨bを確定)。
  - 注:目標価格を判定する保証年数は、原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。

区分	保証年数※	目標価格(蓄電システム費)	該当	
	10年	蓄電容量1kWh あたり12 万円		
	11年	蓄電容量1kWh あたり 13.2万円		
家庭用	12年	蓄電容量1kWh あたり14.4万円		
<b>水庭</b> 用	13年	蓄電容量1kWh あたり 15.6万円		9ь
	14年	蓄電容量1kWh あたり 16.8万円		
	15年以上	蓄電容量1kWh あたり18 万円		
業務用産業用	_	定格出力1kW あたり22 万円		
蓄電システム費(⑨a または⑨a')	⑨a または⑨a'が⑨b以下の場合 : 要件			
と目標価格(⑨b)の比較判定	⑨a または⑨a'が⑨bを越える場合: 要件	ドを満たさない→×		
				1

e) 登録要件(家庭用の場合のみ記入) 以下の登録要件を満たすか。

(業務用産業用の場合は記入不要) 要件を満たす→○ 要件を満たさない→×

項目	登録要件詳細	プルダウンから選択
①蓄電池パッケージ	蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号(以下、「パッケージ型番」という。)が付与されていること。	
2性能表示基準	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。	
③蓄電池部安全基準	〇リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が、「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 〇リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が、平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。	
④蓄電システム部安全基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用 した蓄電システムのみ	蓄電システム部が、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第 八」に準拠すること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。	
⑤震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用 した蓄電システムのみ	蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、且つ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。	
⑥保証期間	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。	

【蓄電システム要件の最終判定】(上記チェック項目でひとつでも「×」があれば、不合格(蓄電池は補助対象外)。

合格。以下の「4. 蓄電システム費、工事費・据え付け費の補助率、上限算定」へ進む。 すべての要件を満たす場合 :

ひとつでも×がある場合 : 不合格(この時点で算定チェック終了)



【判定】

## 4. 蓄電システム費、工事費・据え付け費の補助率、上限算定

冒頭に記載の対象事業、申請団体種別、家庭用/業務用産業用に応じて、以下のとおり、自動計算される。 注:地方公共団体と地方公共団体以外では消費税の取扱いが異なる(地方公共団体以外の申請者については、 消費税分は補助対象外)。

4-1. 上記判定で「家庭用蓄電池」の場合		
(1)蓄電システム費の補助率、上限、補助額の算定 ⑦の蓄電システム費÷3	円 A(消費税抜きベース)	
()の番电ンステム員 〒3 ①の蓄電容量(kWh)×4万円	円 B(消費税抜きベース)	
定額補助金・定率補助金額の算定	11 日(府貨机)以で、スク	
A>Bの場合:定額補助金扱いとみなす。		
経費内訳の所要経費(4-2)への計上額	補助対象経費支出予定額 (定額補助対象分)	1
経費内訳の所要経費(8-2)への計上額	補助金所要額 (定額補助対象分)	12
①、②を別紙4経費内訳に転記する。	(定银闸则对象刀)	
A≦Bの場合:定率補助金とみなす。	補助対象経費支出予定額	
経費内訳の所要経費(4-1)への計上額	(定率補助対象分)	13
経費内訳の所要経費(8-1)への計上額	補助金所要額 (定率補助対象分)	14)
⑬、⑭を別紙4経費内訳に転記する。		
(2)工事費・据え付け費の補助率、上限、補助額の算定		
(8)の(工事費+据付費)÷2	円 A(消費税抜きベース)	
10万円	円 B(消費税抜きベース)	
A>Bの場合:定額補助金扱いとみなす。		
経費内訳の所要経費(4-2)への計上額	補助対象経費支出予定額 (定額補助対象分)	15)
経費内訳の所要経費(8-2)への計上額	補助金所要額	16)
⑤、⑥を別紙4経費内訳に転記する。	(定額補助対象分)	
A≦Bの場合:定率補助金とみなす。	<b>拉助某条权惠士山区</b> 克纳	
経費内訳の所要経費(4-1)への計上額	補助対象経費支出予定額 (定率補助対象分)	1
経費内訳の所要経費(8-1)への計上額	補助金所要額 (定率補助対象分)	18)
①、⑱を別紙4経費内訳に転記する。	( T 111123733777	
4 0 上初期ウベ「参数田本参田茶季油」の場合		
4-2. 上記判定で「業務用産業用蓄電池」の場合 (1)蓄電システム費の補助率、上限、補助額の算定		
⑦の蓄電システム費÷3	円 A(消費税抜きベース)	
②の定格出力(kW)×8万円	円 B(消費税抜きベース)	
定額補助金・定率補助金額の算定	<u></u>	
A>Bの場合:定額補助金扱いとみなす。	1-10 to 60 to 10 t	
経費内訳の所要経費(4-2)への計上額	補助対象経費支出予定額 (定額補助対象分)	19
経費内訳の所要経費(8-2)への計上額	補助金所要額 (定額補助対象分)	20
⑨、②を別紙4経費内訳に転記する。	(A. De III)	
A≦Bの場合:定率補助金とみなす。		
経費内訳の所要経費(4-1)への計上額	補助対象経費支出予定額	21)
社員内部の別安社員(4-1)への計工領	(定率補助対象分) 補助金所要額	_
経費内訳の所要経費(8-1)への計上額	(定率補助対象分)	22
②、②を別紙4経費内訳に転記する。		
(2)工事費・据え付け費の補助率、上限、補助額の算定 ⑧の(工事費+据付費)・2 空室はサークセルトトナス		
定率補助金扱いとする。	補助対象経費支出予定額	<b>②</b> 3
経費内訳の所要経費(4-1)への計上額	(定率補助対象分) 補助金所要額	_
経費内訳の所要経費(8-1)への計上額	無期並所要組 (定率補助対象分)	24)
②、④を別紙4経費内訳に転記する。		

注:個々の工事費目によっては、補助対象外経費が含まれる場合がある。

## 【蓄電システムの「システム価格」、「補助率、上限」算定チェックシート(第8号事業用)】 H30年度版

	:	
連絡先(氏名、電話番号)	:	

申請者は、以下のすべての黄色の枠内について記載を行った上、本算定チェックシートを他の書類と一緒に提出する。

・申請団体(個人)の種別(地方公共団体は「1」、非営利法人等は「2」、民間企業等は「3」を入力

プルダウンから選択→

## 1. 蓄電池の性能等に関する記載

メーカー仕様書(添付提出のこと)に基づき以下について記載する。

#### 黄色枠内に記入

	A CALLAICEN					
蓄電容量 * 1 (kWh)		kWh		将容量、単電池の公科 単電池の数の積。	你電圧	1
定格容量 *2 (Ah·セル)		Ah・セル	*2 単電池の定格	容量、使用する単電	②池の	1
蓄電池の定格出力 (kW)		kW	数の積。			2
太陽光発電等用パワーコンディショナーの定格出力(kW)		kW	*3家庭用/業務	用産業用の区分		3
蓄電容量÷定格出力		(自動計算)	定格容量	蓄電容量/定格出力	区分	4
		①÷②	4.800Ah・セル未満	2.0 以上	家庭用	
  家庭用/業務用産業用の判別 *3		(自動判別)	4,800An・セル末海	2.0 未満	業務産業用	5
「日利刊   「日刊   「		4,800Ah・セル以上		未仍庄未用	╛	
蓄電池保証年数 *4 プルダウンから選択→		年	*4家庭用の場合 年数を記載の	、メーカー保証書の	保証	6

## 2. 蓄電システム費、工事費・据付費の算定

見積書(添付提出のこと)に基づき記載、金額は消費税抜きベースで記載、間接工事費・値引き等は、各項目に按分して計上のこと。

					_
費用区分	項目	メーカー名、仕様等	見積書金額 (円、消費税抜き)	算定対象金額 (円、消費税抜き)	)
	蓄電池本体				1
	PCS(下記 a~c から選択し右欄に記載)				1
	a)蓄電池専用制御装置(PCS)の場合				1
<b>蓄電システム費</b>	<b>b)</b> PVと共用の蓄電池制御装置(PCS、切分可の場合)				1
注:PCS(パワーコンディショナー)については、a)~c)の該当する場合を選択し、記載	c)PVと共用の蓄電池制御装置(切分不可の場合)*				1
すること。	*:算定対象金額とは、「1万円×PCS定格 出力(kW)」を控除したもの				
	計測·表示装置				1
	対象電池を収納する外箱・コンテナ				1
工事費・据付費 注:工事費・据付費は補助対象設備の導入	工事費				1
に不可欠なものに限る。	据付費				1
	蓄電システム費		円 消費費税抜きベース	(自動計算)	7
	工事費·据付費		円消費税抜きベース	(自動計算)	8
家庭用の場合:	蓄電容量1kWhあたりの蓄電システム費		円/kWh、⑦÷①	(自動計算)	9
業務用産業用の場合:	定格出力1kWあたりの蓄電システム費		消費税抜きベース 円/kW、⑦÷② 消費税抜きベース	(自動計算)	9

## 3. 蓄電システム要件のチェック

以下の各項目について、満たす場合は「〇」、満たさない場合は「×」を記載。 (根拠資料として、メーカー仕様書、保証書等の書類を添付のこと)

項目	O、×を記載
a)再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る。	
b)導入する再生可能エネルギー発電設備の出力の同等以下。	
c)系統電力からの蓄電は行わない。	

d)蓄電システム費の価格要件(目標価格との比較)

将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させるため、以下の 条件を満たしているかを確認。

案件: ②の蓄電システム費が、以下の表の機器毎の保証年数に応じて設定した目標価格(⑨b)以下の蓄電システムであること。 【⑤で家庭用と判別された場合】保証年数に該当するケースを選択(目標価格⑨bを確定)。

- 【⑤で業務用産業用と判別された場合】下表の業務用産業用を選択(目標価格⑨bを確定)。
  - 注:目標価格を判定する保証年数は、原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。

区分	保証年数※	目標価格(蓄電システム費)	該当	
	10年	蓄電容量1kWh あたり12 万円		
	11年	蓄電容量1kWh あたり 13.2万円		
家庭用	12年	蓄電容量1kWh あたり14.4万円		
<b>水</b> 庭州	13年	蓄電容量1kWh あたり 15.6万円		9ь
	14年	蓄電容量1kWh あたり 16.8万円		
	15年以上	蓄電容量1kWh あたり18 万円		
業務用産業用	_	定格出力1kW あたり22 万円		
蓄電システム費(⑨a または⑨a')	⑨a または⑨a'が⑨b以下の場合 : 要件			
と目標価格(⑨b)の比較判定	⑨a または⑨a'が⑨bを越える場合: 要件	ドを満たさない→×		
				1

e) 登録要件(家庭用の場合のみ記入) 以下の登録要件を満たすか。

(業務用産業用の場合は記入不要) 要件を満たす→○ 要件を満たさない→×

項目	登録要件詳細	プルダウンから選択
①蓄電池パッケージ	蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号(以下、「パッケージ型番」という。)が付与されていること。	
2性能表示基準	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。	
③蓄電池部安全基準	〇リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が、「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 〇リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が、平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。	
④蓄電システム部安全基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用 した蓄電システムのみ	蓄電システム部が、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第 八」に準拠すること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。	
⑤震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用 した蓄電システムのみ	蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、且つ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。	
⑥保証期間	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。	

【蓄電システム要件の最終判定】(上記チェック項目でひとつでも「×」があれば、不合格(蓄電池は補助対象外)。

合格。以下の「4. 蓄電システム費、工事費・据え付け費の補助率、上限算定」へ進む。 すべての要件を満たす場合 :

ひとつでも×がある場合 : 不合格(この時点で算定チェック終了)



【判定】

## 4. 蓄電システム費、工事費・据え付け費の補助率、上限算定

冒頭に記載の対象事業、申請団体種別、家庭用/業務用産業用に応じて、以下のとおり、自動計算される。 注:地方公共団体と地方公共団体以外では消費税の取扱いが異なる(地方公共団体以外の申請者については、 消費税分は補助対象外)。

(⑦蓄電システム費+⑧工事費·据付費)÷2	 _	
経費内訳の所要経費(4)への計上額	補助対象経費支出予定額	11
経費内訳の所要経費(8)への計上額	補助金所要額	12
⑪ ⑰を別紙4経費内訳に転記する。		

注:個々の工事費目によっては、補助対象外経費が含まれる場合がある。

# 様式第1(別紙10) 事業性評価様式〔自家消費型〕 目次

1	<u>風力発電事業</u>
2	小水力発電事業
3	地熱(温泉熱)発電事業
4	バイオマス発電事業(木質バイオマス)
5	バイオマス発電事業(湿潤バイオマス)
6	バイオマス熱利用事業(木質バイオマス)
7	バイオマス熱利用事業(湿潤バイオマス)
8	<u>地熱(温泉熱)利用事業</u>
9	<u>地中熱利用事業</u>
10	温度差エネルギー熱利用事業
11	雪氷熱利用事業

## 〔自家消費型〕風力発電事業

#### 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。なお、発電端出力と送電端出力がある場合、送電端出力を入力してください。送電端出力は、発電端出力から所内電力を差し引いた出力です。
②想定年間発電量		kWh/年		本補助事業で導入する設備の①システム容量、③想定年間稼働時間、設備利用率の積によって求められた想定年間 発電量(kWh/年)を入力してください。
③想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
④代替される電気料金単価		円/kWh		本補助事業で導入する設備からの電気を需要設備、又は機器で利用することで、代替される電気料金単価を入力してください。 代替される電気料金は、例として、これまで使っていた小売電気事業者の年間の基本料金(円/年)と 年間の従量料金(円/年)を合計し、それを年間の使用電力量(kWh/年)で除することで算出できます。
⑤補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑥補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
②イニシャルコスト	0	千円		「⑤補助対象経費支出予定額-⑥補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。入力は不要です。
⑧年間の想定されるランニングコスト	C	千円/年		「⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑨本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	C	千円/⑨		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) ⑩-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑨		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
⑩-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される部品等の交換費		千円/⑨		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑩-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑨		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑩-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑨		⑩-1)~⑩-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。
⑪電気・熱以外の収入		千円/年		自家消費する電気・熱以外で本補助事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先	*	項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-1-5	☐±±ν⁄2	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-1-5	<b>□</b> #±₩⊅	
環境配慮事項に係る合意形成ができないことによる事業化断念となるリスク	p.3-1-4	<b>□</b> ¥±ν⁄	
運転開始後の風速が、事前に予測した風速を下回り、予定していた発電量が得られないリスク	p.3-1-4	☐¥±ック	
風況の経年変動により、運転開始後の年次によって、事前に予測した発電量が変動するリスク	p.3-1-4	<b>□</b> ¥⊥у∕л	

## 〔自家消費型〕小水力発電事業

## 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

#### 1. 収益性に係る項目

松田はに味る項目				
項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。なお、発電端出力と送電端出力がある場
(リンステム台里		KVV		合、送電端出力を入力してください。送電端出力は、発電端出力から所内電力を差し引いた出力です。
○担告左眼交話号		LAME //T		本補助事業で導入する設備の①システム容量、③想定年間稼働時間、設備利用率の積によって求められた想定年間
②想定年間発電量		kWh/年		発電量(kWh/年)を入力してください。
③想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
				本補助事業で導入する設備からの電気を需要設備、又は機器で利用することで、代替される電気料金単価を入力し
② 体转 十 4 7 雨 左 型 △ 光 / 正		EE /LAA/Ib		てください。
④代替される電気料金単価		円/kWh		代替される電気料金は、例として、これまで使っていた小売電気事業者の年間の基本料金(円/年)と
				年間の従量料金(円/年)を合計し、それを年間の使用電力量(kWh/年)で除することで算出できます。
⑤補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑥補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
⑦イニシャルコスト	0	千円		「⑤補助対象経費支出予定額-⑥補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。入力は不要です。
		千円/年		「⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑨本補助事業で導入する設備の使用期
18年間の意定されるフノニングコスト	U	TH/#		間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
   ⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	0	千円/⑨		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
		,		
(a) ⑩-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑨		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部
(4) -1) 本補助争業で得入する設備の使用期间中の忍足される体寸点恢复		TH/9		委託費を入力してください。
○ ハナは明恵世で送ります。 ○ ハナは明恵世で送ります。 ○ ハナは明恵世で送ります。 ○ ハナは明恵世で送ります。 ○ ハナは明恵世で送ります。 ○ ハナは明恵世で送ります。 ○ ハナは明恵世で送ります。 ○ ハナは明恵世で送ります。 ○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u> </u>	TIL (6)		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場
⑩-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される部品等の交換費		千円/⑨		合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑩-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑨		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑩-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑨		⑩-1)~⑩-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。
⑪電気・熱以外の収入		千円/年		自家消費する電気・熱以外で本補助事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先		項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-1-5	<b>□</b> ₹±ック	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-1-5	<u></u> ∓±ν⁄7	
許認可手続の結果、計画していた許可流量が得られないリスク	p.3-2-4	☐¥±ν⁄⊅	
凍結や積雪等により水路の流水が寸断され、取水が不可能になるリスク	p.3-2-5	<u></u> ∓±ν⁄2	
降雪の影響、渇水の発生等気象条件の変化による流量の変動により、流況調査に基づく見積りよりも得られる水量が 少ないリスク	p.3-2-5	בייל	
土砂の大量流入等により、取水設備の取水能力が低下するリスク	p.3-2-5	☐ <b>¥</b> ±y⁄2	

## 〔自家消費型〕地熱(温泉熱)発電事業

## 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

#### 1. 収益性に係る項目

<b>小型にに示る項目</b>				
項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。なお、発電端出力と送電端出力がある場
(1)システム台里		KVV		合、送電端出力を入力してください。送電端出力は、発電端出力から所内電力を差し引いた出力です。
②想定年間発電量		kWh/年		本補助事業で導入する設備の①システム容量、③想定年間稼働時間、設備利用率の積によって求められた想定年間
②忠正平面充電重		KWN/#		発電量(kWh/年)を入力してください。
③想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
				本補助事業で導入する設備からの電気を需要設備、又は機器で利用することで、代替される電気料金単価を入力し
◇小井→4。7.赤左刺 △光 店		E / 1 1 1 1		てください。
④代替される電気料金単価		円/kWh		代替される電気料金は、例として、これまで使っていた小売電気事業者の年間の基本料金(円/年)と
				年間の従量料金(円/年)を合計し、それを年間の使用電力量(kWh/年)で除することで算出できます。
⑤補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑥補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
⑦イニシャルコスト	0	千円		「⑤補助対象経費支出予定額-⑥補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。入力は不要です。
		千円/年		「⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑨本補助事業で導入する設備の使用期
18年間の窓足されるフノニングコスト	U	TH/#		間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
   ⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	0	千円/⑨		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
		,		
(a) ⑩-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑨		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部
(4) (2) (4) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		TH/9		委託費を入力してください。
○ ハナザル市サス洋ユオフシルボの佐田地間中の担党ナセフが日笠の大仏郡		TIII (6)		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場
⑩-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される部品等の交換費		千円/⑨		合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑩-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費	<b></b>	千円/⑨		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑩-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑨		⑩-1)~⑩-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。
⑪電気・熱以外の収入		千円/年		自家消費する電気・熱以外で本補助事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先		項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。		
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-1-5	<b>□</b> +±ック		
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	エネルギー需要を確保できないリスク p.2-1-5			
地熱資源の減衰等の懸念により調査・手続の長期化、合意形成ができないことによる事業化断念となるリスク	p.3-3-4	☐¥±ν⁄⊅		
地熱資源の減衰リスク	p.3-3-4	□¥ту∕л		

## 〔自家消費型〕バイオマス発電事業(木質バイオマス)

## 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。なお、発電端出力と送電端出力がある場合、送電端出力を入力してください。送電端出力は、発電端出力から所内電力を差し引いた出力です。
②想定年間発電量		kWh/年		本補助事業で導入する設備の①システム容量、③想定年間稼働時間、設備利用率の積によって求められた想定年間 発電量(kWh/年)を入力してください。
③想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
④代替される電気料金単価		円/kWh		本補助事業で導入する設備からの電気を需要設備、又は機器で利用することで、代替される電気料金単価を入力してください。 代替される電気料金は、例として、これまで使っていた小売電気事業者の年間の基本料金(円/年)と 年間の従量料金(円/年)を合計し、それを年間の使用電力量(kWh/年)で除することで算出できます。
⑤補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑥補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
<b>⑦イニシャルコスト</b>	C	千円		「⑤補助対象経費支出予定額-⑥補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。入力は不要です。バイオマス燃料製造設備を導入する場合は当該事業費を含めてください。
⑧年間の想定されるランニングコスト	(	千円/年		「⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑨本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	C	千円/⑨		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) ⑩-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑨		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
⑩-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される部品等の交換費		千円/⑨		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑩-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑨		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑩-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑨		会は当該事業の燃料調達費を含めてください。バイオマス燃料製造設備を導入せず燃料調達する場合は、その経費 も含めてください。
⑪電気・熱以外の収入		千円/年		百家消費する電気・熱以外で本補助事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先		項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-1-5	☐¥±v/7	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-1-5	☐ <b>¥</b> ±₩⊅	
必要な量の原料が調達できないリスク	p.3-4-4	☐¥±y⊅	
木質系パイオマスボイラーは負荷追従性が低いため、負荷の変動に応じて出力を上下させると不完全燃焼や故障が発生するリスク	p.3-4-4	□・チェック	

## 〔自家消費型〕バイオマス発電事業(湿潤バイオマス)

## 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。なお、発電端出力と送電端出力がある場合、送電端出力を入力してください。送電端出力は、発電端出力から所内電力を差し引いた出力です。
②想定年間発電量		kWh/年		本補助事業で導入する設備の①システム容量、③想定年間稼働時間、設備利用率の積によって求められた想定年間発電量(kWh/年)を入力してください。
③想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
④代替される電気料金単価		円/kWh		本補助事業で導入する設備からの電気を需要設備、又は機器で利用することで、代替される電気料金単価を入力してください。 代替される電気料金は、例として、これまで使っていた小売電気事業者の年間の基本料金(円/年)と 年間の従量料金(円/年)を合計し、それを年間の使用電力量(kWh/年)で除することで算出できます。
⑤補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑥補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
<b>⑦イニシャルコスト</b>	(	千円		「⑤補助対象経費支出予定額-⑥補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。入力は不要です。バイオマス燃料製造設備を導入する場合は当該事業費を含めてください。
⑥年間の想定されるランニングコスト	(	千円/年		「⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑨本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	(	千円/⑨		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) ⑩-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑨		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
⑩-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される部品等の交換費		千円/⑨		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑩-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑨		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑩-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑨		⑩-1)〜⑪-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。パイオマス燃料製造設備を導入する場合は当該事業の燃料調達費を含めてください。パイオマス燃料製造設備を導入せず燃料調達する場合は、その経費も含めてください。
・熱以外の収入		千円/年		自家消費する電気・熱以外で本補助事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先		項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	□ チェック		
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-1-5	□チェック	
要な量の原料が調達できないリスク p.3-4-4		<b>□</b> ≠±ック	

## 〔自家消費型〕バイオマス熱利用事業(木質バイオマス)

## 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。
②想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
③代替される化石燃料料金単価		円/GJ		本補助事業で導入する設備により供給される熱を使用することで、代替される化石燃料の料金を入力してください。例えば、これまでA重油ボイラーを使用していた場合は、A重油の料金単価が該当します。
④補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑤補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
⑥イニシャルコスト	C	千円		「④補助対象経費支出予定額-⑤補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。入力は不要です。バイオマス燃料 製造設備を導入する場合は当該事業費を含めてください。
②年間の想定されるランニングコスト	C	千円/年		「⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/®本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑧本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
<ul><li>⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト</li></ul>	C	千円/®		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) ⑨-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑧		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
<ul><li>⑨-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される部品等の交換費</li></ul>		千円/®		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑨-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/®		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑨-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/®		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
⑩電気・熱以外の収入		千円/年		自家消費する電気・熱以外で本補助事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先		項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-2-4	<u>□</u> ¥±ック	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-2-4	<b>□</b> F I W 7	
必要な量の原料が調達できないリスク	p.3-4-4	□ <b>¥</b> IV⁄7	
木質系パイオマスボイラーは負荷追従性が低いため、負荷の変動に応じて出力を上下させると不完全燃焼や故障が発生するリスク	p.3-4-4	[≱ェック	

## 〔自家消費型〕バイオマス熱利用事業(湿潤バイオマス)

#### 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。
②想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
③代替される化石燃料料金単価		円/GJ		本補助事業で導入する設備により供給される熱を使用することで、代替される化石燃料の料金を入力してください。例えば、これまでA重油ボイラーを使用していた場合は、A重油の料金単価が該当します。
④補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑤補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
⑥イニシャルコスト	C	千円		①補助対象経質支出予定額-⑤補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。入力は不要です。バイオマス燃料製造設備を導入する場合は当該事業費を含めてください。
⑦年間の想定されるランニングコスト	C	千円/年		「⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/®本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑧本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	C	千円/®		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a ) (9-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/®		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
<ul><li>⑨-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される部品等の交換費</li></ul>		千円/®		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑨-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費	<b>†</b>	千円/⑧		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑨-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/®		⑨-1)~⑨-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してくたさい。バイオマス燃料製造設備を導入する場合は当該事業の燃料調達費を含めてください。バイオマス燃料製造設備を導入せず燃料調達する場合は、その経費
⑩電気・熱以外の収入		千円/年		自家消費する電気・熱以外で本補助事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先	· ·	項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	☐ <b>+</b> ±ייל		
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-2-4	<b>□</b> ¥±ν⁄2	
必要な量の原料が調達できないリスク	な量の原料が調達できないリスク p.3-4-4		

## 〔自家消費型〕地熱(温泉熱)利用事業

## 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。
②想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
③代替される化石燃料料金単価		円/GJ		本補助事業で導入する設備により供給される熱を使用することで、代替される化石燃料の料金を入力してください。例えば、これまでA重油ボイラーを使用していた場合は、A重油の料金単価が該当します。
④補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑤補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
⑥イニシャルコスト	0	千円		「④補助対象経費支出予定額-⑤補助金所要額」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑦年間の想定されるランニングコスト	0	千円/年		「⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/®本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑧本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	0	千円/®		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) ⑨-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/®		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
⑨-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される部品等の交換費		千円/®		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑨-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑧		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑨-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/®		⑨-1)~⑨-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。
⑩電気・熱以外の収入		千円/年		自家消費する電気・熱以外で本補助事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先		項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	☐¥±y⊅		
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-2-4	□ <b>¥</b> ±v⁄7	
地熱資源の減衰等の懸念により調査・手続の長期化、合意形成ができないことによる事業化断念となるリスク	p.3-5-4	☐¥±ν⁄⊅	
地熱資源の減衰リスク	p.3-5-4	☐¥±ック	

## 〔自家消費型〕地中熱利用事業

## 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。
②想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
③代替される化石燃料料金単価		円/GJ		本補助事業で導入する設備により供給される熱を使用することで、代替される化石燃料の料金を入力してください。例えば、これまでA重油ボイラーを使用していた場合は、A重油の料金単価が該当します。
④補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑤補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
⑥イニシャルコスト	0	千円		「④補助対象経費支出予定額-⑤補助金所要額」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑦年間の想定されるランニングコスト	0	千円/年		「⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/®本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑧本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	0	千円/®		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) ⑨-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/®		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
⑨-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される部品等の交換費		千円/®		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑨-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/®		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑨-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/®		⑨-1)~⑨-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。
⑩電気・熱以外の収入		千円/年		自家消費する電気・熱以外で本補助事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

#### 2. 事業継続性に係る項目

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先	· ·	項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-2-4	☐¥±ν⁄7	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-2-4	☐ <b>¥</b> IVD	
取水した地下水に有害物質が含まれる場合、水質汚濁防止法に抵触するリスク(※注1)	p.3-6-4	☐ <b>¥</b> ±v⁄2	
十分に採熱できないリスク(※注2)	p.3-6-4	[≱ェック	
配管内にスケールが付着して、取水熱量が低下(停止)するリスク(※注1)	p.3-6-4	<u></u> ∓±ν⁄2	

※注1 オープンループ方式の場合。

※注2 クローズドループ方式の場合。

## 〔自家消費型〕温度差エネルギー熱利用事業

## 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。
②想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
③代替される化石燃料料金単価		円/GJ		本補助事業で導入する設備により供給される熱を使用することで、代替される化石燃料の料金を入力してください。例えば、これまでA重油ボイラーを使用していた場合は、A重油の料金単価が該当します。
④補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑤補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
⑥イニシャルコスト	0	千円		「④補助対象経費支出予定額-⑤補助金所要額」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑦年間の想定されるランニングコスト	C	千円/年		「⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/®本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑧本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	C	千円/8		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) 9-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑧		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
⑨-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される部品等の交換費		千円/®		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑨-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/®		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑨-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑧		⑨-1)~⑨-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。
⑩電気・熱以外の収入		千円/年		自家消費する電気・熱以外で本補助事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先	· ·	項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-2-4	<b>事</b> ェック	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-2-4	□ チェック	
採取した熱源に有害物質が含まれる場合、水質汚濁防止法等に抵触するリスク	p.3-7-4	<b>⋣</b> ェック	
雨水が合流して短期的に採熱量が減少するリスク(※注1)	p.3-7-4	□≸ェック	
下水管内水位が低下して、短期的に採熱量が减少するリスク(※注1)	p.3-7-4	□ チェック	
下水流量が减少するリスク(長期的に採熱量が減少するリスク)(※注1)	p.3-7-4	□チェック	
河川水、海水、湖水、下水等の資源の減衰リスク	p.3-7-4	□≸ェック	
劣化した下水管からの水漏れにより採熱量が减少するリスク(※注1)	p.3-7-4	□≸ェック	
河川水、海水、湖水、下水等の熱源となる資源により、熱交換器やその他機器が腐食、スケールの付着等により熱供 給量が低下するリスク	p.3-7-4	☐¥I»ク	

<sup>※</sup>注1 下水熱利用の場合。

## 〔自家消費型〕雪氷熱利用事業

## 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

水量はに味る項目	7 + /+	11/ / <del>L</del>	7 + / + / + 7 + C = + C	古口弘田
項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①雪氷貯蔵量		t/年		本補助事業で導入する貯蔵庫に貯蔵する年間の雪氷量を入力してください。
④削減される電気料金単価		円/kWh		本補助事業で導入する設備を使用することで、削減される年間電気料金単価を入力してください。削減される年間電気料金単価は、例として、契約している小売電気事業者の年間の基本料金(円/年)と年間の従量料金(円/年)を合計し、それを本設備を使用することで削減される年間の使用電力量(kWh/年)で除することで算出できます。
③補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
④補助金所要額	0	千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
⑤イニシャルコスト	0	千円		「③補助対象経費支出予定額-④補助金所要額」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑥年間の想定されるランニングコスト		千円/年		「⑧本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑦本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑦本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑧本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	0	千円/⑦		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) (8-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑦		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
<ul><li>⑧-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される部品等の交換費</li></ul>		千円/⑦		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑧-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑦		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑧-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑦		<ul><li>⑧-1)~⑧-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。</li></ul>
⑨電気・熱以外の収入		千円/年		自家消費する電気・熱以外で本補助事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先		項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-2-4	☐ <b>F</b> Iy⁄7	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-2-4	<b>□¥</b> Iy∕⁄	
必要な量の雪が調達できないリスク	p.3-8-4	<b>□</b> チェック	
融解とともに雪の形状の変化や雪溜まりにより、融解水の排水を阻害するリスク(※注1)	p.3-8-4	<b>□¥</b> Iy∕	
雪の融雪変化によるパイブとの空隙の形成によって、時間とともに熱交換が困難となるため、融解水からの熱交換のみが行われることになり、熱効率が悪くなるリスク(※注2)	p.3-8-4	[]≠ェック	
配管及び熱交換器等がごみ等の不純物の付着により熱供給量が低下するリスク	p.3-8-4	□チェック	
異常気象等により熱源となる雪の量が減衰するリスク	p.3-8-4	<b>□¥</b> Iy∕	

<sup>※</sup>注1 自然対流式の場合。

<sup>※</sup>注2 冷水循環式の場合。

# 様式第1(別紙10) 事業性評価様式〔売電·売熱事業〕 目次

1	風力発電事業
2	小水力発電事業
3	地熱(温泉熱)発電事業
4	バイオマス発電事業(木質バイオマス)
5	バイオマス発電事業(湿潤バイオマス)
6	バイオマス熱利用事業(木質バイオマス)
7	バイオマス熱利用事業(湿潤バイオマス)
8	地熱(温泉熱)利用事業
9	<u>地中熱利用事業</u>
10	温度差エネルギー熱利用事業
11	雪氷熱利用事業

## 〔売電・売熱事業〕風力発電事業

#### 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。なお、発電端出力と送電端出力がある場
②想定発電量		kWh/年		本補助事業で導入する設備の①システム容量、③想定年間稼働時間、設備利用率の積によって求められた想定年間
②忠定光电量		KWII/#		発電量(kWh/年)を入力してください。
③想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
④売電単価		円/kWh		本補助事業で導入する設備で発電する電気販売単価(円/kWh)を入力してください。なお、本補助事業では、固定
世が電子側		I N K W II		価格買取制度を用いた電気の販売はできません。
⑤補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑥補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
②イニシャルコスト	0	千円		「⑤補助対象経費支出予定額-⑥補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。入力は不要です。
®年間の想定されるランニングコスト	0	千円/年		「⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑨本補助事業で導入する設備の使用期
10年間の意定されるプラニングコスト		7774		間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	C	千円/⑨		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(1) (2) 1) 大学財産業を送ります。現代の佐田知明中の担党されて知ウト検那		T.III.(6)		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部
(a) ⑩-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑨		委託費を入力してください。
⑩-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される設備等に係る部品				設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場
等の交換費		千円/⑨		合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑩-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑨		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑩-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑨		⑩-1)~⑩-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。
⑪電気・熱以外の収入		千円/年		売電・売熱以外で本事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先	•	項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-1-5	☐¥ェック	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-1-5	□チェック	
環境配慮事項に係る合意形成ができないことによる事業化断念となるリスク	p.3-1-4	☐¥ェック	
運転開始後の風速が、事前に予測した風速を下回り、予定していた発電量が得られないリスク	p.3-1-4	☐ <b>¥</b> IY⁄7	
風況の経年変動により、運転開始後の年次によって、事前に予測した発電量が変動するリスク	p.3-1-4	רַדעל	

## 〔売電・売熱事業〕小水力発電事業

#### 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	1 上 広	114 / <del>-</del>	ュータにサナスは口部四	項目説明
	入力値	単位	入力値に対する補足説明	1.1.1.1.1.1
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。なお、発電端出力と送電端出力がある場
				合、送電端出力を入力してください。送電端出力は、発電端出力から所内電力を差し引いた出力です。
②想定発電量		kWh/年		本補助事業で導入する設備の①システム容量、③想定年間稼働時間、設備利用率の積によって求められた想定年間
<b>公心足九电</b> 里		KVVII/4		発電量(kWh/年)を入力してください。
③想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
④売電単価		円/kWh		本補助事業で導入する設備で発電する電気販売単価(円/kWh)を入力してください。なお、本補助事業では、固定
サグル电子1曲		□/KWII		価格買取制度を用いた電気の販売はできません。
⑤補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑥補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
②イニシャルコスト	0	千円		「⑤補助対象経費支出予定額-⑥補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。入力は不要です。
⑧年間の想定されるランニングコスト	0 ∓	千円/年		「⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑨本補助事業で導入する設備の使用期
◎牛間の点定されるフノニングコスト				間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	0	千円/⑨		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(人) ② 八十世界市界不満ユオス部族の佐田期間中の担党される伊立と松東		T.III.(6)		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部
(a) ⑩-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑨		委託費を入力してください。
⑩-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される設備等に係る部品				設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場
等の交換費		千円/⑨		合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑩-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑨		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑩-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑨		⑩-1)~⑩-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。
⑪電気・熱以外の収入		千円/年		売電・売熱以外で本事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

- AMERICAN CALL			
設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先	· ·	項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-1-5	[≱ェック	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-1-5	□手ェック	
許認可手続の結果、計画していた許可流量が得られないリスク	p.3-2-4	☐ <b>¥</b> ±ייל	
凍結や積雪等により水路の流水が寸断され、取水が不可能になるリスク	p.3-2-5	<b>□</b> ¥ <b>I</b> y D	
降雪の影響、渇水の発生等気象条件の変化による流量の変動により、流況調査に基づく見積りよりも得られる水量が 少ないリスク	p.3-2-5	□手ェック	
土砂の大量流入等により、取水設備の取水能力が低下するリスク	p.3-2-5	☐ <b>¥</b> IVD	

## 〔売電・売熱事業〕地熱(温泉熱)発電事業

#### 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量 (kW) を入力してください。なお、発電端出力と送電端出力がある場合、送電端出力を入力してください。送電端出力は、発電端出力から所内電力を差し引いた出力です。
②想定発電量		kWh/年		本補助事業で導入する設備の①システム容量、③想定年間稼働時間、設備利用率の積によって求められた想定年間発電量(kWh/年)を入力してください。
③想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
④売電単価		円/kWh		本補助事業で導入する設備で発電する電気販売単価 (円/kWh) を入力してください。なお、本補助事業では、固定価格買取制度を用いた電気の販売はできません。
⑤補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑥補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
⑦イニシャルコスト	0	千円		「⑤補助対象経費支出予定額-⑥補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。入力は不要です。
⑧年間の想定されるランニングコスト	0	千円/年		「⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑨本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	0	千円/⑨		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) ⑩-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑨		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
⑩-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される設備等に係る部品 等の交換費		千円/⑨		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑩-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑨		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑩-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑨		⑩-1)~⑪-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。
⑪電気・熱以外の収入		千円/年		売電・売熱以外で本事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先		項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-1-5	☐¥±v⁄7	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-1-5	☐ <b>¥</b> IVD	
地熱資源の減衰等の懸念により調査・手続の長期化、合意形成ができないことによる事業化断念となるリスク	p.3-3-4	☐¥±ック	
地熱資源の減衰リスク	p.3-3-4	[≱ェック	

## 〔売電・売熱事業〕バイオマス発電事業(木質バイオマス)

#### 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。なお、発電端出力と送電端出力がある場合、送電端出力を入力してください。送電端出力は、発電端出力から所内電力を差し引いた出力です。
②想定発電量		kWh/年		本補助事業で導入する設備の①システム容量、③想定年間稼働時間、設備利用率の積によって求められた想定年間発電量(kWh/年)を入力してください。
③想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
④ 売電単価		円/kWh		本補助事業で導入する設備で発電する電気販売単価(円/kWh)を入力してください。なお、本補助事業では、固定価格買取制度を用いた電気の販売はできません。
⑤補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑥補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
<b>②イニシャルコスト</b>	O	千円		「⑤補助対家経質支出予定額-⑥補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。人力は小要です。ハイオマス燃料製造設備を導入する場合は当該事業費を含めてください。
⑥年間の想定されるランニングコスト	C	千円/年		「⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑨本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	C	千円/⑨		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) ⑩-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑨		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
⑩-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される設備等に係る部品 等の交換費		千円/⑨		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑩-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑨		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑩-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑨		⑩-1)~⑩-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してくたさい。バイオマス燃料製造設備を導入する場合は当該事業の燃料調達費を含めてください。バイオマス燃料製造設備を導入せず燃料調達する場合は、その経費
⑪電気・熱以外の収入		千円/年		売電・売熱以外で本事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先		項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-1-5	<b>□</b> ¥ <b>I</b> y D	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-1-5	בייל	
必要な量の原料が調達できないリスク	p.3-4-4	<b>□</b> ¥±ν⁄2	
木質系パイオマスポイラーは負荷追従性が低いため、負荷の変動に応じて出力を上下させると不完全燃焼や故障が発生するリスク	p.3-4-4	בייל	

## 〔売電・売熱事業〕バイオマス発電事業(湿潤バイオマス)

#### 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量 (kW) を入力してください。なお、発電端出力と送電端出力がある場合、送電端出力を入力してください。送電端出力は、発電端出力から所内電力を差し引いた出力です。
②想定発電量		kWh/年		本補助事業で導入する設備の①システム容量、③想定年間稼働時間、設備利用率の積によって求められた想定年間発電量(kWh/年)を入力してください。
③想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
④売電単価		円/kWh		本補助事業で導入する設備で発電する電気販売単価(円/kWh)を入力してください。なお、本補助事業では、固定価格買取制度を用いた電気の販売はできません。
⑤補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑥補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
<b>②イニシャルコスト</b>	C	千円		「⑤補助对家経質支出予定額-⑥補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。人力は不要です。ハイオマス燃料製造設備を導入する場合は当該事業費を含めてください。
③年間の想定されるランニングコスト	C	千円/年		「⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑨本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑩本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	C	千円/⑨		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) ⑩-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑨		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
⑩-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される設備等に係る部品 等の交換費		千円/⑨		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑩-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑨		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑩-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑨		⑩-1)~⑩-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してくたさい。バイオマス燃料製造設備を導入する場合は当該事業の燃料調達費を含めてください。バイオマス燃料製造設備を導入せず燃料調達する場合は、その経費
⑪電気・熱以外の収入		千円/年		売電・売熱以外で本事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先		項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	<b>□</b> ≠⊥у∕р		
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-1-5	□チェック	
必要な量の原料が調達できないリスク	p.3-4-4	□¥ту∕л	

## 〔売電・売熱事業〕バイオマス熱利用事業(木質バイオマス)

#### 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。
②想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
③売熱単価		円/GJ		本補助事業で導入する設備で熱供給する熱販売単価(円/GJ)を入力してください.
④補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑤補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
⑥イニシャルコスト	C	千円		「④補助対象経貨支出予定額・⑤補助金所要額」の数値は、自動で出力されます。人力は小要です。ハイオマス燃料製造設備を導入する場合は当該事業費を含めてください。
⑦年間の想定されるランニングコスト	C	千円/年		「⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/®本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑧本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	C	千円/®		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) ⑨-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/®		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
⑨-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される設備等に係る部品 等の交換費		千円/⑧		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑨-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑧		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
<ul><li>⑨-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用</li></ul>		千円/®		(๑・1)~(๑・3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してくたさい。バイオマス燃料製造設備を導入する場合は当該事業の燃料調達費を含めてください。バイオマス燃料製造設備を導入せず燃料調達する場合は、その経費
⑩電気・熱以外の収入		千円/年		売電・売熱以外で本事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先	· ·	項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-2-4	□・チェック	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-2-4	☐ <b>¥</b> IV∕7	
必要な量の原料が調達できないリスク	p.3-4-4	☐ <b>¥</b> IV∕7	
木質系パイオマスボイラーは負荷追従性が低いため、負荷の変動に応じて出力を上下させると不完全燃焼や故障が発生するリスク	p.3-4-4	□チェック	

## 〔売電・売熱事業〕バイオマス熱利用事業(湿潤バイオマス)

#### 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。
②想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
③売熱単価		円/GJ		本補助事業で導入する設備で熱供給する熱販売単価(円/GJ)を入力してください.
④補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑤補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
⑥イニシャルコスト	0	千円		1④補助対象経質支出予定額・⑤補助金所要額  の数値は、自動で出力されます。人力は不要です。ハイオマス燃料製造設備を導入する場合は当該事業費を含めてください。
⑦年間の想定されるランニングコスト	0	千円/年		「⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/®本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑧本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	0	千円/®		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
(a) ⑨-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/®		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。
⑨-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される設備等に係る部品 等の交換費		千円/®		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑨-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑧		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑨-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/®		⑨-1)~⑨-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してくたさい。バイオマス燃料製造設備を導入する場合は当該事業の燃料調達費を含めてください。バイオマス燃料製造設備を導入せず燃料調達する場合は、その経費
⑩電気・熱以外の収入		千円/年		売電・売熱以外で本事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先		項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	☐ <b>¥</b> ±ייל		
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-2-4	<b>□</b> ¥⊥у∕л	
必要な量の原料が調達できないリスク	p.3-4-4	[≱ェック	

## 〔売電・売熱事業〕地熱(温泉熱)利用事業

#### 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。
②想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。
③売熱単価		円/GJ		本補助事業で導入する設備で熱供給する熱販売単価(円/GJ)を入力してください.
④補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。
⑤補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。
⑥イニシャルコスト	0	千円		「④補助対象経費支出予定額-⑤補助金所要額」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
○ <del></del>				「⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑧本補助事業で導入する設備の使用期
⑦年間の想定されるランニングコスト	0	千円/年		間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。
⑧本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	0	千円/®		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。
		T		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部
(a) ⑨-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/®		委託費を入力してください。
⑨-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される設備等に係る部品				設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場
等の交換費		千円/®		合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。
⑨-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑧		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。
⑨-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑧		⑨-1)~⑨-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。
⑩電気・熱以外の収入		千円/年		売電・売熱以外で本事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先	· ·	項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-2-4	☐¥±ν⁄7	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-2-4	□¥тул	
地熱資源の減衰等の懸念により調査・手続の長期化、合意形成ができないことによる事業化断念となるリスク	p.3-5-4	☐¥±ック	
地熱資源の減衰リスク	p.3-5-4	□¥тул	

## 〔売電・売熱事業〕地中熱利用事業

#### 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明		
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。		
②想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。		
③売熱単価		円/GJ		本補助事業で導入する設備で熱供給する熱販売単価(円/GJ)を入力してください.		
④補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。		
⑤補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。		
⑥イニシャルコスト	0	千円		「④補助対象経費支出予定額-⑤補助金所要額」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。		
⑦年間の想定されるランニングコスト	0	千円/年		「⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑧本補助事業で導入する設備の使用期		
				間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。		
⑧本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。		
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	0	千円/®		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。		
a) ⑨-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費	千円	千円/®		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部		
				委託費を入力してください。		
⑨-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される設備等に係る部品				設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場		
等の交換費	千円/8			合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。		
⑨-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/®		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。		
<ul><li>⑨-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用</li></ul>		千円/®		⑨-1)~⑨-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。		
⑩電気・熱以外の収入		千円/年		売電・売熱以外で本事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。		

学未松がにに示る場合			
設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先		項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-2-4	□ <b>#</b> IY∕	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-2-4	[]¥±יילן	
取水した地下水に有害物質が含まれる場合、水質汚濁防止法に抵触するリスク(※注1)	p.3-6-4	□ チェック	
十分に採熱できないリスク(※注2)	p.3-6-4	□¥Iv∕7	
配管内にスケールが付着して、取水熱量が低下(停止)するリスク(※注1)	p.3-6-4	<b>□</b> FIy∕	

<sup>※</sup>注1 オープンループ方式の場合。

<sup>※</sup>注2 クローズドループ方式の場合。

## 〔売電・売熱事業〕温度差エネルギー熱利用事業

#### 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明		
①システム容量		kW		本補助事業で導入する設備のシステム容量(kW)を入力してください。		
②想定年間稼働時間		時間		本補助事業で導入する設備を稼働させる想定年間稼働時間を入力してください。		
③売熱単価		円/GJ		本補助事業で導入する設備で熱供給する熱販売単価(円/GJ)を入力してください.		
④補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。		
⑤補助金所要額		千円		別紙4経費内駅の「(8)補助金所要額」を入力してください。		
⑥イニシャルコスト	0	千円		「④補助対象経費支出予定額-⑤補助金所要額」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。		
© F 10 0 10 0 1 10 1 10 10 10 10 10 10 10 1	0	千円/年		「⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/⑧本補助事業で導入する設備の使用期		
⑦年間の想定されるランニングコスト 				間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。		
⑧本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。		
⑨本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	0	千円/®		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。		
	T. W. (	T. III. (8)	710	定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部		
(a) ⑨-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/®		委託費を入力してください。		
⑨-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される設備等に係る部品				設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含める場		
等の交換費		千円/®		合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。		
⑨-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑧		本補助事業終了時に想定される徹去費用を入力してください。		
<ul><li>⑨-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用</li></ul>		千円/8		⑨-1)~⑨-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。		
⑩電気・熱以外の収入		千円/年		売電・売熱以外で本事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。		

## 2. 事業継続性に係る項目

設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先	· ·	項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-2-4	☐ <b>¥</b> ±ック	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-2-4	□手ェック	
採取した熱源に有害物質が含まれる場合、水質汚濁防止法等に抵触するリスク	p.3-7-4	<b>□</b> ¥IY⁄7	
雨水が合流して短期的に採熱量が減少するリスク(※注1)	p.3-7-4	<b>□</b> ≠ <b>ェ</b> ック	
下水管内水位が低下して、短期的に採熱量が減少するリスク(※注1)	p.3-7-4	□・チェック	
下水流量が減少するリスク(長期的に採熱量が減少するリスク)(※注1)	p.3-7-4	□・チェック	
河川水、海水、湖水、下水等の資源の減衰リスク	p.3-7-4	☐¥±ν⁄7	
劣化した下水管からの水漏れにより採熱量が減少するリスク(※注1)	p.3-7-4	□・チェック	
河川水、海水、湖水、下水等の熱源となる資源により、熱交換器やその他機器が腐食、スケールの付着等により熱供 給量が低下するリスク	p.3-7-4	☐¥±ν⁄⊅	

※注1 下水熱利用の場合。

## 〔売電・売熱事業〕雪氷熱利用事業

#### 様式第1(別紙10) 事業性評価様式

: 入力セル : 自動出力セル

## 1. 収益性に係る項目

項目	入力値	単位	入力値に対する補足説明	項目説明	
①雪氷冷熱事業による収入		千円/年		雪氷冷熱事業による年間の収入を入力してください。	
②雪氷貯蔵量		t		本補助事業で導入する貯蔵庫に貯蔵する年間の雪氷量を入力してください。	
③補助対象経費支出予定額		千円		別紙4経費内訳の「(4)補助対象経費支出予定額」を入力してください。	
④補助金所要額		千円		別紙4経費内訳の「(8)補助金所要額」を入力してください。	
⑤イニシャルコスト	0	千円		「③補助対象経費支出予定額-④補助金所要額」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。	
⑥年間の想定されるランニングコスト	0	千円/年		「®本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト/②本補助事業で導入する設備の使用期間」の数値が自動で出力されます。入力は不要です。	
⑦本補助事業で導入する設備の使用期間		年		本補助事業で導入する設備の使用期間を入力してください。	
⑧本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるランニングコスト	0	千円/⑦		(a)の項目の合計値が自動で出力されます。入力は不要です。	
(a) (®-1)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される保守点検費		千円/⑦		定期または不定期な設備の点検に係る人員の人件費を入力してください。なお、点検を外部委託する場合は、外部 委託費を入力してください。	
®-2)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定される設備等に係る部品 等の交換費		千円/⑦		設備の点検、故障等の際に必要となる、又は交換する部品等の費用を入力してください。外部委託費等に含 合はその旨を「入力値に対する補足説明」に記載してください。	
®-3)本補助事業で導入する設備の使用期間終了後の想定される撤去費		千円/⑦		本補助事業終了時に想定される撤去費用を入力してください。	
⑧-4)本補助事業で導入する設備の使用期間中の想定されるその他費用		千円/⑦		®-1)~®-3)に該当しない項目があれば、当欄に数値を入力してください。	
⑨雪氷冷熱事業以外の収入		千円/年		売電・売熱以外で本事業で見込まれる収入がある場合は入力してください。	

TARMITC NO AL			
設備導入者向けマニュアル(案)における重大リスク項目と参照先		項目に示すリスクに該当せず、リスク対策の実施等が不要の場合 は、その理由を記入してください。	
契約更新時の料金単価下落リスク	p.2-2-4	⊈±ייל	
十分なエネルギー需要を確保できないリスク	p.2-2-4	<u>∓</u> ±±у⊅	
必要な量の雪が調達できないリスク	p.3-8-4	☐¥±y⊄	
融解とともに雪の形状の変化や雪溜まりにより、融解水の排水を阻害するリスク(※注1)	p.3-8-4	<u>∓</u> тур	
雪の融雪変化によるパイプとの空隙の形成によって、時間とともに熱交換が困難となるため、融解水からの熱交換のみが行われることになり、熱効率が悪くなるリスク(※注2)	p.3-8-4	<u>∓</u> тур	
配管及び熱交換器等がごみ等の不純物の付着により熱供給量が低下するリスク	p.3-8-4	☐¥±y⊅	
異常気象等により熱源となる雪の量が減衰するリスク	p.3-8-4	<b>□</b> ¥±v/2	

<sup>※</sup>注1 自然対流式の場合。

<sup>※</sup>注2 冷水循環式の場合。